

○粗略委員長 これまでより会議を開きます。
令和二年一般会計予算、令和二年特別会計予算、令和二年政府関係機関予算、以上三案を一括して議題とし、基本的質疑を行います。

己昌良君、防衛省防衛政策局長梶道明宏君、防衛省地方協力局長中村吉利君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○棚橋委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

船内において発熱等の症状のある方やその濃厚接触者等の検体を採取し、そのうち三十一名分のウイルス検査の結果が判明し、十名の方から陽性反応が確認されました。このため、本日午前七時半ごろ、検疫官が付添いのもと、これらの方々に下船いただき、海上保安庁の協力も得て、神奈川県内の医療機関へ搬送いたします。この十名の方は、患者として、感染症法に基づく措置入院とし

○棚橋委員長 質疑の申出がありますので、順次
これを許します。田畠裕明君。

○田畠委員 おはようございます。自民党・無所
属の会、田畠裕明でございます。

通告に従い、また質問をさせていただきたいと
思います。

まず冒頭、クルーズ船ダイヤモンド・プリンセ
ス号についてお聞きをしたいと思います。

先日香港で下船した方から新型コロナウイルス
への感染が確認されたことから、現在、横浜港沖
において検疫が実施されていると理解をしており
ます。

機していたがく中で、引き続き、臨船検疫を進め
てまいります。

発熱などの発症者に対するウイルス検査で十名の陽性が確認されたとのことです。

現在も検疫が続けられているものと理解をしておりますが、全体で三千名を超える乗員乗客がおられると聞いております。国民的には大変不安で

○田畠委員 ありがとうございます。
今総理から、臨船検疫のお話をも具体的にござい
ました。相当な人数がいらっしゃいます。また、
検査にも当然時間がかかるんだというふうには認
識をするつであります、且速に確な寸どおり

今回の陽性確認を受けて、このダイヤモンド・プリンセス号について今後政府はどうのに対処されるおつもりなのか、対応方針をお聞かせをいただきたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 二月三日に横浜港に到着し

それでも、次に、GIGAスクール構想について発生をしているわけであります。総理の果斷な決断を期待したいと思いますし、また、支持を申し上げたいと存じます。

は、一月二十五日に香港で当該クルーズ船から下船した方一名が、香港の病院で検査を受けたところ、新型コロナウイルスの感染が確認されたことから、二月一日より検疫感染症に指定されている新型コロナウイルスに関して、検疫法に基づく臨船検疫を実施しています。

マップが示されているところであります。
端末や通信ソフトワーク、クラウドをセットで
整備をするわけであります、まずは、先日成立
いたしました元年度補正予算により、スピード感

を持った展開を期待するところであります。必要となります教員の養成、研修や指導体制の充実、専門人材の確保、外部人材の参画促進についても、各自治体の特性を踏まえ、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、個別最適化された学びの実現の努力を求めるものであります。

一方で、私のもとには、不安や懸念の声も自治体関係者から寄せられております。例えば、導入後の保守管理費用や通信料金の増大、セキュリティ対策ソフト等の費用負担の声、また、機器導入に関するスマートな事務処理の執行ができるか、また、OSのサポート期限の問題、入力方法も、この後、キーボードから音声など他の方法に変わる可能性など、端末機器の陳腐化対応などについても明確には各自治体に伝わっていないのであります。

また、ロードマップは令和五年度まで示されていますが、令和六年四月以降の見通しが不透明であり不明であるとの声も聞かれるところであります。そこで、維持管理や更新費用など、後年への負担とならないための対応策はどう考えているのか。自治体ごとの財政状況によっては、ICT環境整備の財政負担を考慮する余り、他の事業の延期や停止を余儀なくされる事態を生じさせではないかと危惧をするところであります。

○萩生田国務大臣 おはようございます。

今回の補正予算による整備については、各自治体が安価に学校ICT環境を維持管理できるよう、文科省として、事業者への働きかけも含め、さまざまな施策を講じているところがあり、整備が円滑に進むよう、引き続き丁寧に対応してまいりたいと思います。

更新に際しての費用負担は当然考えていかなくてはならないと思っておりますが、まずは、関係省庁や地方自治体と協議しながら検討を続けていきたいと思います。その検討のためにも、まずは、学校でのICT活用が当たり前である社会を作りたいと思います。

つくり上げることが前提だと思っております。

平成の時代は、これらの機器は、あつらいいなという学校備品でありますけれども、もはや

令和の時代はスタンダードであって、学校の教室に行つて机や椅子がなければびっくりするのと同じように、こういった環境整備は当然にしていいまいりたいと思います。

○田畠委員 ありがとうございます。

改めて、もう一点ですが、特別支援学校であつたりですとか障害のある児童生徒への教育におけるICT活用の促進は当然重要であるといふうに考えておるとこどりますが、改め

て、こちらの方についても大臣の見解をお伺いしたいと思います。

○萩生田国務大臣 特別支援教育において、障害の状態や特性等に応じてICTを活用すること

は、各教科や自立活動などの指導においてその効果を高めることができると有用であると考えています。

これまで文科省としては、紙の教科書の使用が困難な児童生徒のため、音声教材の製作、普及促進に係る調査研究や、学習用デジタル教科書の効果、影響に関する調査研究、高等学校段階の入院生徒に対する遠隔教育の有効な活用方法等に関する調査研究等に取り組んできているところです。

GIGAスクール構想の実現を進める中で、文科省としては、障害のある子供たちを含めた一人一人に端末を整備することで、個々の能力や適性に応じた最適な学びの実現のほか、情報やコミュニケーション手段の保障にも資するものと考えてあります。

例えば、御指摘の発達障害のある子供たちが端末を使うことで、文字の拡大、色の反転、音声の読み上げ機能等を活用することができ、学習内容に対する理解が深まるなどの効果が期待されます。このため、GIGAスクール構想の実現において、特別な支援を必要とする子供たちに対しても、特別な支援を必要とする子供たちに対しても、GIGAスクール構想の実現においてお伺いします。

つくり上げることが前提だと思っております。この分析が述べられているところであります。が、その中を少し御紹介をしたいと思いますが、一つは、近年の採用倍率低下は、大量退職等に伴う採用者数の増加が寄与するところが大きいこと、二つに、小学校の採用倍率が過去最高であること、三点目に、受験者はむしろふえていた平成十二年度と比べて受験者はむしろふえていたこと、三点目に、受験者数の内訳で見ると、小学校では、新卒者は横ばい、既卒者が減少傾向であるなどが挙げられます。

今後の対応としては、教員の働き方改革の徹底による教師という職の魅力向上により、受験者数のさらなる掘り起こしに取り組むとも記載がされているところであります。

そこで、いわゆる教員不足を補完する者として臨時の任用教員がいますが、既卒者の受験生が減少していることも起因するかと思いますが、公立の小中学校の現場におきまして、臨時の任用教員を任用して補充しようにも、講師名簿登録者が減少していく採用できず、急な欠員に対応しかねる事態が発生をしています。やむなく教頭や主任教諭が代替を務めている事例もあります。不幸な例とすれば、昨年四月の始業式において、学級担任が発表できない事態などが挙げられています。各地において授業等に支障が出ているのではない

るよう努めてまいりたいと思います。

○田畠委員 ありがとうございます。

総理の大変な英断によつて、子供たちの教育環境、更に向かうことにつながるわけであります。が、御答弁にありますように、自治体との協議を含め、丁寧な対応を求めるものであります。

もう一点、お聞きをしたいと思います。令和元年度の公立学校教員採用選考試験の実施状況調査結果が昨年十二月二十三日に公表されておりま

す。

この分析が述べられているところであります。が、その中を少し御紹介をしたいと思いますが、一つは、近年の採用倍率低下は、大量退職等に伴う採用者数の増加が寄与するところが大きいこと、二つに、小学校の採用倍率が過去最高であること、三点目に、受験者はむしろふえていたこと、三点目に、受験者数の内訳で見ると、小学校では、新卒者は横ばい、既卒者が減少傾向であるなどが挙げられます。

今後の対応としては、教員の働き方改革の徹底による教師という職の魅力向上により、受験者数のさらなる掘り起こしに取り組むとも記載がされているところであります。

そこで、いわゆる教員不足を補完する者として臨時の任用教員がいますが、既卒者の受験生が減少していることも起因するかと思いますが、公立の小中学校の現場におきまして、臨時の任用教員を任用して補充しようにも、講師名簿登録者が減少していく採用できず、急な欠員に対応しかねる事態が発生をしています。やむなく教頭や主任教諭が代替を務めている事例もあります。不幸な例とすれば、昨年四月の始業式において、学級担任が発表できない事態などが挙げられています。各地において授業等に支障が出ているのではない

は、平成二十九年度に十一県市の教育委員会に対しアンケート調査を実施し、各都道府県、指定都市教育委員会における教員の不足の要因や対応策などについて把握に努めてきたところです。加えて、令和元年度に、現場の実態を更に深く把握するため、直接、教育委員会に抽出で聞き取り調査を行いました。年度当初における小学校の学級担任の不足の事例、今先生からも御披露いた結果を含め、丁寧な対応を求めるものであります。

もう一点、お聞きをしたいと思います。令和元年度の公立学校教員採用選考試験の実施状況調査結果が昨年十二月二十三日に公表されておりました。この分析が述べられているところであります。が、その中を少し御紹介をしたいと思いますが、一つは、近年の採用倍率低下は、大量退職等に伴う採用者数の増加が寄与するところが大きいこと、二つに、小学校の採用倍率が過去最高であること、三点目に、受験者はむしろふえていたこと、三点目に、受験者数の内訳で見ると、小学校では、新卒者は横ばい、既卒者が減少傾向であるなどが挙げられます。

今後の対応としては、教員の働き方改革の徹底による教師という職の魅力向上により、受験者数のさらなる掘り起こしに取り組むとも記載がされているところであります。

そこで、いわゆる教員不足を補完する者として臨時の任用教員がいますが、既卒者の受験生が減少していることも起因するかと思いますが、公立の小中学校の現場におきまして、臨時の任用教員を任用して補充しようにも、講師名簿登録者が減少していく採用できず、急な欠員に対応しかねる事態が発生をしています。やむなく教頭や主任教諭が代替を務めている事例もあります。不幸な例とすれば、昨年四月の始業式において、学級担任が発表できない事態などが挙げられています。各地において授業等に支障が出ているのではない

は、平成二十九年度に十一県市の教育委員会に対しアンケート調査を実施し、各都道府県、指定都市教育委員会における教員の不足の要因や対応策などについて把握に努めてきたところです。加えて、令和元年度に、現場の実態を更に深く把握するため、直接、教育委員会に抽出で聞き取り調査を行いました。年度当初における小学校の学級担任の不足の事例、今先生からも御披露いた結果を含め、丁寧な対応を求めるものであります。

もう一点、お聞きをしたいと思います。令和元年度の公立学校教員採用選考試験の実施状況調査結果が昨年十二月二十三日に公表されておりました。この分析が述べられているところであります。が、その中を少し御紹介をしたいと思いますが、一つは、近年の採用倍率低下は、大量退職等に伴う採用者数の増加が寄与するところが大きいこと、二つに、小学校の採用倍率が過去最高であること、三点目に、受験者はむしろふえていたこと、三点目に、受験者数の内訳で見ると、小学校では、新卒者は横ばい、既卒者が減少傾向であるなどが挙げられます。

今後の対応としては、教員の働き方改革の徹底による教師という職の魅力向上により、受験者数のさらなる掘り起こしに取り組むとも記載がされているところであります。

そこで、いわゆる教員不足を補完する者として臨時の任用教員がいますが、既卒者の受験生が減少していることも起因するかと思いますが、公立の小中学校の現場におきまして、臨時の任用教員を任用して補充しようにも、講師名簿登録者が減少していく採用できず、急な欠員に対応しかねる事態が発生をしています。やむなく教頭や主任教諭が代替を務めている事例もあります。不幸な例とすれば、昨年四月の始業式において、学級担任が発表できない事態などが挙げられています。各地において授業等に支障が出ているのではない

は、平成二十九年度に十一県市の教育委員会に対しアンケート調査を実施し、各都道府県、指定都市教育委員会における教員の不足の要因や対応策などについて把握に努めてきたところです。加えて、令和元年度に、現場の実態を更に深く把握するため、直接、教育委員会に抽出で聞き取り調査を行いました。年度当初における小学校の学級担任の不足の事例、今先生からも御披露いた結果を含め、丁寧な対応を求めるものであります。

もう一点、お聞きをしたいと思います。令和元年度の公立学校教員採用選考試験の実施状況調査結果が昨年十二月二十三日に公表されておりました。この分析が述べられているところであります。が、その中を少し御紹介をしたいと思いますが、一つは、近年の採用倍率低下は、大量退職等に伴う採用者数の増加が寄与するところが大きいこと、二つに、小学校の採用倍率が過去最高であること、三点目に、受験者はむしろふえていたこと、三点目に、受験者数の内訳で見ると、小学校では、新卒者は横ばい、既卒者が減少傾向であるなどが挙げられます。

今後の対応としては、教員の働き方改革の徹底による教師という職の魅力向上により、受験者数のさらなる掘り起こしに取り組むとも記載がされているところであります。

そこで、いわゆる教員不足を補完する者として臨時の任用教員がいますが、既卒者の受験生が減少していることも起因するかと思いますが、公立の小中学校の現場におきまして、臨時の任用教員を任用して補充しようにも、講師名簿登録者が減少していく採用できず、急な欠員に対応しかねる事態が発生をしています。やむなく教頭や主任教諭が代替を務めている事例もあります。不幸な例とすれば、昨年四月の始業式において、学級担任が発表できない事態などが挙げられています。各地において授業等に支障が出ているのではない

成に向けた病床の機能分化、連携に必要な基盤整備や、在宅医療の推進、医療従事者等の確保、養成、勤務医の働き方改革の推進など、医療の三位一体改革に必要な事業の支援のため、所要額が令和二年度予算に計上されているところであります。

一方、厚労省が、高度急性期、急性期機能に着目し、各医療機関が担う急性期機能やそのために必要な病床数等について再検証をお願いする発表が昨年九月になされたところであります。再編統合について特に議論が必要とされ名指しされた四百二十四の医療機関や立地自治体や医療関係者等から反発や不満、住民からの不安の声が上がっております。

私は、名指しされたうちの地元の三つの公立病院にそれぞれ足を運び、首長や病院長や事務長、看護部長らとじっくり、今回の発表の受けとめと該当の地域医療構想調整会議における議論進捗について話を伺つてまいりました。

それぞれの病院においては、新公立病院改革プランの実現に向け取り組んでおり、高齢化が進む中、地域医療を守る使命と病院経営の効率化という観点から、病床数削減や病床機能の分化、職場環境の改善に真剣に取り組んでいる実態を伺つてまいりましたところであります。

安倍総理は、これまでも、持続可能で安心できる医療、介護体制を構築していくには、地域医療構想を実現していくことが不可欠だと述べておられます。しかしながら、医療提供体制の改革を推し進めるため、この構想調整会議の活発な議論を誘導するはずの私もくろみは若干外れた感じも受けとめるわけでありますが、再検証に係る具体的な進め方に関しては、骨太方針二〇一九における一連の記載を基本とし議論に着手することを明らかにしておりますが、総理にお伺いをいたします。

現時点での地域医療構想の実現に向けた取組に

対する所見と、二〇二五年に実現を目指す地域医療改革への決意をお伺いしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 政府としては、急速に進む高齢化の中で、地域の医療ニーズの変化に合わせた医療提供体制を構築していくため、地域医療構想の実現に向けた取組を進めています。

その中において、地域の皆さんにとって、医療機関、極めて重要であります。自分たちの命や健康を守るという上において、地域の皆さんにとって大切な医療機関がどうなっていくんだろう、大きな関心を持つておられるんだろうと思ひます。

そこで大切な医療機関がどうなっていくんだろう、大変な関心を持つておられるんだろうと思ひます。医療、介護、一体的な提供体制や、その意味において、田畠委員におかれでは、地域の医療機関に足を運ばれて意見交換をされた。そういうふうに思っています。

その意味におきましては、我々が進める方向、政策性について、そういう皆さんとコミュニケーションをとつていくことは大切だと思います。その意味において、田畠委員におかれでは、地域の御指摘の医療機関リストは、それぞれの地域において構想の実現のために医療機関や地方自治体がみずから医療機能のあり方を考える際の一つの材料としてお示しをしたものであります。病院

が将来担うべき役割やあり方を機械的に決めるものではありません。そういう誤解も解いていかなければならぬ、こう思つておりますが、政府

としても、地方と足並みをそろえながら、二〇二五年の地域医療構想の実現に向けて必要な支援を行つてまいります。

○田畠委員 総理から丁寧な答弁、まことにありがとうございます。私が進める方向、政策性について、そういう皆さんとコミュニケーションをとつていくことは大切だと思います。その意味において、田畠委員におかれでは、地域の御指摘の医療機関リストは、それぞれの地域において構想の実現のために医療機関や地方自治体がみずから医療機能のあり方を考える際の一つの材料としてお示しをしたものであります。病院

が将来担うべき役割やあり方を機械的に決めるものではありません。そういう誤解も解いていかなければならぬ、こう思つておりますが、政府

としても、地方と足並みをそろえながら、二〇二五年の地域医療構想の実現に向けて必要な支援を行つてまいります。

私、地元は富山で雪国でもあります。隣接二十間というくくりで評価をされているようですが、二十間というくくりで評価をされているようですが、二十間で行けたのかもしれません、降雪だとやはり時間が読み切れないというのは多々ある話ですが、やはり、冬期間、降雪があれば、平常時は二十分で行けたのかもしれません、降雪だとやはり時間が読み切れないというのは多々ある話がありますので、より具体的に推し進めるために丁寧な議論をお願い申し上げたいと思います。

また、これから後期高齢者、とりわけ八十五歳以上の方々の増加が一段と加速をするところあります。医療、介護、一体的な提供体制や、その方々の生活そのものの支えや居場所など、まちづくりと全体を網羅した政策づくりということにもこれから注力をしていかなければならないのではないかとおもいます。その重要性、指摘をさせていただきたいと思います。

もう一点、今度はちょっと具体的な確認をさせていただきたいと思います。

一月三十一日に、地域医療構想の実現に向けた重点支援区域の一回目の選定が発表されたところです。これは、四月以降、当該区域において国による助言や集中的な支援が実施されるものだと理解しておりますが、財政面、その他の面で具体的な取組をお聞かせをいただきたいと思います。また、重点支援区域の指定は今後も続くことがあります。これまで、重点支援区域の指定は今後も続くことがあります。また、重点支援区域の指定は今後も続くことがあります。また、重点支援区域の指定は今後も続くことがあります。

○田畠委員 ありがとうございます。期限を区切ることなどによりまして、全国的な取組につながつていくよう最大限支援を行つてしまいりたいと考えております。

それでは、日本年金機構について質問したいと思います。

○橋本副大臣 お答えをいたします。

地域医療構想の実現に向けましては、骨太の方針二〇一九に即し、重点支援区域の設定を通じて国による助言や集中的な支援を行うため、都道府県の申請に基づきまして、今委員からお話をございましたように、本年一月三十一日に、三県五区域を重点支援区域として第一回目の選定を行つたところでございます。

ここにおきます具体的な支援といたしましては、地域の医療提供体制や医療機能再編等を検討する医療機関に関するデータの分析、また、都道府県と連携した関係者間の調整などの技術的な支援に加えまして、地域医療介護総合確保基金の優

先配分や新たな病床ダウンサイジング支援の手厚い実施などの財政的な支援を行うこととしておるわけでございます。

重点支援区域の申請につきましては、都道府県における検討状況に柔軟に対応してまいりたい、このように考えておりまして、現時点では、当面は期限を設げずに随時募集をしている、このようにしていくというふうに考えております。

厚生労働省といたしましては、今後も重点支援区域の選定を行い、医療機能再編等の議論が困難な区域におきましても国のパックアップにより議論が活性化されるよう、先ほど委員がお話しいただきましたように、それぞれの地域の事情というのもやはりその地域において考えていただくといふことが大事であろうと思います。また、それを

国がパックアップしてきちんと議論が活性化されることなどによりまして、全国的な取組につながつていくよう最大限支援を行つてしまいりたいと考えております。

○田畠委員 ありがとうございます。期限を区切ることなどによりまして、全国的な取組につながつていくよう最大限支援を行つてしまいりたいと考えております。

国がパックアップしてきちんと議論が活性化されることなどによりまして、全国的な取組につながつていくよう最大限支援を行つてしまいりたいと考えております。

○橋本副大臣 お答えをいたしました。

年金生活者支援給付金のはがき型の簡易な請求書の受理状況は、本年一月六日時点で約七百四十七万件、率にして九七%の返送と聞いております。まだ御返送いただいたいない方については、

本日再度お知らせを送るとも聞いております。的確に要件判定を実施し、着実な支払いをお願いするものであります。

本日は、日本年金機構の水島理事長にお越しをいたいたところであります。

水島理事長は、年金制度を公正かつ適切に運営し、制度を維持発展させ、無年金者、低年金者をなくし、高齢化社会の安定を確保することが日本年金機構に与えられた使命であると述べられております。

悪質な保険料滞納事業者への対応、近年の成果や取組についてお聞きをしたいというふうに思いましたし、あわせてあります。水島理事長は平成二十五年一月に機構の理事長に就任され、このたび五期目の任期に入られたところだと思います。新たな任期に入りました水島理事長より、上記の使命達成のために組織を牽引する決意を、国民に向けてお聞かせをいただきたいと思います。

○水島参考人　お答えをいたします。
二点、御質問いただいたというふうに思いました。

まず、厚生年金保険料等の徴収業務についてでございますが、この業務は、制度を公正、適切に運営する上で大変重要な業務であるというふうに考えております。

当機構におきましては、納付指導あるいは適時の滞納処分といった取組によりまして、平成三十年度末の厚生年金保険料の収納率は九九・一%となっております。平成二十二年一月に当機構が発足をいたしておりますが、それ以来、毎年上昇しているという状況にござります。

一方、残念ながら、滞納事業所が依然として存在していることも事実でございまして、これまで、早期の納付指導、納付協議、滞納処分など、対策を順次実施、強化してきたところであります。

特に、悪質な滞納事業所に對しましては、繰り返しの納付指導に応じない事業所等に対しましては、迅速かつ確実な滞納処分を実施いたしますとともに、困難性の高い事案に對応するために、本部組織を東西二カ所に設置をいたしまして、集中的かつ機動的な滞納処分を実施しているところでございます。

当機構は、本年で発足以来十年目を迎えることになりました。この間、平成二十五年から、私、

当機構の理事長を務めさせていたでてきておりましたが、振り返りますと、繰り返し発生をいたしました諸問題に對処いたしまして、その解決と再発防止に組織を挙げて取り組んできた十年間であつたというふうに考えております。

特に、平成二十七年に発生をいたしました情報流出事案を契機といたしまして、当機構の組織、人事、業務を抜本的に改革すべく、再生プロジェクトは、一言で申し上げますと、内部統制、ガバナンス改革でございました。その目指すところは、お客様との接点であります現場を中心とした一體的な組織をつくり上げることであったと考えております。

その結果であります、まだ不十分でありますのが、種々の課題に迅速、適切に対応し得る組織になりつつあるのではないかと考えております。

また、国民年金保険料が七年間連続して上昇しているということが示しておりますとおり、現場は強くなつたというふうに思つております。

先ほど先生がおつしやいましたとおり、当機構のミッションは、年金制度を適切に運営し、無年金者、低年金者の発生を防止し、正確に年金をお支払いすることであります。改めて、この原点に戻り、お客様の信頼をいただけるよう、職員とともに組織を挙げて努力をしてまいりたいと考えております。

○田畠委員　ありがとうございます。

一方、残念ながら、滞納事業所が依然として存

在していることも事実でございまして、これま

で、早期の納付指導、納付協議、滞納処分など、

対策を順次実施、強化してきたところであります。

特に、悪質な滞納事業所に對しましては、繰り

返しの納付指導に応じない事業所等に対しましては、迅速かつ確実な滞納処分を実施いたしますとともに、困難性の高い事案に對応するために、本部組織を東西二カ所に設置をいたしまして、集中的かつ機動的な滞納処分を実施しているところでございます。

当機構は、本年で発足以来十年目を迎えること

になりました。この間、平成二十五年から、私、

す。

○棚橋委員長　水島参考人、どうぞ御退席ください。

○田畠委員　それは、統いて、全世代型社会保

障制度改革についてお聞きをしたいと思います。

総理は、所信演説の中で、今こそ、日本の雇用

慣行を大きく改め、働き方改革をともに進めよう

ではありませんかと力強く述べておられました。

この春から、いよいよ、中小企業における時

間外労働の上限規制が施行されるところであります。

大企業による同一労働同一賃金もスタートい

たします。

そこで、まずは、これまで施行されました働き

方改革そのものが日本経済に与えました影響をど

う捉えているのか。そして、さらなる多様で柔軟

な働き方が可能な社会づくりのための総理の決意

をお聞かせをいただきたいと思います。

○安倍内閣総理大臣　働き方改革は、日本の企業

風土そのものを改革することで、我が国の経済成

長の隘路の根本にある少子高齢化と生産性向上の

低迷という課題に真っ向から挑戦をするものであ

ります。

昨年四月には大企業に対する時間外労働の上限規制が施行され、さらに、今後は、我が国の事業者の大半を占める中小企業において、時間外労働の上限規制等が順次施行されることになつていま

す。

このため、現時点において、働き方改革が日本

経済に及ぼす、現時点において定量的にどのよう

な影響を及ぼすかと、ということを申し上げることは

難しいわけでござりますが、既に企業の中には、

働き方改革の趣旨を踏まえて、自社の労働時間を

抑制し、効率よく働いた成果を評価して働く方に

還元する等の例も出始めきておりまして、こう

した好事例を広く周知をして働き方改革の機運を

更に醸成してまいりたい、このように思います。

大切なことは、アベノミクスの果実を十分に活

用しながら働き方改革を着実に前に進めて、働く

人一人一人がよりよい将来の展望を持ち、自分の

未来をみずからつくっていくことができる社会を

実現していくことあります。

経済社会が大きく変化する中において、ライフ

スタイルの多様化は時代の必然であります。

その中で、日本の雇用慣行を大きく改め、働き方改

革をしっかりと進めていかなければならない、こ

のように考えております。

○田畠委員　総理、ありがとうございます。

私は、平成二十九年三月二十八日に働き方改

革実行計画が定められ、それにのつとり、各施

策、法的な整備もなされてきたところであります。

総理はみずから、働き方改革実現会議の議長と

してもそのイニシアチブをとつてこられたわけで

あります。フォローアップ会合も設置をされてい

ると言識をしておりますので、引き続き、現在進

行形ということであります。対応をお願い申し

上げるものであります。

あわせて、もう一問お聞きをしたいと思います。

○田畠委員　ありがとうございます。

私は、七十歳までの就業機会の確保を企業の

努力義務とする方針であるとお聞きをしておりま

す。

政府は、

あわせて、もう一問お聞きをしたいと思います。

○田畠委員　ありがとうございます。

私は、七十歳までの就業機会の確保を企業の

努力義務とする方針であるとお聞きをしておりま

す。

政府は、

あわせて、もう一問お聞きをしたいと思います。

○田畠委員　総理、ありがとうございます。

私は、平成二十九年三月二十八日に働き方改

革実行計画が定められ、それにのつとり、各施

策、法的な整備もなされてきたところであります。

総理は、所信演説の中で、今こそ、日本の雇用

慣行を大きく改め、働き方改革をともに進めよう

ではありませんかと力強く述べておられました。

この春から、いよいよ、中小企業における時

間外労働の上限規制が施行されるところであります。

大企業による同一労働同一賃金もスタートい

たします。

そこで、まずは、これまで施行されました働き

方改革そのものが日本経済に与えました影響をど

う捉えているのか。そして、さらなる多様で柔軟

な働き方が可能な社会づくりのための総理の決意

をお聞かせをいただきたいと思います。

○田畠委員　総理、ありがとうございます。

私は、平成二十九年三月二十八日に働き方改

革実行計画が定められ、それにのつとり、各施

策、法的な整備もなされてきたところであります。

総理は、所信演説の中で、今こそ、日本の雇用

慣行を大きく改め、働き方改革をともに進めよう

ではありませんかと力強く述べておられました。

この春から、いよいよ、中小企業における時

間外労働の上限規制が施行されるところであります。

大企業による同一労働同一賃金もスタートい

たします。

そこで、まずは、これまで施行されました働き

方改革そのものが日本経済に与えました影響をど

う捉えているのか。そして、さらなる多様で柔軟

な働き方が可能な社会づくりのための総理の決意

をお聞かせをいただきたいと思います。

○田畠委員　総理、ありがとうございます。

私は、平成二十九年三月二十八日に働き方改

革実行計画が定められ、それにのつとり、各施

策、法的な整備もなされてきたところであります。

総理は、所信演説の中で、今こそ、日本の雇用

慣行を大きく改め、働き方改革をともに進めよう

ではありませんかと力強く述べておられました。

この春から、いよいよ、中小企業における時

間外労働の上限規制が施行されるところであります。

大企業による同一労働同一賃金もスタートい

たします。

そこで、まずは、これまで施行されました働き

方改革そのものが日本経済に与えました影響をど

う捉えているのか。そして、さらなる多様で柔軟

な働き方が可能な社会づくりのための総理の決意

をお聞かせをいただきたいと思います。

○田畠委員　総理、ありがとうございます。

私は、平成二十九年三月二十八日に働き方改

革実行計画が定められ、それにのつとり、各施

策、法的な整備もなされてきたところであります。

総理は、所信演説の中で、今こそ、日本の雇用

慣行を大きく改め、働き方改革をともに進めよう

ではありませんかと力強く述べておられました。

この春から、いよいよ、中小企業における時

間外労働の上限規制が施行されるところであります。

大企業による同一労働同一賃金もスタートい

たします。

そこで、まずは、これまで施行されました働き

方改革そのものが日本経済に与えました影響をど

う捉えているのか。そして、さらなる多様で柔軟

な働き方が可能な社会づくりのための総理の決意

をお聞かせをいただきたいと思います。

○田畠委員　総理、ありがとうございます。

私は、平成二十九年三月二十八日に働き方改

革実行計画が定められ、それにのつとり、各施

策、法的な整備もなされてきたところであります。

総理は、所信演説の中で、今こそ、日本の雇用

慣行を大きく改め、働き方改革をともに進めよう

ではありませんかと力強く述べておられました。

この春から、いよいよ、中小企業における時

間外労働の上限規制が施行されるところであります。

大企業による同一労働同一賃金もスタートい

たします。

そこで、まずは、これまで施行されました働き

方改革そのものが日本経済に与えました影響をど

う捉えているのか。そして、さらなる多様で柔軟

な働き方が可能な社会づくりのための総理の決意

をお聞かせをいただきたいと思います。

○田畠委員　総理、ありがとうございます。

私は、平成二十九年三月二十八日に働き方改

革実行計画が定められ、それにのつとり、各施

策、法的な整備もなされてきたところであります。

総理は、所信演説の中で、今こそ、日本の雇用

慣行を大きく改め、働き方改革をともに進めよう

ではありませんかと力強く述べておられました。

この春から、いよいよ、中小企業における時

間外労働の上限規制が施行されるところであります。

大企業による同一労働同一賃金もスタートい

たします。

そこで、まずは、これまで施行されました働き

方改革そのものが日本経済に与えました影響をど

う捉えているのか。そして、さらなる多様で柔軟

な働き方が可能な社会づくりのための総理の決意

をお聞かせをいただきたいと思います。

○田畠委員　総理、ありがとうございます。

私は、平成二十九年三月二十八日に働き方改

革実行計画が定められ、それにのつとり、各施

策、法的な整備もなされてきたところであります。

総理は、所信演説の中で、今こそ、日本の雇用

慣行を大きく改め、働き方改革をともに進めよう

ではありませんかと力強く述べておられました。

この春から、いよいよ、中小企業における時

間外労働の上限規制が施行されるところであります。

大企業による同一労働同一賃金もスタートい

たします。

そこで、まずは、これまで施行されました働き

方改革そのものが日本経済に与えました影響をど

う捉えているのか。そして、さらなる多様で柔軟

な働き方が可能な社会づくりのための総理の決意

をお聞かせをいただきたいと思います。

○田畠委員　総理、ありがとうございます。

私は、平成二十九年三月二十八日に働き方改

革実行計画が定められ、それにのつとり、各施

策、法的な整備もなされてきたところであります。

総理は、所信演説の中で、今こそ、日本の雇用

慣行を大きく改め、働き方改革をともに進めよう

ではありませんかと力強く述べておられました。

この春から、いよいよ、中小企業における時

間外労働の上限規制が施行されるところであります。

大企業による同一労働同一賃金もスタートい

たします。

そこで、まずは、これまで施行されました働き

方改革そのものが日本経済に与えました影響をど

う捉えているのか。そして、さらなる多様で柔軟

な働き方が可能な社会づくりのための総理の決意

をお聞かせをいただきたいと思います。

○田畠委員　総理、ありがとうございます。

私は、平成二十九年三月二十八日に働き方改

革実行計画が定められ、それにのつとり、各施

策、法的な整備もなされてきたところであります。

総理は、所信演説の中で、今こそ、日本の雇用

慣行を大きく改め、働き方改革をともに進めよう

ではありませんかと力強く述べておられました。

この春から、いよいよ、中小企業における時

ます。總理ごら同いを以て「だぶ」がますが、人生百

○橋本副大臣 お答えをいたします。

保険者努力支援制度は、都道府県、市町村における国債の償還にあたるときの支拂いを減らすための制度である。

一方で、全指標を市町村規模別に評価をするなど、自治体の状況も踏まえた評価指標とすることを検討しているところですがあります。

ます。

予防 健康づくりを強力に促進してまいりたいと
考えております。

○田畠委員 ありがとうございます。

これまでもこの自治体向けのインセンティブ策、幾つか、好事例を含めて、やる

長さんを含め、事例が出てきているというふうに

も認識をしております。より拡充ということになりますので、実りのある施策の展開、また横展開

を御期待を申し上げたいと思います。

あれで、ちよこと経産大臣にお聞きをしたい
と思います。

来年度から予防、健康づくりに関する大規模実

証実験を行うと、このことが盛り込まれているところですが、これは、健康増進と医療費の適

正化に向けました有効なエビデンスの確認、蓄積

と、またその予防に資するといふことに展開されると、いうふうに理解をしているところであります。

す。

まずは、令和二年度の経産省における各種メニューの展開検討状況、また、実験における各種メニューの展開検討状況、また、

これは厚労省が主にということになると思います

が、省庁間の連携についての取組についての見解、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○梶山国務大臣 委員から、予防、健康づくりに

た。 関する大規模実証についての御質問がありまし

予防、健康づくりを進めるためには、保険者が

効果の高い取組を行うためのインセンティブを措置することが大変重要でありまして、効果の高い

取組を特定する上ではエビデンスに基づく評価が

必要であると考えております。

医療の扱い手だけでなく、運動や食、エンターテ

インメントといった生活に身近な製品、サービスを上手に活用してハグーことが重要であります。そ

卷之三

総理にお伺いをさせていただきますが、人生百年時代におきました高年齢労働者の安全と健康に対する対策、どのように取り組んでいかれるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 景気回復が継続をし、そして雇用情勢が大幅に改善をする中において、高齢者の方が働き続けることができる環境が整つておりますから、高齢の方の就業数は相当ふえていますのでござりますが、その中で、近年、労働災害で死傷された方のうち、六十歳以上の方々の占める割合が上昇してきました。特に女性の転倒災害が御指摘のように増加するなど、高齢者が安心して安全に働く職場環境づくりは重要な課題と考えています。

こうした目的のため、事業主の自主的な取組を促すためのガイドラインの策定や、また、中小企業の職場環境整備に対する助成制度の創設などの取組を実施することによって、人生百年時代に向けて、働く高齢者の安全と健康の確保を図つてまいります。

○田畠委員 ありがとうございます。

ガイドラインの策定ということをお聞きをいたしました。しっかりと周知を含めて、災害防止に取り組んでいただきたいと思います。

統いて、国民健康保険におきます新しい予防・健康づくり支援交付金や、保険者努力支援制度が強化、拡充をされるところであります。また、保険者機能強化推進交付金とともに、介護保険保険者努力支援交付金が創設をされるところであります。

めり張り強化やこれまでの評価指標の配点引上げなど、自治体への財政的インセンティブ拡充は歓迎をするところであります。一方、マイナス点の設定もなされるともお聞きをしております。

自治体固有の特性にも配慮をした中でのり張り強化が当然と考えるものであります。どのような考え方のもと、予防、健康づくりに取り組むのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○橋本副大臣 お答えをいたします。
まず、国保の方でございますけれども、国保の
保険者努力支援制度は、都道府県、市町村における
医療費適正化等の取組の状況に応じて交付する
ものでございまして、二〇一八年度から一千億円
の予算規模で本格実施をしております。
来年度の評価指標につきましては、骨太方針な
どに基づきまして、地方団体と丁寧に協議の上、
糖尿病の重症化予防などの予防、健康づくりに関する
評価指標について配点割合を引き上げるとともに、
特定健診、保健指導など、一部の指標についてマイナス点も設定する一方で、市町村規模別に
の評価指標について、従来、保険料収納率の指標を
で設定していたところ、特定健診、保健指導の指
標においても導入するなど、自治体の状況等も踏
まえながら、めり張りの強化を図ったところでござ
ります。
なお、ペナルティーという御指摘もございまし
たけれども、大幅に拡充された公費についてのめり
張りということでございますので、私どもとして
ては、ペナルティーという性格のものではないと
いうふうに考えております。
また、二〇二〇年度予算においては、人生百年と
時代を見据え、更に予防、健康づくりを強力に推
進するために、新たに五百億円の増額を図ること
としております。
続きまして、介護の方でございますけれども、
介護の保険者機能強化推進交付金は、市町村、都
道府県の高齢者の自立支援、重度化防止の取組を
推進するため、二〇一八年度から三百億円の予算
が成果指標の拡大や配分基準のめり張りを強化する
こととしております。
二〇二〇年度予算案におきましては、予防、健
康づくりの取組を一層推進するため、新たに三百
億円の介護保険保険者努力支援交付金を創設する
こととしております。

一方で、全指標を市町村規模別に評価をするなど、自治体の状況も踏まえた評価指標とするなどを検討しているところでござります。

今後とも、こうした仕組みを通じて、自治体の予防、健康づくりを強力に促進してまいりたいと考えております。

○田畠委員 ありがとうございます。

これまでも、この自治体向けのインセンティブ施策、幾つか、好事例を含めて、やる気のある首長さんを含め、事例が出てきているというふうにも認識をしております。より拡充ということになりますので、実りのある施策の展開、また横展開を御期待を申し上げたいと思います。

あわせて、ちょっと経産大臣にお聞きをしたいと思います。

来年度から予防、健康づくりに関して大規模実証実験を行うということが盛り込まれているところであります。これは、健康増進と医療費の適正化に向けました有効なエビデンスの確認、蓄積と、またその予防に資するということに展開されるというふうに理解をしているところであります。

まずは、令和二年度の経産省におきます実証実験における各種メニューの展開検討状況、また、これは厚労省が主にということになると思いますが、省庁間の連携についての取組についての見解、お聞かせをいただきたいと思います。

○梶山国務大臣 委員から 予防、健康づくりに関する大規模実証についての御質問がありました。

予防、健康づくりを進めるためには、保険者が効果の高い取組を行うためのインセンティブを措置することが大変重要でありまして、効果の高い取組を特定する上ではエビデンスに基づく評価が必要であると考えております。

予防、健康づくりは、製薬や医療機器といった医療の担い手だけでなく、運動や食、エンターテインメントといった生活に身近な製品、サービスを上手に活用していくことが重要であります。そ

のため、現在、厚生労働省と経済産業省の両省が事務局となつて、専門家からさまざまな意見をきいながら事業の具体化を図つているところであります。このうち、経済産業省では、特に、超高齢社会の進展に伴ひニーズが急激に増加をし、また、認知症メカニズムが解明されておらず、創薬以外のマーケットが必要とされている認知症への対応を中心に行うこととしております。

具体的には、認知症の進行抑制について、認知症発症の方に対する食事の改善、運動、認知トレーニングの三つの非薬物介入を同時に、認知機能低下の抑制効果を検証するとともに、認知症との共生を実現するために、買い物や入浴、つ等の生活課題に対応した製品、サービスの社会実装を支援し、家族の負担軽減を通じた介護コストの削減効果を測定する予定であります。こういった実証を行う予定にしております。

○田畠委員 ありがとうございます。

単年度で終わる実証実験ではないというふうにも理解をしておりますし、また、このような類いのというのはさまざま研究の見聞も蓄積されていっているのではないかとと思います。無駄がないよう速めに、また、いろいろ効率的な実証実験の取組、お願いを申し上げたいと思います。

もう一点、別問題として、ちょっと外国人労働者のことについてお聞きをしたいというふうに申します。

昨年十月末の外国人労働者の状況発表が先日なされたところであります。在留資格別では、技能実習による入国、就労の伸びが著しく、前年比四・五%増で三十八万三千人余りということがあります。

視をお願いしたいというふうにも思います。

介護福祉士養成施設においては、定員充足率は近年五〇%を下回っており、一部の養成施設では外国人留学生を専門に受け入れている養成施設もございます。

技能の移転を目的とした技能実習制度であります。が、例えば、ベトナムなどにおいては、日本の民間企業等が資本参画をしている日本式の介護施設などは、ほぼ整備がなされていないという認識であります。せっかく技能実習で技術を得たベトナム人は、母国に帰国してもその技能を生かすすべがないのが現状でなかろうかというふうに思ひます。

政府は、アジア健康構想に基づき、内閣官房健康・医療戦略室と厚労省、経産省の三者とベトナム保健省におきまして、昨年七月にヘルスケア分野における協力の覚書を取り交わしているところであります。介護サービスの提供や介護人材の育成等の人材開発を具体的な協力分野と位置づけているわけであります。

介護技術、また介護保険制度そのものをベトナム始めアジア諸国へしっかりと導入を働きかけたり、日本の民間事業者が海外進出をする支援を行ない、外人が日本で学んだ介護技能を母国に帰りしつかり生かせるような仕組みをしつかり進めるべきだと考えますが、総理の見解をお聞きします。

○安倍内閣総理大臣 確かに、日本は高齢化が世界の中で進んでいる国でございますが、同時に、そうした高齢化のような課題に取り組んだ、いわば課題に取り組む先進国でもあるうと思います。この認識は、アジアの各国、世界の多くの国々に共有されている、こう思います。

政府は、平成二十八年にアジア健康構想を策定したところであります。これは、健康、医療あるいは介護に関する我が国の民間事業者の海外進出を支援することで、我が国の先進的な技術やノウハウに基づくすぐれたサービスを提供するとともに、成長力豊かなアジア諸国の健康、医療関

連の需要を取り込むことで、我が国の経済成長にもつなげていくこうとするものであります。

その中の一つの取組として、日本で介護を学ぶ外国人留学生を専門に受け入れている職場をござります。

が、例えれば、ベトナムなどにおいては、日本の民間企業等が資本参画をしている日本式の介護施設などは、ほぼ整備がなされていないという認識であります。せっかく技能実習で技術を得たベトナム人は、母国に帰国してもその技能を生かすすべがないのが現状でなかろうかというふうに思ひます。

政府は、アジア健康構想に基づき、内閣官房健康・医療戦略室と厚労省、経産省の三者とベトナム保健省におきまして、昨年七月にヘルスケア分野における協力の覚書を取り交わしているところであります。介護サービスの提供や介護人材の育成等の人材開発を具体的な協力分野と位置づけているわけであります。

○棚橋委員長 では、竹本大臣、簡潔にお願いいたします。

○竹本國務大臣 簡潔に申し上げます。

今総理が申し上げたとおり、アジア健康構想で努力しているんですけれども、日本の公的保険制度をアジアの諸国に受け入れてもらえば、アジアも日本と同じような介護等の整備ができるわけですね。でも、したがって、そこに産業が入ってくる。したがって、日本で学んだ技術をその国に生かすためには、社会のシステムもまた整備しなきゃいけない。そういうことで、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジという構想で日本が対外的に宣言しておられます。お取組をちょっとお聞きをしたいと思いま

るような仕組みを構築していきたい、このように考えております。

○棚橋委員長 では、竹本大臣、簡潔にお願いいたします。

○森国務大臣 わかりました。

在留申請手続のオンライン化については、昨年七月から、外国人を適正に雇用しているなど一定の要件を満たす所属機関の職員の方等が、外国人の依頼に基づき、オンラインで在留期間更新許可申請手続を行うことができるようにならんとしたところでございますが、本年三月からは、さらなる利便性向上のために、在留資格認定証明書の交付申請や在留資格の変更の許可申請等も手続の対象とするほか、特定技能の在留資格も対象とする予定でございますが、その精神に沿つてやっていきたい、こ

う考えております。

○田畠委員 竹本大臣、ありがとうございます。

もう一点、今度は別に、森法務大臣にちょっとお聞きをしたいと思いますが、入管の申請手続のオンライン化についてであります。

これは三月から、これまでの更新の許可申請に加えまして、いわゆる認定の証明書等の交付受け付け申請、こういうことも広げられるというふうにお聞きをしております。

外国人労働者はこれからどんどんふえていく時間となりましたので、済みません、そのほか

いうこと、要は、中小・小規模事業者で外国人がどんどんふえているのがあります。

入管手続、これは非常に窓口も混雑しておりますし、私たち地方から、地方の窓口に行くとなかなか手続が遅いというのが実態であり、私の地元の富山の皆さんも、名古屋入管に手続に行つていい

るということのようであります。特に中央から離れた、ましてや中小企業においては非常に負担感が多いというふうにも聞いているところであります。して、オンライン申請の資格の簡素化、円滑化、これをしっかりと、堅緊の課題だというふうに思いました。お取組をちょっとお聞きをしたいと思いま

す。

○棚橋委員長 法務大臣森まさご君。

なお、申合せの時間が近づいておりますので、恐縮ですが、大臣、簡潔にお願いいたします。

○森国務大臣 わかりました。

在留申請手続のオンライン化については、昨年七月から、外国人を適正に雇用しているなど一定の要件を満たす所属機関の職員の方等が、外国人の依頼に基づき、オンラインで在留期間更新許可申請手続を行うことができるようにならんとしたところでございますが、本年三月からは、さらなる利便性向上のために、在留資格認定証明書の交付申請や在留資格の変更の許可申請等も手続の対象とするほか、特定技能の在留資格も対象とする予定でござりますが、その精神に沿つてやっていきたい、こ

う考えております。

○田畠委員 竹本大臣、ありがとうございます。

もう一点、今度は別に、森法務大臣にちょっとお聞きをしたいと思いますが、入管の申請手続のオンライン化についてであります。

これは目標数、くらいちょっと決めてもいいんじゃないかなというふうに思います。まだまだ、去年の四月からの導入において、実行数が少ないというふうにも聞いているところでありますから、よろしくお願ひしたいと思います。

○田畠委員 ありがとうございます。

これは目標数、くらいちょっと決めてもいいんですね。銀行もインフレに対する対応に苦慮して、いつもあって、恐らくインフレに対しては非常に注視をしていたと思うんですけれども、戦後初めて経験をするデフレの深刻さ、影響の大きさに対して、やはり初動の段階では非常にまだ認識が甘かつたんじゃないかと思います。

そういう意味では、安倍政権ができまして、政府と日銀のアコード、政策目標ができて、黒田総裁が誕生して、自然利子率というのがあります。自然利子率というのは、景気を冷ますのでもなけ

りがとうございます。

○棚橋委員長 これにて田畠君の質疑は終了いたしました。

○小倉委員 自由民主党・無所属会派の小倉将信です。

本日は、予算委員会の質問の時間をいただきまして、まことにありがとうございます。四十五分間いただきましたので、規制改革、行政改革、そして経済の問題について質問させていただきたいと思います。

私は、今の政権のマクロ経済運営、大胆な金融緩和、機動的な財政政策、そして成長戦略の実現、極めて適切な経済運営ではないかと思います。

私は、日銀におつたんですけれども、思い出すのは、日銀に入る前、政府と日銀の内定者のソフトボーラ大会というものがありました。私も参加しました。たしか、日銀のチームの名前がインフレファイターズだったんですけど、今はデフレファイターズができているのかもしれません。そんな話もありました。これは真偽は定かではないであります。たしか、日銀のチームの名前がインフレファイターズだったんですけど、やはり先輩方に話を聞くと、昔、公定歩合があつたころ、上げると勝ちで、据え置くと引き分け、下げると負けという暗黙の事実としてあつたみたいであります。公定歩合を上げると祝杯を上げたなんというような先輩の話も聞きました。

何が言いたいかというと、やはり戦後、政府も日銀もインフレに対する対応に苦慮して、いつもあって、恐らくインフレに対しては非常に注視をしていたと思うんですけれども、戦後初めて経験をするデフレの深刻さ、影響の大きさに対して、やはり初動の段階では非常にまだ認識が甘かつたんじゃないかと思います。

そういう意味では、安倍政権ができまして、政府と日銀のアコード、政策目標ができて、黒田総裁が誕生して、自然利子率というのがあります。自然利子率というのは、景気を冷ますのでもなけ

<p>としては、当然、大型車は道路に負担をかけます。ですから、どの経路で大型車が移動すれば道路に負担をかけないか、事前に審査をする仕組みでありますけれども、ただ、一経路一経路、自治体や国にこれは審査を要求をして、審査をした上で許可を出しますので、現状、これは六十日から三十日に国土交通省の方々の御努力で短縮はしましたけれども、まだ一ヵ月もあります。これは何が困るかというと、もう工事が決まっていてクレーン車を搬入をしなきゃいけないんだけれども、なかなか許可がおりないため、クレーンも持つていけない、工事も始められないなんという話もありますし、当然、大型貨物車は決められた時間まで貨物を持つていかなければいけませんけれども、許可待ちでなかなか約束どおりにお届けに上がれないなんという話も聞きます。</p>
<p>○北村国務大臣 お答え申し上げます。</p> <p>委員御指摘のように、デジタル化の進展等により社会経済が大きく転換しているということを踏まえて、規制改革推進会議は、インフラの定期点検における新技術の活用や交通事業者間のデータ連携の推進など、デジタル化に対応した規制、制度の改革に取り組んでいるところであります。</p>
<p>今後は、更に、委員御指摘のようにデジタル化の進展に対応して、これまでの規制全般のあり方についての検討を行うこととしているところであります。</p>
<p>○武田国務大臣 内外の諸課題に機動的かつ柔軟に対応するためには、既存の各府省の行政体制をデジタル化、グローバル化時代の新たな通行制度の創設は、要であると考えております。</p>
<p>デジタル技術の進展を踏まえ、既存ルールを見直し、社会全体のコストを引き下げる好事例と認識しております。</p> <p>デジタル化に対応した規制や制度の見直しについては、現在規制改革推進会議において議論が行なわれていると承知しており、その議論の結果を行なわないというのがあります。</p>
<p>切に育んでいただきたい、この例に限らず、いろいろな事例でデジタルを用いて規制改革を実行すべき行政組織であっても、当然、デジタル化に合わせて行政組織自体も不断に見直していくなければいけないというふうに考えますけれども、この点について、規制改革担当大臣と行政改革担当大臣にあわせてお伺いしたいと思います。</p> <p>○小倉委員 どうもありがとうございます。</p> <p>総理おっしゃるよう、スピード感が大切だと思っておりますので、ぜひ一つでも二つでも、この規制改革、行政改革、デジタル化に合わせたものが実現できるように、両大臣には御努力をいただけると大変ありがたいなというふうに思いました。</p> <p>行政改革絡みで一つ御紹介を申し上げたい点に移りたいと思います。</p> <p>総理もお話を中で触れていただきましたEB PMであります。エビデンス・ペースド・ボリシーエーティングということで、エビデンスの部分が、根拠に基づく政策運営ということになります。</p> <p>これは、根拠というと、当然、これまでも行政運営の中では根拠に基づいてやってきたでしょうし、政策評価というもののデータに基づいてやられてきたんだろうと思います。よく、これはこれまでと何が違うのかというふうに聞かれるんですけども、私はあえて狭義のEB PMについてこの場で議論をさせてもらいたいと思います。</p> <p>狭義のEB PM、エビデンスは何が……発言する者あり)</p> <p>○棚橋委員長 恐縮です。恐縮ですが、御静聴に。</p> <p>○小倉委員 何が重要かというと、私は、ロジックモデルと因果関係の推定、これを申し上げたいと思います。</p> <p>これでも、何のことか多分わからない、なじみがないと思うので、具体的に説明をさせてもらおうと、例えば、歯磨きをして虫歯をなくし、歯周病をなくす、歯周病がなくなれば、今の医学的なエビデンスですと、動脈硬化を防いで、心臓疾患にならないというのがあります。</p>

あるいは、採択されなかつたものとされたものの、これを単純比較をして、採択をされたものの方が売上げが伸びたからこれは効果があるかといふと、実はそうではないかもしません。なぜならば、採択をされなかつた企業というのは、もしかしたら採択をされた企業よりも例えば企業経営者のやる気あるいは企業の体制が劣つていたからかもしれませんので、そのベースの要因が作用して、あるからであります。

Mの推進においては、行政機能や政策効果の向上を図る上で、御指摘のようなロジックモデルの活用や因果関係の検証が重要となっております。各府省におけるEBPMの実践に当たりましては、まずは、政府全体の取組の底上げを図る観点から、御指摘のようなロジックモデルを用いて、政策目的を達成するまでの論理的な関係などを明確にすることとしております。これにより、政策立案や評価に当たって、より質の高い建設的な議論が促され、政策をより効果的なものにすることができております。

普通にやられていた教育が実は学力向上に貢献していないかった、幾らもあると思います。こういったものを見明らかにしていく取組がEBPMだと思いますけれども、これは、役所側にとってれば、一生懸命やつて、効果がないとわかつた時点で予算を削られちゃいますから、だからやらねえといふうなインセンティブにややもするくなってしまいます。だから、効果がないことをはつきりする取組をしてくださっている、そういう役所に対して積極的に後押しをする取組もEDPにおいて重要な役割を果すと思います。

EBPMに近接した概念にナッジというのがあります。ナッジというのはそつと背中を押すことで、例えは、法律で義務を課すではなくて、予算や税制で誘導するのではなくて、それ以外の手段で、あるべき改善に向かって多くの人々を導く

な座礁資産があるということも言われておりますけれども、そういうことについても、いろいろな国際会議の場に出て肌身に感じていることがあります。今、私は思います。そういった大臣の……(発言する者あり)

○棚橋委員長 御静肅にお願いいたします。

○小倉委員 危機感、焦燥感、こういったものもあわせて教えていただけないとありがたいなと思います。

○小泉国務大臣 小倉議員におかれましては、環境省のやっているナッジ、これについて、継続的なサポート、応援をいただいて、ありがとうございます。

先ほど、実はバントは手がたくないという話がありましたが、高校球児だった私としても、そして「マネーボール」の、あの映画も大好きな一人としても、なるほどと思いました、まさにそういうふう、実はデータを見れば全く今まで正しいかと思つてやっていたことは正しくないんだということを、政治の世界で、行政の世界で入れ込んでいかなければ、かな、こうの、二つトッピングを

ンのかごのアーチーであります。して世界的ともいふべきナッジの取組が進んでいるわけでありますけれども、じや、日本版のナッジユニット、ナッジの中 心がどこにあるかというと、実は環境省なん す。

そこで、小泉大臣に、このナツジの取組を環境省においてどうしつかり取り組んでいくかということについてお伺いしたいと思いますと同時に、せっかくの機会なので、小泉大臣と私は同い年です。

小泉大臣も、この半年、いろいろ国際会議に出席をされていて、国際世論の風、風向き、こういったものを感じることがあるんだろうと思いま

す。これから答えていたぐら、ナッジについてもそうですが、E B P Mについてもそうです。周回もぐれを感じているところももしかしたらあるかも知れません。環境省の分野でいえば、石炭火力についても、私も金融に身を置いていたので、世界的にはダイベストメントということで、さまざま

な座礁資産があるということも言われておりますけれども、そういうことに付いても、いろいろな国際会議の場に出て肌身に感じていることがあります。今、私は思います。そういうた大臣……（発言する者あり）

○棚橋委員長 御静粛にお願いいたします。

○小倉委員 危機感、焦燥感、こういったものもあわせて教えていただけるとありがたいなと思います。

○小泉国務大臣 小倉議員におかれましては、環境省のやつてあるナッジ、これについて、継続的なサポート、応援をいただいて、ありがとうございます。

先ほど、実はパンツは手がたくないという話がありましたが、高校球児だった私としても、そして「マネーボール」の、あの映画も大好きな一人としても、なるほどと思いまして、まさにそういう、実はデータを見れば全く今まで正しいと思つてやつていたことは正しくないんだということを、政治の世界で、行政の世界で入れ込んでいかなければいけないというのも、このナッジだと思います。

小倉先生から一言紹介ありました、このナッジという聞きなれない言葉というのは、そつと後押しをするという言葉で、行動科学の知見を活用して、人々が自分自身にとってよりよい選択を自発的にとれるよう手助けをする政策手法であります。こういったことを活用して、小倉議員の地元である町田におかれましても、例えば、省エネ政策の推進ということで、LEDにかえればあなたの負担はこれぐらい安くなりますよというアプローチと、LEDにかえないとあなたはこれだけ損しますよというアプローチで、全然、人の行動は変わります。

そういったことも含めて、さまざまアプローチの一つにこのナッジというのを、環境省が、オール・ジャパンの体制のナッジユニット、これらの事務局を担っていますから、引き続きこの後押しをしっかりとやっていきたいと考えています。

また、私が大臣になる前、厚労部会長のとき
に、ねんきん定期便の見直し、そしてがん検診の
見直し、そういうふたごとを含めて、ナッジを活用
するということは効果を感じていますので、これ
からもしっかりと取り組んでいきたいと思いま
す。

○小倉委員 小泉大臣、どうもありがとうございました。

○小倉委員 小泉大臣、どうもありがとうございました。
続けて、ちょっと成長戦略について御質問をさせていただきたいというふうに思います。
資料を一つ用意をさせてもらいました。これは、アメリカと日本の企業のROA、利益率の、

また、小倉委員からは、私の国際社会に対する
意見、直面したときの印象という話もありました
が、石炭について問題提起をしてるのは、まさ
かに先生、金融機関におられましたからよくわかる
と思いますが、世界銀行、欧州復興開発銀行、ア
メリカ開発銀行、歐州投資銀行、基本的には石炭
に対する投融資、原則はしない、そういうしたこと
になつてゐる中で、私はCOP25で、何とか日本
も、ゼロにするということは不可能な中にして
も、前向きなステップを踏めないかということ
で、さまざまな取組、調整をやってきました。

○小倉委員、小泉大臣、どうもありがとうございました。
統いて、ちょっと成長戦略について御質問をさせていただきたいというふうに思います。
資料を一つ用意をさせてもらいました。これは、アメリカと日本の企業のR.O.A、利益率の、
企業が長く存続をすればするほどどうなるかということです。我が国は長寿企業が多いと言われています。これ自体非常にすばらしいことなんですが、それとも、実はもう手を挙げて喜べないというのがこのグラフにはつきりあらわれているんじやないかと思います。
日本企業は、最初のころは利益率が高いんですけど、長くなればなるほど利益率が低迷してしまいます。一方で、アメリカ企業は、長く存続をしている企業でもしっかりと高い利益率を上げていることがあります。

ただ、その中で、日本がやらないと中国が席巻をするということをいろいろなところで言われました。しかし、ふたを開けてみれば、必ずしもそうかということはあるの私は感じている中で、石炭というものに関する輸出の四要件ということは、これから更に関係省庁で議論すべき一つではないかななど。

○小倉委員、小泉大臣、どうもありがとうございました。
続いて、ちょっと成長戦略について御質問をさせていただきたいというふうに思います。
資料を一つ用意をさせてもらいました。これは、アメリカと日本の企業のROA、利益率の、
企業が長く存続をすればするほどどうなるかということで、我が国は長寿企業が多いと言われています。これ自体非常にすばらしいことなんですが、それでも、実はもう手を挙げて喜べないというのがこのグラフにはつきりあらわれているんじゃないかなと思います。
日本企業は、最初のころは利益率が高いんですけど、長くなればなるほど利益率が低迷してしまって、一方で、アメリカ企業は、ままになってしまふ。一方で、アメリカ企業は、長く存続をしている企業でもしっかりと高い利益率を上げているということになります。
やはり、これは諸説あると思いますけれども、一つの要因は、日本企業は、当然最初のうちは自己預金もふえていって、非常に安定的な経営になります。成功すると、社の製品やサービスは成功します。成功すると、当然資産もふえますし、内部留保も、それこそ現る。そうなると、本来であるならば、その資産をまた新しいビジネスに振り向けなければいけない

そして、世の中にまさにはびこっている、世界の石炭を日本の効率のいいものにかえれば世界全体のCO₂排出の抑制につながるという意見に對しては、またもう一方で、もしも日本が助けなければ石炭以外のアプローチをとつていた可能性がある国に対し支援をすることは、結果としてCO₂排出をふやすということにもつながるかもしれない、そういう意見もあります。

ですので、そういうことも含めて、国際社会の現状と、日本が正當な評価を国際社会で受けたて、私はこの分野で間違なく日本はリーダーになれると思っていますから、成長戦略にもつながることがいつぱいありますから、ここに何とか前向きな一歩をしていきたいと考えております。

○小倉委員、小泉大臣、どうもありがとうございました。
統いて、ちょっと成長戦略について御質問をさせていただきたいというふうに思います。
資料を一つ用意をさせてもらいました。これは、アメリカと日本の企業のROA、利益率の、
企業が長く存続をすればするほどどうなるかといふことでして、我が国は長寿企業が多いと言われています。これ自体非常にすばらしいことなんですねけれども、実はもろ手を挙げて喜べないというのがこのグラフにはつきりあらわれているんじゃないかなと思います。
日本企業は、最初のころは利益率が高いんですけれども、長くなればなるほど利益率が低迷したままになってしまいます。一方で、アメリカ企業は、長く存続をしている企業でもしっかりと高い利益率を上げているということになります。
やはり、これは諸説あると思いますけれども、一つの要因は、日本企業は、当然最初のうちは自社の製品やサービスは成功します。成功すると、当然資産もふえますし、内部留保も、それこそ現預金もふえていくて、非常に安定的な経営になります。そうなると、本来であるならば、その資産をまた新しいビジネスに振り向けなければいけないんだけれども、それで利益率を高めなきゃいけないんだけれども、それができないというのが、日本企業とアメリカ企業の大きな違いなんじゃないか、私はこう推察をいたしております。
来年度導入される予定であるオープンイノベーション税制なんかも、何でも自前主義で我が国的企业がやろうとせずに、しっかりと、外にいいアイデアや技術のシーズがあれば、それに対して積極的に投資をすることによって、長く統いていく企業でも高い利益率を維持していく、それを促していくための取組がオープンイノベーション税制だと私は考えております。

て投資をするということですけれども、当然、大きな企業の中でも将来成長し得る事業部門がたくさんあるわけありますけれども、ただ、大きな企業の事業部門だと、どうしても小回りがきく経営ができます。大きく事業を伸ばすことができず、類似の世界のほかの企業にシェアを奪われてしまうということもあるんじやないかと思います。実際に、アメリカはこの八年間でスピノフを二百七十三件実現をさせておりますけれども、我が国の実績、もしかしたら次、一件になるかもしれませんけれども、足元はゼロ件なんです。

そういう意味では、オープンインバーション税制だけじゃなくて、このスピノフを促すような取組というのも政府にやつていただきたい、日本の企業の成長性を加速させていただきたいというふうに思いますけれども、この点について、西村大臣からお話を伺いたいと思います。

○西村国務大臣 小倉議員から大変重要な御指摘をいただいたと思います。

日本経済において、新しい企業、ベンチャー企業をどう育てていくかということと同時に、日本に今ある既存企業、大企業、この持つ力をどう発揮してもらうか、これは大事な視点だというふうに思っております。

まさに、大企業が一百四十兆円までの現預金、内部留保を今有しております。その内部留保をやす一方で、設備投資や研究開発費、営業利益に対する比率は低下をしているわけでありまして、ぜひこの大企業の持つ資金、人材、これを大いに開花させていくことが大事だというふうに思っております。

まさに御指摘のように、イノベーションを進めるために、自前主義をやめて、団い込み型の組織運営も脱して、こうした資金、人材を活用して、新たな技術あるいは企业文化を持ったベンチャー企業、スタートアップ企業との協業も含めて進めしていくことが不可欠だというふうに考えております。

ノベーション税制を創設したところであります。まさにそのスピノフも、アメリカが二百七十三件という御指摘がありました。日本で税制なりを使っているのはゼロ件ということで、小さいのは幾つかあるんだだと思いますけれども、より大きな、こうした再編につながるようなスピノフを促進していかなければならぬということを促進しております。

そのため、取締役会の監督機能の強化等の方について、六月をめどに経産省においてそうした指針を取りまとめるとしておりますし、さらに、そのためのさまざまな検討、具体的な検討を進めて、まさに事業再編、大企業の持つ資金、人材を開花させ、新しい産業を大企業からも起こしていく、そうした流れを、この夏の成長戦略実行計画に向けてしっかりと検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○小倉委員 西村大臣、ありがとうございます。

企業の生産性向上にかかる、特に大企業の柔軟な経営戦略については、ナツジみたいにそと背中を押すじやなくて、強力に、ぜひ西村大臣のリーダーシップで背中を押していただきたいとうふうに思っています。

コーポレートガバナンスが私は重要だと思つていまして、このコーポレートガバナンスの強化についても、安倍政権のもとで、スチエワードシップ・コード、コーポレートガバナンス・コード、そして社外取締役の配置義務、これは非常に大きくな改革を実現できたと私は思っています。

このコーポレートガバナンスの強化に関する話でいえば、私は、外からの強化も重要な改革ですけれども、例えば、企業の不祥事や不正が起きた場合にはなかなか、会計監査人も含めて外から発見をすることは難しいです。やはり、よく知っている従業員の通報をもとにその不祥事や不正が明らかになるというふうなことが私は重要だと思つていまして、公益通報者保護法というのがございます。

これはできたのは二〇〇四年であります。そこから実は一度も改正がなされておりません。この法律ができたときの実は自民党のPTの座長が岸田先生で事務局長が河野防衛大臣という話を私は聞いたんですねけれども、それぐらい間があいてしまっているということで、私は、この公益通報者保護法、より通報者が不祥事について通報やすい制度にして、これは、企業にとつても、企業側にちゃんと言つてもらえば、企業の内部で早期に是正をすることができる、例えば、不祥事が大きくなつてからマスコミに知られるとか行政に知られる、その結果、企業の存続自体が危ぶまれるということを防ぐことにも私はつながると思います。

○衛藤国務大臣 小倉将信委員にお答えいたしました。公益通報者保護法の改正につきましては、今まで、企業の健全な発展、経済の健全な発展の観点からも、私は公益通報者保護法の改正が一刻も早く必要だというふうに考えておりますけれども、衛藤大臣にお伺いしたいと思います。

○衛藤国務大臣 小倉将信委員にお答えいたしました。公益通報者保護法の改正につきましては、今まで、企業の健全な発展、経済の健全な発展の観点からも、私は公益通報者保護法の改正が一刻も早く必要だというふうに考えておりますけれども、衛藤大臣にお伺いしたいと思います。

○小倉委員 大臣、ありがとうございます。御紹介いただいたおとといのPTの提言で、実は去年の消費者委員会の専門調査会の報告書になかった守秘義務について、導入すべきだという提言をいたしました。

この消費者行政の世界で、消費者委員会が必要に応じて検討ということで先送りしたものについては、新学習指導要領に基づく新しい教科書に既に掲載されているQRコードからアクセスできる、教科書の内容に密接に関係する動画やデジタルコンテンツ、あるいはインターネット上で配信されている教育用の動画など、容易に活用できるものもあります。

また、各学校や教員に対しても、各教科等におけるICTを活用した効果的な学習活動の例を示した「教育の情報化に関する手引」などを公表し、情報提供しております。

さらに、教員がICTを活用して指導を行えるように、独立行政法人教職員支援機構における各地域でのICT活用に関する指導員の養成研修の実施、教師のICT活用をサポートするICT支援員などの配置を促進をするとともに、ICT活用に関する助言や研修支援を行うICT活用教育アドバイザーに係る経費を令和二年度の政府予算に計上しているところでございます。

○小倉委員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。

これは、予算の面もそうですが、申合せの時間が迫つて自民党としてやるべきだと言うのは、非常に思い切った提言だと思つていますし、宮腰前消費者担当大臣が座長についていただき、そのリーダーシップのもとでそういう提言を出させていた

だいたということだと思います。

○梶山国務大臣 はい。

生徒一人一台のパソコン端末の配備を前提として個別に最適化された学びを可能とし、知識習得を最大限効率化するとともに、効率化を通じて生み出された時間を、文系、理系の知識を融合して社会課題の発見、解決に取り組むSTEAM教育の開発に取り組んでおります。

これは、予算の面もそうですが、文科省と連携をとりながら、しっかりと浸透するような取組をしてまいりたいと考えております。

○小倉委員 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いします。

大臣に、特に都市部の大きな問題であるマンションの老朽化問題についてお伺いしようと思つておきました。これは、現状、ストックが六百五十万戸以上あつて、実際に建てかえが行われているのが二万戸弱。これをほつておくと、四十年以上たつたマンションの戸数が四百万戸近くに二十年後にはなつてしまつていうことで、実はそのストックの半分が一都三県に集中しています。この問題を早急にやつていただきたいと御質問させてもらおうと思つていました。

大事なことは、今までベテランで培つてきた、上手な授業ができる先生が、そのコンテンツを上手に使って更に魅力ある授業ができるようになるために、こうしたら簡単ですよ、こういうふうにできますよということを現場にアドバイスしてさしあげることが大事だと思いますので、無理なくICTを活用できるように、文科省としてもこれらの施策を積極的に推進してまいりたいと思いま

す。後ほど経産大臣からも答弁があるんだと思いまが非常に重要なふうに思つてますけれども、この経産省、文科省の連携について桿山大臣からお話を伺いたいと思います。

○萩生田国務大臣 一人一台のパソコン環境整備においては、活用できるコンテンツの周知や、教員が指導する力を身につけられるようにすることも加えて報告させていただきたいたいと思います。

○伊藤涉委員 公明党の伊藤涉です。

○棚橋委員長 経済産業大臣梶山弘志君。

なお、大変恐縮ですが、申合せの時間が迫つておりますので、簡潔にお願いいたします。

○梶山国務大臣 はい。

生徒一人一台のパソコン端末の配備を前提とし

早速質問に入らせていただきたいと思います。

まず、新型コロナウイルス関連で、これは冒頭、通告しておりませんので、ちょっとお願いベースで申し上げたいと思いますけれども、けさからニュースになっているとおり、クルーズ船に乗船をされていた方のうち十人が新型コロナウイルスの感染を確認をされて、医療機関へ搬送されたと速報で承知をしております。また、あわせて、厚労大臣の方から、船内の乗客には原則十四日間とどまつてもらうというお考えを示された、これも速報で確認をしております。

こうなると、いわゆる船内待機期間中にまた新たな感染者が確認をされると、例えば、そこからまた新たに十四日間船内にとどまつてもらうといつたことになりかねないのではないかということを心配をしております。

例えば、船外に出て、なおかつ別の場所において十四日間待機してもらう、これは場所の確保という課題がありますけれども、いずれにしても、船内待機が長期化し過ぎないようにもしっかりと検討して対応していただきたいと考えます。

これは通告しておりませんので、では、総理、お願ひいたします。

○安倍内閣総理大臣 クルーズ船に対する検疫は現在継続中であります、船内において発熱等の症状のある方やその濃厚接触者等の検体を採取をし、そのうち三十一名分のウイルス検査の結果が判明しました。

その結果、三十一名中十名の方から陽性反応が確認をされたわけでございまして、このため、本日午前七時半ごろ、検疫官が付添いのもと、これらの方々に下船をしていただき、海上保安庁の協力も得て、神奈川県内の医療機関へ搬送いたしました。この十名の方は、患者として、感染症法に基づく措置入院といたします。

新型コロナウイルスにおいて、ウイルスの有無を科学的に確認せずに疫学的条件のみで判断する場合には、最大十四日間の潜伏期間を想定した措置を講じてきています。残る乗員乗客の皆様に

は、これを踏まえて、当面上陸を認めないことと

し、必要な期間に船内にとどまつていただき、感染者を予防する行動を徹底しつつ、客室で確実に待機をしていただく中で、引き続き臨船検査を進めてまいります。

ただいま委員がおっしゃった点等についても、我々も議論しておりますが、クルーズ船でございますので、それぞれ客室がございますので、その中まずは待機をしていただくということを徹底していかなければならぬ、こう考えておりますが、乗員乗客の方々の健康状態の確認を最優先にしながら、感染拡大の防止に全力を尽くしてまいります。

○伊藤(涉)委員 ありがとうございました。通告なしでお答えいただきまして、大変恐縮でござります。

続きまして、新型コロナウイルス対策で、これは少し情報が古いんですけども、菅官房長官、三日の記者会見で、この新型コロナウイルス肺炎への対応で、日本への入国を拒否した外国人は二日までに八人以上と発表されております。

一方で、邦人帰国者向けの第二便では、武漢空港で、搭乗前の中国側の検査で発熱などの症状が見つかった邦人複数名が中国側の判断で乗車できなかつたと承知をしております。

こうした形で帰国できなかつた邦人の方、想像するに、大変御心配な状況になつてているのではないかと思うものですから、こうした邦人への対応はどうなるのかというのが一つ。また、外務省によれば、これまでにチャーター機で帰国し始めた方は全員の帰国を実現するべく、中国政府、関係省庁と調整を進めてきましたが、これまでのチャーター機三機におきましては、搭乗可能人員数があつたりとか中国政府との調整の結果等を踏まえ、邦人のみが搭乗ということになりましたが、現在調整しております。

できましたら今週中にもと思つておりますが、第四便以降につきましては、人道的観点等から、例えば中国籍の配偶者など日本国籍保持者と何らかの関係を持つ方々についても搭乗を認めてもらうべく、中国側と鋭意調整をしておりまして、調整は進んでおります。

○伊藤(涉)委員 ありがとうございました。

日々さまざまな課題が出てくると思いますので、御対応は大変かと思ひますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

もう一問、これは外務大臣にお伺いしたいと思います。

今日、NGO、経済界、そして政府、これがそれぞれ対等なパートナー・シップのもとで、それぞれの特性、資源を生かして協力連携をし、海外において人道的危機や自然災害が発生したときの緊急援助が、より効率的かつ迅速に行われるよう

いしたいと思います。

このあたりのことは我が党の遠山財務副大臣が家族で、日本国籍ではなく中国籍の方々への対応はどうなっているのか。以上二つ、外務大臣、御答弁をお願いします。

○茂木国務大臣 一点目の、チャーター機搭乗時のメデイカルチェック等の結果、経過観察が必要とされてチャーター機に搭乗できずに湖北省に滞在している邦人七名につきましては、現在、現地に入つております医務官や在中国日本大使館員が、中国側の関係当局や我が国関係省庁と連携して対応に当たっておりますが、これらの方々も含め、帰国をされる方々が全員帰国できるようになります。

既に成立をした本年度補正予算や政府の予備費をぜひ活用して、国際貢献という観点から、ジャパン・プラットフォームがその特性を生かして迅速な支援を中国に對して行う場合は追加的な予算措置を実施するべき、こう考えますけれども、外務大臣の御答弁をお願いいたします。

○茂木国務大臣 中国における新型コロナウイルスの発生を受けまして、政府としては、これまで、マスクであつたりとか防護服等の支援物資をチャーター機に搭載して現地に届けてきておりますが、この際、民間企業、団体からもさまざまな支援物資の提供を受けたところであります。改めて感謝を申し上げたいと思っております。

そして、中国での新型コロナウイルスへのNGOの対応として、伊藤委員からも御指摘いただきましたジャパン・プラットフォームの枠組みのもので、現在、我が国NGOが対応を準備しております、同プラットフォームにおいて今後の具体的な事業の検討が行われていると承知をいたしております。

政府としましては、我が国NGOによります支援活動が検討されていることを評価をしておりまして、政府としても、財政面を含めて、可能な支援を行っていきたいと思っております。

一方で、現地における感染者数のさらなる増加であつたりとか地理的な拡大が懸念されていること、そして、武漢、湖北省以外でも、一部移動の制限措置であつたりとか、航空会社の減便、運航の休止が始まつていていること等も踏まえて、人の派遣を伴わない形で支援物資を送る等、支援のあ

なつてきております。

このあたりのことは我が党の遠山財務副大臣が大変造詣が深いわけですけれども、例えば、政府も財政支援をしているジャパン・プラットフォームというNGOの連合体、これもその一つであります。今回の新型コロナウイルスへの対応においても、専門力をいただいていると聞いておりますが、ちょうど年度末に当たるものですから、十分な予算の確保が困難になつていると聞いております。

り方についてもお考えいただけたとあります。うがたいなと思つております。

○伊藤(涉)委員 外務大臣、ありがとうございます。

した。

まさに、中国国内は二万人を超える感染者の方が発生をしておりますし、今大臣からいただいた答弁ももちろん重要な取組でありますし、日本国民の安全のためにも、引き続きお力を尽くしていただけますようお願いを申し上げます。

続きまして、児童虐待防止について一つお伺いをいたします。昨年の予算委員会では繰り返し取り上げられた児童虐待の防止について、その後の取組を確認をさせていただきたいと思います。

父から虐待を受けていた千葉県野田市の当時小学校四年生の栗原心愛さんが亡くなつてから、本年一月二十四日金曜日でございましたけれども、丸一年が経過をいたしました。先月二十三日に公表された野田市の検証報告では、救えた命だったと結論づけられております。千葉県では、児相の職員増、行政を支援する警察や弁護士の配置拡大のほか、父親の威圧的な態度に行政職員が萎縮した教訓から、親への対応をロールプレー形式で研修も重ねているというふうに報道等で承知をしております。また、学校が家庭訪問しなかつた反省もあり、担任が虐待事案に対処する場合、かわりに授業をする講師を派遣する、こんな仕組みも導入をしたと聞いております。

一方で、一時保護所の児童数は一・七倍に増加をしており、人、物両面からの体制強化が引き続き望まれております。

この予算委員会でもさまざま角度から議論されておりますとおり、少子社会だからこそ、一人の子供たちが健やかに暮らすことができる国づくりを進めていかなければなりません。児童虐待を防止することはもちろん、児童虐待防止に取り組む中から、社会的に弱い立場にある子供たちにしわ寄せされてしまつていてる社会のゆがみ、根

本的な原因を究明する努力も怠らず、課題解決に向けて取り組むことが重要だと考えております。

日夜、今も現場で児童虐待防止のために奔走する関係者の皆様に心から感謝をしつつ、より充実した体制の整備、そして根本的な原因の究明への努力、大切な子供たちの命を守るために不斷の取組を引き続きお願いしたい、こう考えますが、厚生労働副大臣の答弁をお願いいたします。

○稻津副大臣 お答えいたします。

虐待によって子供の命が失われる事件が繰り返されることはあるではない、子供たちの命を守るのは私たち大人の全員の責任である、このよううに考えております。

この強い決意のもと、平成三十年の十二月に児童虐待防止対策体制総合強化プラン、いわゆる新プランを決定をいたしまして、令和元年度から四年間で、現在三千人の児童福祉司を令和四年度には五千人体制にすること、また、児童心理司も令和四年度までに八百人程度増員すること、市町村において子供や家庭に対する相談支援を行う子ども家庭総合支援拠点を令和四年度までに全市町村に整備することなどを進めております。

いわゆる団塊の世代の方々が二〇二二年以降から七十五歳以上になることから、医療、介護、年金などの社会保障制度の維持が重要な課題になることはもとより、今から質問させていただきます。

高齢者ドライバーによる運転事故防止、これも重要な課題になつていると考えております。

全体の交通死亡事故が減少する中、六十五歳以上の高齢者ドライバーによる交通事故比率が上昇傾向にあると承知をしております。

まず、これは武田国家公安委員長にお伺いした

いんです、警察の取組として、免許更新に当たり講習を義務づけております。また、免許の返納も行いやすい環境整備が進められております。ただ、車がなければ生活ができないといった地域もありますので、ここは環境整備をまずしていただきたい。

この関係で、実は現場でよく耳にする声では、この講習が大変混雑しておりますし、うつかりして講習の申込みを失念すると免許更新時期に間に合わなくなるんじゃないか、そういう心配の声が届いて、よく地元の警察署に御相談の取次ぎをしたりしたことがあります。

これからますます受講者はふえることが予想されておりますので、まず現場においてしっかりと体制の整備を進めていただきたいと思いますけれども、御答弁をお願いします。

こうした取組によりまして、何よりも、今議員御指摘のとおり、子供の命を守ることを第一に、児童虐待防止対策に全力で取り組んでまいります。

○伊藤(涉)委員 ありがとうございました。

本当に現場は一つ一つ、まさに子供の命がかかわる事案でありますので、神経をすり減らすよう虐待防止に取り組んでいただいております。よ

く現場の声を聞いていただいて、非常に効果のある予算の執行をお願いをしていきたいと思いま

す。

統一では、自動車社会の激変な変化と交通事故防止等について伺つてまいります。

いわゆる団塊の世代の方々が二〇二二年以降から七十五歳以上になることから、医療、介護、年金などの社会保障制度の維持が重要な課題になることはもとより、今から質問させていただきます。

高齢者ドライバーによる運転事故防止、これも重

要な課題になつていると考えております。

全体の交通死亡事故が減少する中、六十五歳以上の高齢者ドライバーによる交通事故比率が上昇傾向にあると承知をしております。

まず、これは武田国家公安委員長にお伺いした

いんです、警察の取組として、免許更新に当たり講習を義務づけております。また、免許の返納も行いやすい環境整備が進められております。ただ、車がなければ生活ができないといった地域もありますので、ここは環境整備をまずしていただきたい。

この関係で、実は現場でよく耳にする声では、

この講習が大変混雑しておりますし、うつかりして講習の申込みを失念すると免許更新時期に間に

合わなくなるんじゃないか、そういう心配の声が届いて、よく地元の警察署に御相談の取次ぎをしたりしたことがあります。

これからますます受講者はふえることが予想されておりますので、まず現場においてしっかりと体制の整備を進めていただきたいと思いますけれども、御答弁をお願いします。

○武田国務大臣 御指摘のとおり、高齢者運転というのが本当にふえていつております。この事故を防止することとあわせて、その安全というのも我々は支えていかなくてはなりません。地方に

おどりで、年寄りにとつては大変重要な足になつてきているわけであります。

警察では、免許の更新時に、実技指導を含む高齢者講習を自動車教習所に委託をしております。

この待ち時間がやたらと長いところの御意見というのを、先生方も寄せられておるというこ

とですけれども、我々もこれは大きな問題意識を持っています。

そこで、いろいろな取組を始めておるわけでありますけれども、具体的には、体制を整備して、警察みずからが講習を行う直接実施、また、予約相談窓口の拡充や、自動車教習所の予約あき情報の提供、更新期限が迫つていている方への優先枠の確保などの対策を講じてまいります。

引き続き、高齢者講習の受講待ち問題が解消さ

れるよう、体制の整備、運用の改善の両面で対策を進めてまいりたいと思います。

○伊藤(涉)委員 まさに現場の非常にきめ細かいことありますけれども、大事な話なので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

続いて、一月三十日に成立をした本年度補正予算の中でのサボカー補助金、具体的には、対歩行者衝突被害軽減ブレーキ、そしてペダル踏み間違い急発進抑制装置、これを装着した自動車について、六十五歳以上の方を対象に補助金制度を創設をいたしました。

これは、登録車で十万円から六万円、軽自動車で七万円から三万円、中古車で四万円から二万円、既存車への後づけペダル踏み間違い急発進抑制装置購入補助で四万円から二万円の補助額と承認をしております。

高齢者ドライバーの運転する車の安全性を高め、より交通事故の発生しにくい環境をつくる上でもとても重要な補助制度だと考えております。

自動車関連業界と協力をして、ユーザーへの速や

かな周知など、実施をお願いしたいと思います。

そこで、確認をしておきたいのは、一つは、新車登録車、軽自動車、中古車、既存車への後づけ装置、それぞれの補助実施スタート時期など、詳細はどのようになるのか。

また、全国の自治体では、独自に上乗せを検討しているところ、既にそうした補助を行っているところ、さまざまございます。丁寧にその自治体の相談に乗っていただいて、国の補助制度とあわせて、ユーザーに対する、より手厚い補助が行き渡るよう、よく相談をして進めていただきたいと考えますけれども、梶山経済産業大臣の御答弁をお願いいたします。

○梶山国務大臣 サポカー補助金につきましては、委員御指摘のように、一月三十日に令和元年度補正予算が成立したことを受けまして、二月三日には補助事業実施者を選定をいたしました。受け付け開始日や必要な申請手続事項等の事業の詳細は、整い次第、速やかに広く国民の皆様へ周知を図つてまいりたいと考えております。

なお、登録車及び軽自動車に対する補助については、サポカー補助金の創設が公表されたことに伴う買い控えを防ぐ観点から、サポカー補助金の対象車種が決定された令和元年十二月二十三日以降に新車新規登録された登録車及び新車新規検査届出された軽自動車が対象となります。

中古車や既存車への後づけのペダル踏み間違い急発進抑制装置に対する補助については、自治体との調整、システム整備等に一定の時間を要するため、この点も、整い次第、速やかにお知らせをしてまいりたいと思っております。

一部の地方自治体において、サポカー補助金と類似の補助事業が既に実施又は検討されていると承知をしております。各自治体で補助の対象となる方の年齢や車両、装置などが異なるため、各自治体の状況を踏まえながら、よりよい制度とすべく、また利用者の混乱を防ぐべく、個別に丁寧に調整をしてまいりたいと思っております。

○伊藤(涉)委員 ぜひ、予算は成立いたしました

ので、コマーシャル等も含めて周知の徹底をお願いしておきたいと思います。

そこで、経産大臣に、通告ではあと二問あるん

子などが登場しております。こうした多様なモビリティの普及はスピード感を持って進めていくべきと考えますけれども、どのように取り組んでいくのかというの一点。

もう一つは、次世代カーの開発に当たっては、

これもこの予算委員会で再三話題になつておられます環境、この環境性能の向上も避け通れないと考えております。

先日のIPOCCの特別報告では、温暖化が現在

のベースで進むと、早ければ二〇三〇年に世界の

平均気温はパリ協定が抑えようとしている一・五度の上昇幅を突破するおそれがあり、環境問題への貢献も不可欠だ、こう承知をしております。

移動のサステナビリティを高めていくためには環境対策も必須であります。特に、世界的には車の電動化が進んでいますが、その鍵となる

蓄電技術、これは、吉野先生がノーベル化学賞を受賞されたように、日本が強みを持つ分野であります。我が国は競争力を高める上で、官民で研究開発を進めていくべきだと考えております。また、このEVが普及をしてくれば、これを走る蓄電池として活用をして、再生エネルギーの普及にもつなげていくなど、エネルギー分野での活躍もうながしていくのか。

以上、経産大臣にお伺いいたします。

○梶山国務大臣 伊藤委員より二点御質問がありました。

御指摘のとおり、高齢者を中心に、交通安全と

生活に必要な移動手段を確保する観点から、超小

す。

経済産業省では、昨年八月に、有識者による多様なモビリティ普及推進会議を設置し、これらの多様なモビリティの普及に向けた課題を検討してまいりました。十二月の取りまとめの中では、価格低減や認知度向上等の必要性が指摘をされているところであります。

このような課題に対処すべく、令和元年度補正予算では、超小型EVの購入補助や電動車椅子を

商業施設でシェアリングする実証事業等を実施を

してまいりたいと思つております。

これらの事業を通じて、今後も多様なモビリティの普及にスピード感を持つて取り組んでまいります。

もう一点、蓄電池についての御質問がありま

す。これは各國争つて開発をしていると思いますので、引き続き強力な政府の後押しのもとに研究開発を進めていただきたいと思います。

続いては、同じ自動車関係で、これは竹本大臣にお伺いします。

公共交通を担つていく主体となる一種免許保有者、これは年々減少しております。最近では、地方都市レベルでも、不採算路線を中心に減便、廃線なども発生しております。運転者の確保が困難になつていく中、自動走行車への期待が高く、私にお伺いします。

昨年、吉野博士がノーベル化学賞を受賞されたとおり、我が国は黎明期からリチウムイオン電池の開発に取り組み、車載用電池の分野でも世界をリードをしてきたわけであります。今後も、電池の低コスト化、軽量化、省スペース化など、電池の性能を向上させ、電動車の利便性を高めていくことが不可欠であります。

また、電動車を再生可能エネルギー電気の貯蔵や電力系統の需給調整、災害時の非常用電源にも活用するなど、用途の拡大を図つていくことも、委員御指摘のとおり、大変重要なことであると思つております。

このため、経済産業省では、全固体電池などの次世代電池の開発を進めるとともに、IOT技術により、電動車等を用いて需給調整を行う技術実証にも現在取り組んでおります。令和二年度当初予算においても、これらの事業に約百億円を計上しております。

我が国が強みを持つ蓄電池、電動車の分野で今後も国際競争を勝ち抜けるよう、官民を挙げて取り組んでまいりたいと思っておりますし、体制もつくりつてしまいりたいと考えております。

○伊藤(涉)委員 ありがとうございます。

再生可能エネルギーのことこの委員会で何度も議論されておりますけれども、発電が不安定な、一定の発電ができない再生可能エネルギーを

本当の意味でベースロードとして使っていくためにも、この蓄電技術は極めて重要な技術であります。

これは各國争つて開発をしていると思いますので、引き続き強力な政府の後押しのもとに研究開

発を進めていただきたいと思います。

本邦の意味でベースロードとして使っていくためにも、この蓄電技術は極めて重要な技術であります。

これは各國争つて開発をしていると思いますので、引き続き強力な政府の後押しのもとに研究開

発を進めていただきたいと思います。

性を実感した次第であります。

ただ、私の地元、大阪におきましても、レベルは違いますが、地域交通の路線バスのかわりとして、こういった自動運転の実証実験をやりました。從来の路線バスどこが違うのか。例えば、団地の高齢化が進んだところで、こういうバスサービスの実証実験をやつたんだけれども、路線バスは時間どおりには走ってはいるんだけれども、それがなくなったら、かわりにこれを導入しようとしているんですけども、なかなか、お年寄りがなれることが非常に難しいということを実証いたしました。その辺、技術開発しなきゃいけないと思っております。

今後とも、官民 I·T·S 構想・ロードマップのフォローアップや改定を行いつつ、官民が連携した技術開発や実証実験も含めて自動運転の早期実用化に取り組むつもりでございます。

以上です。

○伊藤(涉)委員 現場のリアルなお話を伺いました。ありがとうございます。
まさに、二種免許など、既に人手不足で大変御苦労をいただいている業界も含めて、例えばトラックですと、既に隊列走行などの実証実験も行つていただいております。あいだいた実証実験を見ても、高速道路上は隊列走行で行くんですけども、では今度、高速道路からおりた後、具体的にどうするのかとか、潰していかなければならぬ課題は一つつまだたくさんありますので、引き続き竹本担当大臣の御指導のもとで進めていただきたいと思います。

次は、赤羽国交大臣にお伺いします。

高齢者の自由な移動の確保、高齢化や過疎化が進む地方の喫緊の課題であります。A·I や I·O·T 技術を活用したオンデマンドバスや相乗りタクシーなど、安全運行に十分配慮した上で、地域における公共交通サービスの利便性や効率性を確保する取組を総動員をして移動手段を充実させてい

く、これは地方創生にもつながる重要な取組だと思います。

○赤羽国務大臣 今、その前に、やりとりされておりました高齢者による自動車事故というのは大きなか問題でございます。

私も、昨年、大臣に就任後、池袋の高齢者の運転事故により御家族を亡くされた方を含む交通事故の被害者の御家族の皆様から直接お話を伺いました。改めて、不幸な交通事故を撲滅していかなければいけない、こう強く決意をしたところでございます。

國交省といたしましても、経産省と連携しながら、安全運転サポート車のさらなる普及促進、技術開発に全力を挙げていきたいということでござります。

また、高齢者の運転免許の返納、これはどの家庭も大変親子げんかのネタになっているような話で、返したはいいけれども、それからどうやって

生活していくのかというの、私の地元、神戸市北区でもそうしたことも大変大きな課題でございまして、その受皿となる公共交通、これをしっかりと支えていかなければいけない、こう承知をしております。

人口減少化で、維持をしていくことは大変難しい問題でございまして、そうした中で、交通政策審議会において今具体的な検討を進めておりますが、地域ごとに、地方公共団体が中心となつて、一つは既存の公共交通サービスについて、いわゆる MaaS 導入とか、また A·I 等を活用したオンライン MaaS 導入とか、また相乗りタクシーの導入等も認めることになります。

それに加えて、公共交通機関だけではなかなか対応できないということもございますので、その地域実情に合わせて、自家用有償旅客運送などか、スクールバス、学校とか幼稚園とか医療機関

とかさまざまなものでバスがありますので、そ

うしたことを活用した多様な輸送資源を総動員して、地域の移動ニーズにしつかり応えられる体制を強化すべく、取組を進めているところでござい

ます。

また、今回、そうしたこと踏まえて、新たな枠組みや事業メニューを盛り込んだ地域公共交通活性化再生法等の改正法案を本通常国会に提出すべく、今準備を進めているところでございますので、しつかりしたものを早期成立して、しつかり施行していただきたいと考えております。

○伊藤(涉)委員 赤羽大臣おっしゃるとおりで、伺いまして、改めて、移動手段がなくなるあるいは、仮に運転免許を返納して自動車に乗ることをやめたりすると認知能力の低下にもつながるなどという話もあって、本当に安全な移動手段が確保できるのであれば、移動手段がなくなるあるいは、仮に運転免許を返納して自動車に乗ることをやめたりすると認知能力の低下にもつながるなどという話もあって、やはりいろいろ出歩ける環境をつくっていくといふのは極めて重要なことだと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後に、総理にお伺いします。

これまで議論してきたとおり、交通事故防止ということもそうですし、日本経済の屋台骨の一つであるのが自動車産業であります。MaaS や C·A·S·E といった言葉で表現されるように、大変革期に突入をしており、すさまじい国際競争の渦中にもございます。蓄電技術の研究開発や、レベル 4 と呼ばれる完全自動運転のための法整備などをあらゆる側面から政府の支援が必要となります。

日本の自動車産業の優位性を確保するため、政府を挙げて、引き続き新しいモビリティー社会の実現に向けて取り組んでいただきたいと思いますが、総理の御答弁を最後に求めます。

○棚橋委員長 この際、お諮りいたします。

三案審査のため、本日、政府参考人としてカジノ管理委員会事務局次長並木稔君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○棚橋委員長 これにて伊藤君の質疑は終了いたしました。

○伊藤(涉)委員 ありがとうございました。

○伊藤(涉)委員 ありがとうございます。

○棚橋委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○棚橋委員長 次に、大串博志君。

○大串(博)委員 立国社会派の大串博志です。

早速質疑に入らせていただきたいと思います。

これはさつき質疑もありましたけれども、新型コロナウイルスに関して、大変懸念される状況が続いております。

大型クルーズ船をめぐる状況に関して、けさ、先ほど来も話がありましたが、厚労大臣が記者会見をされて、症状が出ていらっしゃる方を中心にして検査を採取された、二百数十検査ですかね。それで、検査結果が出たのが今のところ三十

ろの中では陽性反応が十あつた。印象としては、かなり、検査結果の内訳で陽性反応が出たのは高い割合のようになります。

総理にぜひお尋ねしたいと思うんですけれども、これからかなり検査の採取は続くと思うんですね、検査も続くと思います。そうすると、かなり船の中に長期化して停留していただくというところになるんじやないかと想像します。完全な安全を確保した上で上陸していただくという措置をとられると思いますが、恐らく地元の皆さんなんかは、二次感染、三次感染、四次感染を含めた心配をされている方々も地元では多いと思うんですね。

こういった中で、かなり船の中での停留が長引くとなるとすると、今でさえ、今回、十人の陽性反応が出たということになると、これからも出てくる可能性があると私は考えますけれども、そうすると、長期化する中で、船の中できちんとした医療体制をとることが、かなり三次、四次、五次感染を防ぐ、という意味において必要になってくると思うんですね。

この辺に関して、総理のお考えを。

○安倍内閣総理大臣 詳しくは橋本副大臣から答弁をさせますが、きょうは、早朝、加藤大臣からこの状況について報告が直接私のところにもございました。また、秘書官からも報告があつたところでございますが、三千名を超える乗員乗客の方が乗船しておられるわけでございまして、この方々の健康状態の確認を優先しつつ、感染拡大防止に向けて万全の対策をとつていきたいということがございますが、まずは、感染を予防する行動を徹底していくということであります。客室に確実に待機をしていただく中において、引き続き臨船検査を進めていきたい。

詳しくは、副大臣から答弁させます。

○大串(博)委員 厚労副大臣にお尋ねします。詳しく、かつ簡潔に説明をお願いします。

○橋本副大臣 船内の医療体制につきましてのお尋ねでございますが、クルーズ船には、もともと

医務室がございまして、船医が乗船をしておりま

す。したがいまして、このコロナウイルスに関する感染症によるか、あるいはそうでない場合もあると思いますが、体調を崩される方が仮に出た場合は、まずは医務室及び船医の方に対応していただくということになります。

ただ、同時に、臨船検査中でござりますの

で、検疫官も乗船をしております。場合によつては、検疫官も医師ですから、その方々もサポート

に入ることは検討される、そのときに応じて対応するということはございます。

また、長期化します。そうしますと、今お手持ちの日ごろ飲んでおられるお薬が足りなくなると

いうようなこともあります。そうしたことにつきまして、私どもの方でニーズを把握いたしまして対応するということで今考えておりま

す。

さらに、これはもう既に、昨日、脳梗塞の疑いの方を搬送しておりますけれども、そういう緊急な対応が必要な方に対しては搬送等の処置をとること。

こうしたことと、さらに、もちろん、日常的に

生活上手洗いなどの、あるいは個室にいていたりなどとの感染防止策もしていただきながら、船内での感染防止あるいは検疫をきちんとやるとい

うこととともに、乗つておられる方の健康管理も

○棚橋委員長 厚生労働副大臣におかれましては、退室されて結構でございます。

○大串(博)委員 次に、昨日来までの審議に関しでですけれども、桜を見る会に関する審議がきのうもありました。総理、かなりヒートアップされ

ていらっしゃったように見えましたけれども、人を間違つた事実に基づいてうそつき呼ばわりすることはあるではないと私は思います。

きのう、総理が桜を見る会の前夜祭に関して安倍事務所が契約したではなくて参加者個人が契約したんだということの論点に関して、黒岩委員

が、キャンセルとかあるいは人数が変わるとか、こういつたりリスクがある、リスク負担をホテルニユーオータニの規約に基づいてどういうふうにしているのか、こういうことを聞いたときに、安倍

総理は、今、根拠のないことをおつしやったと

いうことが明らかになりましたね、別にこれは

ニューオータニの規約にあるわけではないです

よ、そんなことがとおつしやつた上で、だからそれは、根拠がないことをおつしやつてて、うそをついているということをおつしやつた上、だからそれは、

二度とおつしやつた上、だからそれは、

二度とおつしやつた上、だからそれは、

二度とおつしやつた上、だからそれは、

二度とおつしやつた上、だからそれは、

二度とおつしやつた上、だからそれは、

二度とおつしやつた上、だからそれは、

二度とおつしやつた上、だからそれは、

ている審議の場において、この件に関して、うそではなかつたわけですから、安倍総理にちゃんと撤回と謝罪を求めるということを理事会協議で求めております。

改めて、委員長に、この件に関して総理の謝罪と撤回を求める理事会協議をお願いしたいと思

ます。

○棚橋委員長 後刻、理事会で協議をいたしました。

○大串(博)委員 何でこの議論が相当ヒートアップされたかというと、前夜祭に関して、なぜそれを

政治資金収支報告書に安倍総理は載せなかつたか、この一点

安倍総理の説明の道具はただ一つ、これは個々人の参加者の方々が契約をニューオータニと直接されたからだと、この一点によつているんですね。その細い一点によつているということです。

でも、誰も、八百人の皆さんがニューオータニと五千円の直接的な契約を一人一人結べるとは、

どちら、収支報告書に収支を載せるべきなんぢゃね。その細い一点によつているということです。

だから、これはおかしいなど。やはり、安倍事務所主催であり、実質的に安倍事務所の事業なんだ

から、直接、安倍事務所がじゃなくて個々人がやつたと

いうこと、私はどうもこれまでの答弁を見ても合

点がいかないことがあるんですね。

先週月曜日、黒岩委員が質問されたことに対し

て、安倍総理、こうもおつしやつていますね、こ

の前夜祭に関して。多少のキャンセルが出ててもよ

においては、まさにサービスが提供された側と対

価を払った側ということにおいて、対価を払った側は参加者である、そして……(発言する者あり)

○棚橋委員長 委員の皆様にお願いします。御静

肅にお願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 サービスを提供した側はホ

テル側であるということは、これは明確でござい

ます。

○大串(博)委員 契約という言葉が合意という言葉にきょういきなり訂正されたり、言葉の定義がころころ変わるものですから、しっかりとしなきやいかぬなどいうふうに思つて確認しているわけです。

しかも、安倍総理自身が、契約という言葉は、何度とこの国会の中でみずから使われている言葉ですよ。ほかの人があうじやないんじやないですかと言いながらも、安倍総理がわざわざ自分で、

いやいや、これは個々の人たちが契約しているんですけど、繰り返し繰り返し、強調に強調を重ねて答えられている言葉ですよ、使われている言葉ですよ。だから、当然、その意味するところは十分熟知した上で答弁していらっしゃるんだろうなと思うものだから聞いているわけです。

それを、きのうの流れで聞いているわけであつて、質問通告をしている、していないという問題では私は全くないと思います。

それでは、またこれは同僚議員からも確認させさせていただきたいと思いますので、きちんと民法上の契約かどうか確認してください。(発言する者あり)

○棚橋委員長 御静肅にお願いします。

○大串(博)委員 午後の質疑者でも聞く人もいるかもしれませんですから、午後の質疑者の方に

の契約かどうか確認してください。(発言する者あり)

参加者ですね。総理、聞いてください、質問しますので、次の質問。参加者ですね、桜を見る会の参加者。夫人からの推薦がどうだったかという

問題がありました。

これに関して、総理は、夫人からの推薦を私自身、総理が参考にして、それを事務所に伝えた、テル側であるということは、これは明確でございます。

○大串(博)委員 契約という言葉が合意という言葉にきょういきなり訂正されたり、言葉の定義がころころ変わるものですから、しっかりとしなきやいかぬなどいうふうに思つて確認しているわけです。

しかも、安倍総理自身が、契約という言葉は、何度とこの国会の中でみずから使われている言葉ですよ。ほかの人があうじやないんじやないですかと言いながらも、安倍総理がわざわざ自分で、

いやいや、これは個々の人たちが契約しているんですけど、繰り返し繰り返し、強調に強調を重ねて答えられている言葉ですよ、使われている言葉ですよ。だから、当然、その意味するところは十分熟知した上で答弁していらっしゃるんだろうなと思うものだから聞いているわけです。

それを、きのうの流れで聞いているわけであつて、質問通告をしている、していないという問題では私は全くないと思います。

それでは、またこれは同僚議員からも確認させさせていただきたいと思いますので、きちんと民法上の契約かどうか確認してください。(発言する者あり)

○棚橋委員長 御静肅にお願いします。

○大串(博)委員 午後の質疑者でも聞く人もいる

かもしれませんですから、午後の質疑者の方に

イバシーにかかることがありますから、答弁は差し控えさせていただきたい、そこまで答弁することは差し控えさせていただきたい、このように思います。

○大串(博)委員 個人のことは聞いていないで何回も招待状が来たみたいな話を手続きました。

ところが、安倍総理の答弁を聞くと、夫人が安倍総理に推薦をしたものと安倍総理が参考にされて事務所に伝えられたということを言われたので、私はお尋ねしないんですけれども、夫人がこの人を呼びたいなというふうに推薦されてきた方々を、安倍総理がちょっととこの人はやめた方がいいということではねられたケースはあるんですか。

○安倍内閣総理大臣 例えは、私自身が既にこれは招待をしてきたことがあるということの記憶がある人物もいるわけでございます。そういう方々等もあるわけでございますが、それ以外について、こういう人ということについては、非常にこ

れは個人的なことにもなるので、答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○大串(博)委員 そうすると、個人的な理由でこの人はよくないなということではねられた方がいらっしゃるということですか。

○安倍内閣総理大臣 そもそも、私が、それは、ふさわしいかどうかという取りまとめを行つのは内閣府において行うわけでございまして、私の基準というのは、まさに私が事務所にこういう人はどうかということを伝えた方がいいかどうかといふことございまして、その中で伝えさせていた

だいている、こういうことでござります。

妻の意見を参考として、事務所の担当者に私の意見を見たところございまして、私が妻から

はどうなんだろうということもそれは当然あるわけでございます。その上で、私から事務所の担当者に伝え、そして、事務所から内閣府に伝えてい

でございます。これが全てでございます。

○大串(博)委員 なぜこれを聞いているかということは、どういう人が呼ばれていたかということは、国民の関心事でもあるし、まず隠すべきことじゃないと私は思うんですね。

○大串(博)委員 なぜこれを聞いているかと全部、今検証できない状況になつてゐるわけですよ。中止したこと自体が適切かどうかということを確認するすべくもなくなっているわけですよ。

○大串(博)委員 例えば、私自身が既にこれ

は招待をしてきたことがあるということの記憶がある人物もいるわけでございます。そういう方々等もあるわけでございますが、それ以外について、こういう人といふことについては、非常にこ

れは個人的なことにもなるので、答弁は差し控えさせていただきたいと思います。

○大串(博)委員 そうすると、個人的な理由でこの人はよくないなということではねられた方がいらっしゃるということですか。

○安倍内閣総理大臣 そもそも、私が、それは、ふさわしいかどうかという取りまとめを行つのは内閣府において行うわけでございまして、私の基準というのは、まさに私が事務所にこういう人はどうかということを伝えた方がいいかどうかといふことございまして、その中で伝えさせていた

だしている、こういうことでござります。

妻の意見を参考として、事務所の担当者に私の意見を見たところございまして、私が妻から

はどうなんだろうということもそれは当然あるわけでございます。その上で、私から事務所の担当者に伝え、そして、事務所から内閣府に伝えてい

ます。

○大串(博)委員 現代の焚書坑儒。すなはち、や

ばいなと思つたことに対してふたをするという意

味で、歴史的なあれを引いて、現代の焚書坑儒と

言われて、大変中国政府は非難されたんですよ。

私は、似たような雰囲気すら覚えますよ。そ

う意味から聞かせていただいているわけです。

いずれにしても、先ほどの前夜祭に関する総理の契約という言葉、もうこの一点だけで、今総理

は、これが政治資金収支報告書に載るかどうかと

いうところで説明の際に立つていらっしゃいます。それが民法上の契約かどうかも明らかに、これだけ答弁されているのに、できない。これはきちんと確認させていただきたい。その上で、その性格に応じて更に議論を深めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。さらに、カジノ、IRの問題に関して入らせていただきたいと思います。

安倍総理は「このカジノ、IR、成長戦略、観光立国にきくんだというふうに、安倍総理、聞いてください。ごめんなさい、総理に質問しますので。ちょっと、外務大臣、総理に聞いていますのでね。

○棚橋委員長 外務大臣、今、質疑中ですから、恐縮ですが。

○大串(博)委員 総理に声をかけないで。

カジノの問題に関しては、国会の議論を踏まえながら、かつ、国民の理解が大変重要というふうに安倍総理はおっしゃっています。

国民の理解が大変重要なふうにおっしゃっているからには、どうですか、安倍総理、カジノ、IRを推進するということは、国民の理解を得られているというふうにお考えですか。

○安倍内閣総理大臣 IRの推進に当たっては、国民的な理解が大変重要でありまして、カジノ管理制度委員会や国会での御議論も十分に踏まえまして丁寧に進めてまいりたい、このように考えております。

○大串(博)委員 委員長、端的に答えてもらつてくださいね。

カジノ推進に関して今得られていると思いま

す。いかつい、このように考えております。

○大串(博)委員 すなわち、今、報道等でも、各種報道で、六割、七割の方々がこのまま進めるのはよくないという結果が出ています。これに関し

て、まだ国民の理解を十分得られている状況にはないという御理解ですか。

○安倍内閣総理大臣 国民の理解が得られているかどうかということについて私が評価することは差し控えさせていただきたいと思いますが、政府の立場として、この政策を進めていく上において、国民の理解を得られるよう努力を更に重ねたいと考

んでいます。二〇一七年二月、カジノ経営者の皆さんとワシントンの朝食会で会われているとい

うです。○大串(博)委員 これが議論のスタートラインなんですよ。

この言葉を使われ出したのは、例のあきもと元副大臣のカジノ汚職問題が発覚した以降なんですよ。(発言する者あり)あきもと司さんね、はい。

以来なんですよ。

だから、私は、総理はある意味正直におっしゃつ

てますよ。今、国民の理解を得られるようにな

に、重要なと。国民の理解を得られないんで

すよ、今、国民の理解を得られるようにな

ると思いますよ。国民の理解が得られるよう

に、重要なだと。国民の理解を得られないんで

すよ、今、国民の理解を得られるようにな

ると思いますよ。国民の理解が得られるよう

に、重要なと。国民の理解を得られないんで

ことじゃないとこれは得られないと私は思つんです。

例えば、安倍総理は、接触禁止ルールを強化するようなこともおっしゃっていました。つまり、業者さんとの接觸の禁止ルールですね。これに関して言うと、安倍総理は既に業者さんと接觸をされていません。二〇一七年二月、カジノ経営者の皆さんとワシントンの朝食会で会われているとい

うことです。そのときの流れの中で、トランプ大統領との会話の話も問題になっています。トランプ大統領から個別に要請、参入の要請はなかったということはおっしゃっていますけれども、話題にカジノのことが上ったのかどうかということになると、国会答弁もかなりぶらついていらっしゃいました。

トランプさんのことですから、当時、二〇一七年二月と、まだカジノの法律もできていません。法律もできないので、個別の参入の話が出てくるとは当然思つていません。ただ、当

時は、これからカジノの整備法をつくつていこう

いんですよ。法律もできないので、個別の参入もへつくれもないんです。私、個別の参入の話が出てくることは当然思つていません。ただ、当

時は、これからカジノの整備法をつくつていこう

いんですよ。法律もできないので、個別の参入もへつくれもないんです。私、個別の参入の話が出てくることは当然思つていません。ただ、当

時は、これからカジノの整備法をつくつていこう

いんですよ。法律もできないので、個別の参入もへつくれもないんです。私、個別の参入の話が出てくることは当然思つていません。ただ、当

時は、これからカジノの整備法をつくつていこう

いんですよ。法律もできないので、個別の参入もへつくれもないんです。私、個別の参入の話が出てくることは当然思つていません。ただ、当

時は、これからカジノの整備法をつくつていこう

いんですよ。法律もできないので、個別の参入もへつくれもないんです。私、個別の参入の話が出てくることは当然思つていません。ただ、当

時は、これからカジノの整備法をつくつていこう

いんですよ。

○棚橋委員長 御静肅をお願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 ただ、今のように、でもそれは本当にわからないんですよ。私は正直言つて、具体的には全くそれは覚えておりません。記憶をたどる中ににおいて、自分のいわばかつての経験がどうだったか、こうだったかという話は聞いています。

○棚橋委員長 与野党とともに、恐縮です、御静肅にお願いいたします。

でも、例えば、このパートを入れるのはルーレットのナンバーで当てるようなものだとか、そういう冗談を言つたかどうかということは、これはわからないですから……(発言する者あり)

○棚橋委員長 与野党とともに、恐縮です、御静肅にお願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 こういうことも含めてカジノということであるならば、それはわからないと

いうことでござります。

ただ、カジノの経営に関する事、産業としてのカジノについての議論というのは、これはな

いんですよ。法律もできないので、個別の参入もへつくれもないんです。私、個別の参入の話が出てくることは当然思つていません。ただ、当

時は、これからカジノの整備法をつくつていこう

いんですよ。法律もできないので、個別の参入もへつくれもないんです。私、個別の参入の話が出てくることは当然思つていません。ただ、当

時は、これからカジノの整備法をつくつていこう

いんですよ。法律もできないので、個別の参入もへつくれもないんです。私、個別の参入の話が出てくることは当然思つていません。ただ、当

時は、これからカジノの整備法をつくつていこう

いんですよ。法律もできないので、個別の参入もへつくれもないんです。私、個別の参入の話が出てくることは当然思つていません。ただ、当

時は、これからカジノの整備法をつくつていこう

いんですよ。

○棚橋委員長 御静肅をお願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 ただ、今のように、でも

それは本当にわからないんですよ。私は正直言つて、具体的には全くそれは覚えておりません。記憶をたどる中ににおいて、自分のいわばかつての経験がどうだったか、こうだったかという話は聞いています。

○棚橋委員長 与野党とともに、恐縮です、御静肅にお願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 こういうことも含めてカジ

ノということであるならば、それはわからないと

いうことでござります。

ただ、カジノの経営に関する事、産業としてのカジノについての議論というのは、これはな

いんですよ。法律もできないので、個別の参入もへつくれもないんです。私、個別の参入の話が出てくることは当然思つていません。ただ、当

時は、これからカジノの整備法をつくつていこう

いんですよ。法律もできないので、個別の参入もへつくれもないんです。私、個別の参入の話が出てくることは当然思つていません。ただ、当

時は、これからカジノの整備法をつくつていこう

いんですよ。法律もできないので、個別の参入もへつくれもないんです。私、個別の参入の話が出てくることは当然思つていません。ただ、当

時は、これからカジノの整備法をつくつていこう

いんですよ。法律もできないので、個別の参入もへつくれもないんです。私、個別の参入の話が出てくることは当然思つていません。ただ、当

時は、これからカジノの整備法をつくつていこう

いんですよ。

○棚橋委員長 御静肅をお願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 ただ、今のように、でも

それは本当にわからないんですよ。私は正直言つて、具体的には全くそれは覚えておりません。記憶をたどる中ににおいて、自分のいわばかつての経験がどうだったか、こうだったかという話は聞いています。

○棚橋委員長 与野党とともに、恐縮です、御静肅にお願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 こういうことも含めてカジ

ノということであるならば、それはわからないと

いうことでござります。

ただ、カジノの経営に関する事、産業としてのカジノについての議論というのは、これはな

いんですよ。法律もできないので、個別の参入もへつくれもないんです。私、個別の参入の話が出てくることは当然思つていません。ただ、当

時は、これからカジノの整備法をつくつていこう

いんですよ。法律もできないので、個別の参入もへつくれもないんです。私、個別の参入の話が出てくることは当然思つていません。ただ、当

時は、これからカジノの整備法をつくつていこう

いんですよ。法律もできないので、個別の参入もへつくれもないんです。私、個別の参入の話が出てくることは当然思つていません。ただ、当

時は、これからカジノの整備法をつくつていこう

いんですよ。法律もできないので、個別の参入もへつくれもないんです。私、個別の参入の話が出てくることは当然思つていません。ただ、当

時は、これからカジノの整備法をつくつていこう

いんですよ。

て、統合型リゾートというものは日本にとって有益なんだぞというふうに言われた。それは、カジノの長ですから、言われる可能性はありますね。

ただ、そのとき、私がさつき申し上げたように、これに関して安倍総理は、個別に参入のこと

を要請されたことはございません、こう繰り返し答弁されています。個別に、俺が日本に参入したいから免許くれ、こういうふうに言われたことはないというふうに言われています。

ただ、私がさつき申し上げたように、このころは整備法すらできていないんですよ。これから制度をつくるういうところだったんですね、制度をつくろうというころ。だから、個別にその段階で、参入させてくれなんて言うことはないと私は思っています。

そうじやなくて、もっと違った形で、さつきみたいな話ですけれども、カジノ、IRは日本にとって有益だぞ、したがって、私たち、自分たちは日本に参入しようと思っているんだ、こういうふうな、事実関係として述べられたことはないですから。

○安倍内閣総理大臣 先ほど、業者と接触というふうにおっしゃったんだけれども、朝食会では、

これは全米商工会議所や米日経済協議会共催で行われたものでありまして、米側のビジネス界から十八名が出席をして、日本側からも同じぐらいの

人数が出席をしていたため、全体では四十名近い

大きな朝食会であつたわけでありまして、この朝食会では、日米関係のさらなる強化に向けて意見交換を行つたということでござります。そこで、私からは、二〇一六年十二月にIR推進法が国会を通過し、公布、施行されたこと等を紹介をした

参加の中にはカジノ経営者が含まれております

したが、統合型リゾート施設は観光立国を目指す日本にとって有益である点、また、IRに対する社会的懸念等の課題の解決に貢献していくべき等の発言があつたが、IRへの参入要請はなかつた

わけでござります。

○大串(博)委員 参入の要請があつたかということを聞いているんじゃないんです。自分は日本に参入しようと思っているんだという事実の話があつたんじゃないかなと思います。なぜなら、この二月、アデルソンさんは日本に来て、いろいろなシンポジウムに参加して、ぱりぱりと、俺は日本

参加者が述べられた要点でございます。

○大串(博)委員 それは私が繰り返し質問の中で言つたことですから、繰り返していただかなくて結構です。もつたないです。

委員長にも言いますけれども、今みたいに質問を繰り返し答弁されるようなことがあつた

内容を繰り返し答弁されるのは当然ですよ。余りに多過ぎる。質問

内容を繰り返すだけの答弁は要りません。

私が聞いたのは、今、質問内容を繰り返し言わ

れましたけれども、その上で、三カジノ事業者の代表の方から、自分は日本のカジノに手を挙げよう

うと思っているんだ、手を挙げているんだといふうな、事実として述べられたことがあつたかと

いうことです。

○安倍内閣総理大臣 ですから、今、質問内容を私が繰り返すと申し上げましたけれども、いわば要點について、私が述べていることを既に質問、そのお答えすることを質問で、お答えをして……

(大串(博)委員「これも関係ない話ですか」と呼ぶ)

○棚橋委員長 まず、お聞きください。

○安倍内閣総理大臣 関係ない話でなくて、事

実について申し上げてあるわけあります。これ

が全てでござりますから、これ以外については申

し上げようがないということでございまして、参

入する用意があるとか、そういうことで今おつ

しゃっているんだろうと思いますが、それはない

ということについては既に、だつて、それはIR

への参入の要請じゃないですか。それはないとい

うふうに申し上げて、ほぼ同じ質問をしておられますから同じ答弁をするしかない、こういうこと

に参入するんだとおっしゃつて歩いて回つたりしているんですよ。そういう時代だったんです。時期だったんです。

だから、その場で、安倍総理が来られているの

に、自分が日本のカジノに出ていこうと思っているんだという事実関係すら言わなかつたというの

は非常に私は解せなくて、それがこの、安倍総理がさつき私の質問を繰り返されましたが、四十人くらい

統合型リゾート施設は観光立国を目指す日本に

とつては有益である点という非常にオブレートに包んだような公式答弁になつていてるんじやないか

なというふうに思うんです。

かくのよう、つまり、安倍総理が事業者とど

ういうふうに接触されたか。実は、これは事務方

にも聞きましたけれども、これまで閣僚を含めた

政務三役で事業者と接触した記録は残つていません。残つてないんです。確認できていない

んですよ。残つてないんです。確認できていない

ことです。つまり、唯一確認できている事業者と

の接觸は安倍総理お一人しかいらつしやらないん

です。

ですので、接触禁止ルールを考えるときには、

この間、赤羽大臣は、接触禁止ルールに関しては、福島みずほ議員に対して、過去にさかのぼる

ことも含めて、接触禁止ルール、考えますとおつ

しゃいました、国会で。であれば、安倍総理が二〇一七年に業者の皆さんと会われた、このことに

関しても接觸禁止ルールをかぶせて、適用して、それがはあつたか否であつたか、こういうふうな形にしないと、全くその接觸禁止ルールは意味をなさないと思いますが、安倍総理、いかがですか。

○棚橋委員長 大串委員、その点については私の

方から先ほど注意をさせていただきました。

○大串(博)委員 私の質疑を終わらせていただき

ます。ありがとうございます。

○棚橋委員長 これにて大串君の質疑は終了いたしました。

次に、篠原豪君。

○篠原(豪)委員 ありがとうございます。篠原豪

によるわけではないが、それはそのオケージョンによるわけではありませんから、そういう業界の方

が集まる中でそういう発言をされたのではなくて、先ほど申し上げましたように、日本の総理大臣が行つて、そこには全米商工会議所の代表の

方が来て、そこには日米経済協議の代表の

方が来て、それで幸いです。

早速なんですが、先ほどの大串委員から

員「もういいです、呼んでいないですかから」と呼ぶ)いや、先ほど、事実誤認がございますので訂正をさせていただきたいと思います。

自治体がこれから区域整備計画を申請する、認定を受けるために申請するため、それで、その際には、自治体は、公聴会の開催や議会の議決など、地域の合意形成のための手続が義務づけられております。ですから、義務づけられている、それをクリアできなければ申請もできないという点でござりますので、この点は、事実誤認がありますので、はつきり申し上げさせていただきたいと思います。

○棚橋委員長 まず、担当大臣から。そして、内閣総理大臣安倍晋三君。(篠原(豪)委員担当大臣には聞いていない。総理の認識を何で担当大臣が答えるんですかと呼ぶ)

今、内閣総理大臣安倍晋三君を指名しました。
○安倍内閣総理大臣 横浜市内の状況がどうなのかということについては、私はコメントを差し控えたい、こう思うのでございますが、いわば、まさに、このIRについての法的な対応がどうなるかということについては大臣から答弁をさせていただいたとおりでございますが、もとより、IRの推進に当たっては、国民的な理解、そして、とりわけ地域における十分な合意の形成が大変重要であり、カジノ管理委員会や国会での議論も十分に踏まえて丁寧に進めてまいりたいと考えています。

○篠原(豪)委員 総理、済みません。申しわけありませんが、じゃ、私が横浜の現状をお伝えします。九四%の人が反対であり、そして、住民を真つ二つにして、経済界も含めて、今、この国の法律をつくったことによって大変なことが起きている、リコール運動まで起きて。私も新年会とかお餅つきとか豆まきも行きました。いろいろな商店街にも顔を出しました。皆さん、この話をするのは本当に、なかなか言えないこと事業者の方々はすごい頭を悩ませています。

こういったことがある中で、今こういったことを起こしているのがこの国の法律なんですよ。中身が全然ない中で、三百三十一も政令や規則に定め、中身がなくて、今何が起きているかというと、IR疑惑の問題が起きている。こういったことがあって更に不安になつていて、総理の言葉として、横浜の皆さんに、今こうなつていてことについてどういうふうにお話しただけるかと

○安倍内閣総理大臣 IRの整備に当たっては、地域における合意形成は、先ほど申し上げましたように、大変重要なことがあります。

そのため、IR整備を行う自治体に対しては、実施方針を策定する際に、協議会又は立地市町村等との協議を行うこと、さらに、区域整備計画を作成する際に、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、議会の議決を経ることなどが義務づけられています。これはもう委員も御承知のとおりだと思いますが。

区域整備計画の認定に当たっては、国土交通大臣がこうした手續が適切に行われたかどうかをさせさせていただきましたが、それは先ほど大臣から答弁に図られることを担保してまいります。

○篠原(豪)委員 総理、それじゃ間に合わないんですね。なぜ間に合わないかというと、一枚目のスライドをごらんください。

二枚目の資料には、横浜市は既に四億円、二〇二〇年度でカジノ関係予算をつけています。他の自治体もそうなんですよ。今、国のルールが定まらない、接触ルールをこれからつしていくみたいな話をしていますが、実際に、この表を見ていいただきますと、横浜市では二〇二〇年度予算、当初予算四億円。下のところを見ていたければ、山下ふ頭の造成六十七億円、こういったお金が既に動くんです。

接触ルールをきちっとやっていくという話をし

ていますが、横浜市に聞いても、これはきょうもうちで確認しましたが、横浜市の行政の皆さんがカジノ業者と接触していないませんかと聞いても、接觸記録は出てこないんですよ。だから、まだ中途半端な状態で、お金だけ動かそうと議会がしているんです。

ここは、今ここで立ちどまらなければいけない。なぜならば、捐をするのは市民の皆さんです。午後にもこのお話を細かくしますけれども、今起きてているのは、今の説明では間に合わないんです。これは、横浜だけじゃなくて全国が間に合わないんです。

ですので、私は、ここは、総理、横浜市民の皆さんに、今起きていることを総理のお言葉からちゃんと、これだけ分断があつて、それで困っている状況について通り一遍のお答えしかありませんでしたけれども、これはやはり真剣に、真摯に、総理、受けとめていただきたいと思います。

今、大変なことになるんですよ、このままやる。ですので、このことも考えて、総理、私は、今、ここで一旦立ちどまるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 詳細については国交大臣から答弁をさせたいと思いますが、事業者選定のプロセスは、制度上、国土交通大臣が定める基本方針を踏まえて、各自治体が実施方針を決定した後に開始されるものと承知をしています。したがって、現状においてはまだ事業者選定の手続が始まっています。各自治体、おののの判断において、IRに関するさまざまな調査検討等が行われている段階であるというふうに承知をしております。

総理には、横浜の今の現状を今からもう少しお話をします。ぜひ耳をお傾けていただいて、これは地元の皆さんのお声ですから、私が拾ってきた声です、ぜひお願意をさせていただきて、また議論をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

今回のIR汚職で取り沙汰されているのは、例えば、まだ明らかでない消えた現金の行方、これも心配されている状況です。横浜市でも、行政にこれまで議会が求めた行政の接觸記録の公開を、これは横浜市会議員が求めていますが、これも公開されていません。

地方法律の関係者がまさにIR汚職事件と同様なことを行つた場合、これはこれまでのヒアリングを通じて確認したことではあります、アーリングを通じて確認したことではありますが、当然、認可後でも免許は取り消されるということ

う動くんです。それじゃ間に合わないということを申し上げて、午後の質疑に続けさせていただきます。

○棚橋委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時四分休憩

○棚橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。篠原豪君。

○篠原(豪)委員 午前中に引き続き、質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

午前の質疑では、横浜市の住民の皆様が、国がつくったカジノ法案、IR関連法案です、この法案が悪法と言われていて、そのカジノ法案に本当に翻弄されて、市長のリコール運動、そして地元経済界にも暗い影を落とす中、市民の皆さんの大切な税金が、まだ決まりもしていない横浜のカジノ誘致のために二〇二〇年度予算に計上され、使われようとしている、このことは大変問題だと思います。

総理には、横浜の今の現状を今からもう少しお話をします。ぜひ耳をお傾けていただいて、これは地元の皆さんのお声ですから、私が拾ってきた声です、ぜひお願意をさせていただきて、また議論をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

今回のIR汚職で取り沙汰されているのは、例えれば、まだ明らかでない消えた現金の行方、これも心配されている状況です。横浜市でも、行政にこれまで議会が求めた行政の接觸記録の公開を、これは横浜市会議員が求めていますが、これも公開されていません。

地方法律の関係者がまさにIR汚職事件と同様なことを行つた場合、これはこれまでのヒアリングを通じて確認したことではありますが、アーリングを通じて確認したことではありますが、当然、認可後でも免許は取り消されるということ

でした。そうなつた場合には被害をこうむるのは、これは市民の皆様なんです。これは横浜市民の皆様だけに限つたことではなく、今、二〇二〇年度の自治体で、IR誘致に手を挙げている全ての自治体に、二〇二〇年度予算案でお金がかかるということは当てはまることなんです。

この場合に、それまでかかつたコストは誰が負担をするのか。賠償等に関しては、カジノ業者が事業があまくいかなくなつて事業を中断するような場合にも住民の負担が追加で発生しないことを定めた協定でなければいけないし、これを認めないと、いうふうにしなければいけないんだと思ひます。

加えて言えば、IR事業者については、十分な財務負担能力がないと責任を明らかに全うすることもともと不可能ということになりますから、業者の財務状況も明らかにした上で許認可をするかどうかということが大切だと思います。

その中には、当然、キャッシングフロー、IRの事業者が手を挙げたところがキャッシングフローを持つていているのがどうか。これは、マーンが借り入れで、ファンドでやつていくというお金であれば、何があつたときに逃げていきますから、そうなつたときに誰が被害をこうむるかといえば、これは地元の自治体の皆さん。

今、カジノ企業は現金をほとんど持つていません。日本で手を挙げて、自治体とタッグを組むことになつてお墨つきを得ることで、世界のだぶついた投機マネーを集め、その集めた資金を投資するというのがビジネスモデルであるとのことです。

したがつて、多くのIR事業は張りぱて、自転車操業の状況にあるのではないかというのを危惧するとともに、横浜市においては、横浜市の広報で、これは今からお話をしたいんですけども、もしこのIR、カジノというものが、こうやつて議論をしていく中で、総理は午前中に、国民の皆さんへの理解を広めていく努力が大切だとおつしゃつていましたが、私から地元の現状を申し上

げますと、市民説明会をすればするほど、これはまずいんじやないかと言ふ方がふえていつていふことはありますから。

資料の五枚目をお目通していただければと思います。これは総理大臣に今から私が御説明させていただきますので、聞いていただいて、このページです、カジノ推進論と比較、まとめ。ここには、カジノのあつた場合とカジノがなくて開発をした場合の比較が書かれています。

IR、カジノつきのものについては、IR導入のメリットはこういうふうになつっています。来場者数年間三千万人、経済波及効果七千億円から九千億円、雇用創出三万人～四万人、税収増八百億円から千二百億円と言つていて、実は、横浜市の広報も、業者がつくった情報に基づいて、地域経済への波及効果が、建設時で最大一兆二千億円、運営時で最大一兆円、雇用創出効果も最大十二万七千人、そして横浜市の税収も最大千二百億円ふえるとして、これを今説明しているんです、横浜市は。

ところが、これは世論操作のために業者が並び立てた数字で、誰も責任を負わないと言われている、夢みたいな数字だというふうに地元からは声が上がっています。普通、フィージビリティースタディーをするんですよ、こういうのをやるとき。

その対案として、私たちはカジノがなくとも同じようなことができますという声が地元から上がっているんです。これが右側です。ハーバーリゾート。

同じような効果なんですが、この下の部分、IRのデメリット。IR、カジノつきは、総理、ギャンブル依存症になります、IRがあれば、青少年への悪影響があります。風俗環境が悪化します。反社会勢力の関与、マネーロンダリングが心配されます。

同じような施設をつくったときに、カジノさえ

なければ、ギャンブル依存症の心配はなし、青少年への悪影響なし、風俗環境の悪化なし、反社会勢力の関与、マネロンの心配なしというふうなっています。

そして、私は、総理にこれを見ていただいた上で、御感想をいただきたいんです、総理。もしIRなしでこういうことができるのであれば、これは同じ俎上に上げて、こういうことができるのであればいいと思いませんか、まず第一点。そして、こういったことができるのであれば、こういったことも検討してみてはいかがでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 これは個別の自治体の検討状況でございますので、総理大臣としてコメントすることは差し控えたいと思います。

個別の、まさに自治体におけるIRの整備に向けた検討状況においては、これは大臣からも答弁をさせますが、コメントすることは、まさにこれは個別の自治体において検討していることでござりますから、総理大臣として答弁することは差し控えたいと思います。

○篠原寛委員 わかりました。依存症対策は、やつてもやらなくても、あるとなしだつたら、どのみち、ない方がいいわけですね。そうですね。存症対策を行つてあるといふことについては、依存症の方をできるだけ減らしていくこうといふことでございます。

○篠原寛委員 わかりました。依存症対策は、やつてもやらなくても、あるとなしだつたら、どのみち、ない方がいいですね。そうですね。存症対策を行つてあるといふことについては、依存症の方をできるだけ減らしていくこうといふことでございます。

なければ、ギャンブル依存症は存在するわけでありまして、ですから、この依存症対策を行つてあるといふことについては、依存症対策を行つてあるといふことについては、依存症の方をできるだけ減らしていくこうといふことでございます。

○安倍内閣総理大臣 ギャンブル依存症については、現在も、IRを設置する前の今の段階においてもギャンブル依存症は存在するわけでありまして、ですから、この依存症対策を行つてあるといふことについては、依存症対策を行つてあるといふことについては、依存症の方をできるだけ減らしていくこうといふことでございます。

○篠原寛委員 わかりました。依存症対策は、やつてもやらなくても、あるとなしだつたら、どのみち、ない方がいいですね。そうですね。存症対策を行つてあるといふことについては、依存症の方をできるだけ減らしていくこうといふことでございます。

は、現在も、IRを設置する前の今の段階においてもギャンブル依存症は存在するわけでありまして、ですから、この依存症対策を行つてあるといふことについては、依存症対策を行つてあるといふことについては、依存症の方をできるだけ減らしていくこうといふことでございます。

○安倍内閣総理大臣 ギャンブル依存症については、現在も、IRを設置する前の今の段階においてもギャンブル依存症は存在するわけでありまして、ですから、この依存症対策を行つてあるといふことについては、依存症対策を行つてあるといふことについては、依存症の方をできるだけ減らしていくこうといふことでございます。

は、現在も、IRを設置する前の今の段階においてもギャンブル依存症は存在するわけでありまして、ですから、この依存症対策を行つてあるといふことについては、依存症対策を行つてあるといふことについては、依存症の方をできるだけ減らしていくこうといふことでございます。

は、現在も、IRを設置する前の今の段階においてもギャンブル依存症は存在するわけでありまして、ですから、この依存症対策を行つてあるといふことについては、依存症対策を行つてあるといふことについては、依存症の方をできるだけ減らしていくこうといふことでございます。

今言つた問題も解決をさせていただきたいと思います。

最後に御意見をいただければと思います。

○安倍内閣総理大臣 横浜がいかに立派な国際都市であるかということは私も認識をしておりますし、官房長官からもよくそれは聞いていたところです。

でございますが、カジノ事業の推進については、先ほど申し上げましたように、国民的な御理解を得る努力を続けていく中において慎重に、丁寧に進めていきました。

○棚橋委員長 このように考えております。

○篠原(豪)委員 引き続き、我々の手で未来をつくることを一緒にやらせていただきたい、そのことを申し上げまして、質疑を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○棚橋委員長 これにて篠原君の質疑は終了いたしました。

次に、屋良朝博君。

○屋良委員 立国社の屋良朝博でございます。初めて予算委員会で質問に立たせていただきおります。よろしくお願ひいたします。

私は、選挙区に辺野古がございます。きょうは、その辺野古の事業について、そして沖縄の基地負担について、総理と議論させていただければ大変

ありがたいと思っております。

政府は、昨年の暮れ、普天間飛行場の代替施設

をつくる名護市辺野古の埋立事業について、工事

を当初の二倍の十二年、予算が三倍の九千三百億円に修正しました。一日も早い普天間の危険性の除去といいながら、十二年は長過ぎるのではないか

でしょうか。もはや、政治的な合理性、技術的な実効性のいずれも喪失したモンスター事業と言わざるを得ません。

普天間飛行場に隣接する小学校では、アメリカ軍のヘリコプターやオスプレイからの落下物を警戒し、政府は校庭にシェルターを設置しました。今も、子供たちはヘリコプターやオスプレイを見るとシェルターに逃げ込んでいるという状況が続

いております。

こんな状態を今後十二年も放置するのは人権問題ではないでしょうか。総理、どうお考えな

か、御所見を賜りたいと思います。

市においては、空中給油機について十五機全機の機能のうち二つを県外へ、そして残る一つを辺

野古に移設をし、普天間飛行場を廃止する、これ

が危険性除去の基本であります。

委員御指摘のとおり、既にこれはもう、安倍政

権においては、空中給油機について十五機全機の機能のうち二つを県外へ、そして残る一つを辺

野古に移設をし、普天間飛行場を廃止する、これ

が危険性除去の基本であります。

岩国飛行場への移駐を実現し、また、緊急時にお

ける航空機の受入れ機能を九州の自衛隊基地へ移

すことについても、必要となる施設整備等を行う

ことを日米間で合意するなど、普天間飛行場の危

険性の除去に向けて着実に取り組んでいるところ

であります。

○棚橋委員長 残る辺野古移設については、安倍政権において、平成二十五年に当時の県知事から埋立承認を

いただき、自然環境や住民生活にも最大限配慮を

して、工事を進めてきたところであります。引き続

き工事を着実に進め、普天間飛行場の全面返還を

実現することで、その危険性の除去が完了すると

考えております。

この辺野古移設を進めていくため、昨年十二月、沖縄防衛局より工期等の検討結果をお示しを

いたところでございまして、日米同盟の抑止力の維持と普天間飛行場の危険性の除去を考え合わせたとき、辺野古移設が唯一の解決策であり、この方針に基づいて着実に工事を進めていくことこそが、普天間飛行場の一日も早い全面返還を実現し、その危険性を除去することにつながるもの、こう考えております。

これからも、地元の皆様と対話を積み重ね、防音の工事を必要とする戸数も、約一万世帯からゼロに変わることになります。そういうことについてこれからも御説明をし

て得るか、疑問が持たれております。

○屋良委員 辺野古の飛行場は有事の運用にたえ

ポートでは、海兵隊側がミッションに使うのには辺野古の滑走路は短過ぎるというふうな報告もしております。

さらに、軟弱地盤で、滑走路の端から百メートル地点では、完成から二十年で最大二十七センチ近く沈下することを防衛省も想定しているではありませんか。アメリカ軍の施設基準によりますと、滑走路の端から三百メートルまでは沈下があつてはならないことと規定しております。防衛省は、

それであつても、国際民間航空機関、I C A O の基準をクリアしているのだからと答弁しております。

すけれども、果たして、使い物にならない飛行場の建設に今後十二年もかけて、九千三百億円の血税を投下することの正当性は、もはや破綻していると思います。

今こそ立ちどまつて事業を見直すべきではないでしょうか。総理、総理のお考えをもう一度聞かせてください。よろしくお願いします。

○安倍内閣総理大臣 最初に申し上げましたように、普天間飛行場の危険性を除去していく、そして基地負担の軽減を進めていく、一歩一歩着実に我々も進めてまいりました。

その中において、もちろん、沖縄の皆様がさまざまなお心配をお持ちおられるということは十分に理解をしているわけでございますが、先ほど申し上げましたように、現在の普天間飛行場の機能のうち移していくのは、今までの機能のうち移し

ていくのは一つだけに絞っているところでございまますし、飛行経路も、今、住宅地から海上に変わるのでございますので、大幅に軽減されるわけ

でございますし、防音の工事を必要とする戸数も、約一万世帯からゼロに変わることになります。そういうことについてこれからも御説明をし

て得るか、疑問が持たれております。

○屋良委員 ここで私が議論しているのは、この事業の実効性、そして政治的な目標が本当に果たせるのかということへの疑問であります。

十二年、あの小学校の子供たちは危険にさらさ

れ、騒音にさらされ、ヘリコプターの機影を見る

とシェルターに逃げ込むんですね。これから十二年我慢しなさいということを総理は繰り返し言つ

ておられます。

私は、地元でもジャーナリスト、新聞記者としてずつとこの問題を取り上げてきました。

その中で、総理の答弁の中で一つ気になる、とて

も興味を持った御答弁があります。それは、二〇一八年二月の衆院での予算委員会でございます。

総理はこのように述べていらっしゃいます。

沖縄の基地の負担軽減について、さまざまなブ

ランを考えても、日米間の調整が難航したり、移

設先となる本土の理解が得られなかつたりなど、

さまざまな事情でなかなか目に見える成果が出なかつたのが事実でございますというふうに答弁をなさっています。

そこで、提出させていただいた資料一なんですが、これでも、これは、本土から沖縄に基地が押しつけられた経緯を示したグラフでございます。

本土の基地に対する反対運動で、アメリカ軍がどんどんどんどん沖縄に押しやられてきた。海兵隊もそうです。海兵隊はそもそも、沖縄に駐留していたのではなく、岐阜、山梨、静岡、大阪、奈良から沖縄に移転してきました。

総理は、問題の本質が負担の不平等な押しつけであることを理解なさっています。それは、先ほど御紹介しました総理御自身の答弁からも読み解けるものであります。にもかかわらず、沖縄の民意を尊重するよりも、日米合意の枠組みだけにとらわれて強権的に事を進める安倍政権の政治に対しても私たちが思うのは、民主主義が壊されていくことへの恐怖、そして危機感でございます。

沖縄にとつて差別的で不平等な基地負担の是正については何ら手立てをしようとはせず、本土移転も、訓練移転をこれまで考えていらっしゃったこ

とは事実でございますけれども、それがなかなかうまくいかなかつた。かといって、十二年このままで本当に大きな問題を今投げかけている。民主党

義のこの国の中で、本当に大きな問題だと私は思っております。

沖縄の小さな声など無視しても構わない、十二年間頑張つて、みんな政府の対応を見守つていてくれよと、そういうことなんでしょうか、総理。

○安倍内閣総理大臣 確かに、現在、米軍基地の多くが沖縄に偏在をしている、この現状は決して是認できるものではない、こう考えております。その中で、我々としても、一つ一つ結果を積み上げてきたつもりでございます。例えば、北部訓練場の返還は復帰後最大の返還になるわけでございますし、そうした努力を積み重ねてまいりました。これからもそうした努力を積み重ねていきたい、こう考えております。

また、これは、我々、政権交代前には、例えばかつての政権が、最低でも県外ということを掲げて政権をとられたわけでございますが、結果としては、普天間の移転先を辺野古にするということは、これは当時、米国政府と当時の民主党政権が確認をした上で閣議決定をしたわけでございます。その中においては、我々は、この辺野古への移転が普天間飛行場の現在の危険性を除去する唯一の道ではないか、こう考えております。

○屋良委員 確かに、総理おっしゃるとおり、普天間の返還合意は、一九九六年、当時の橋本龍太郎首相が対米交渉でから取つた成果だと私たちも評価しております。しかし、それからもうすぐ四半世紀がたとうとしている今、実際に埋立てを強行したのは、安倍政権、初めてでございます。

小泉純一郎首相は、沖縄の基地問題について、こう述べていらっしゃいます。沖縄の負担軽減はみんな賛成、しかし、どこに持つていくかということについては、みんな反対する、総論賛成、各論反対である、平和と安全に見合う負担をどこが負うかだということであるというふうに発言なさっております。

今総理がるる説明なさつたのは、沖縄県内でこの問題をどう処理していくのかと。今ある訓練場を小さくするとか、今ある施設を右から左、A地点からB地点へ持つていくことであるとか、それは負担の是正にはつながりません、総数が一緒だから。だから、どこかの負担を減らせばどこかの負担がふえるというのが、まあ、当たり前の話でございます。だけれども、沖縄の中だけで事を片づけようとするから、辺野古のようなモンスター化した事業もこり押しで進めるような、そういう実態が今あると私たちは思つてはいるわけでございます。

かつて安倍内閣は、普天間を五年以内に運用停止すると沖縄県民に約束なさいました。しかし、それはいまだに果たせていないばかりか、もう既にその期限は昨年過ぎてしましました。

菅官房長官は、普天間の三つの機能がなくなることが運用停止だと説明なさいました。これは、先ほど安倍総理が三つの機能とおっしゃったその中身でございます。資料二に詳しく書いてございまます。

三つの機能とは、空中給油機の運用、先ほど安倍総理がおっしゃつたとおり、その空中給油機は山口県の岩国基地へ移転している。緊急時における救援機の受け入れ機能は、福岡と宮崎の航空自衛隊基地に移転している。残るオスプレイとヘリコプター、これは約五十機、これをどういうふうにするかということが、今、辺野古に移すかどうかの議論になつてはあります。

そのヘリコプターとオスプレイの運用というの、中身を見つめると、パイロットの飛行訓練、隊との連携訓練、この二つでございます。

○河野国務大臣 海兵隊は、司令部、陸上部隊、航空部隊及び後方支援部隊の四つが統合し、その地理的に近傍に所在し、事態発生に対し迅速な初動対応を行うことができる体制を確保していることが極めて重要です。

したがつて、そもそも訓練のみが海兵隊の航空部隊が沖縄に駐留する理由ではありませんが、訓練に関しても、機動性・即応性といつた海兵隊の特性を維持していくためには、四つの構成要素が相互に近傍に配備され、平素から合同で効率的、効果的に訓練を実施する必要があります。

練を本土へ移転すれば、普天間の問題はすぐに解決するんじやないのというふうに解説してくれております。

しかし、安倍総理がまさに認めになるように、移設先となる本土の理解が得られないことで、沖縄の基地問題はなかなか前に進まない。飛行訓練の移設先を一ヵ所に決め打ちした、なので反対運動が起こつてしまつ。そういったことを繰り返してきたような気もします。

一ヵ所に決め打ちしなくて、複数の飛行場でローテーションを組むというのはどうでしょう。しかも、九州全域、四国、中国地方、広いところ飛行訓練を受け入れれば、それぞれの負担は薄まるでしょ。そして、地上戦闘訓練で必要な機数、五、六機でいいと私の友人のその大学教授はおっしゃっています、五、六機を沖縄に残せば、それで事が済む。

大きな普天間を移設するというふうな、そんな大きな事業ではなくて、五、六機だけ沖縄に置けるような、そんな環境をつくつて、本土に飛行訓練を移転する。そうすることで、普天間の運用はすぐでも停止できる。それは政府も、三つの機能がなくなればということで認められてると思います。当然、辺野古も不要になる。よっぽど合理的で、生産的で、現実的な提案だと思いますけれども、新たな提案に、総理、耳を傾けていただけないでしょ。

○屋良委員 これから米軍再編が実施されます二〇二〇年代中盤ごろから始まるという計画でございます。

三ページ目、資料に示しました三ページ目をごらんください。主要な部隊は、ハワイ、グアム、オーストラリアへ移転するんですね。だから、残るのはとても小さな機動展開部隊なんですよ。

先ほど、緊急時におけるといった対応についても大臣述べられましたけれども、緊急時の航空機の受入れは福岡と新田原、宮崎に移るというのが受入れは福岡と新田原、宮崎に移るというのがもう明らかじゃないですか。辺野古の滑走路は短過ぎる、これが海兵隊の判断ですよ、見方です。

よ。確かにそうだと思います。千二百メートル、とても短過ぎる。緊急時に対応できるような施設じゃありません。

緊急時に航空機がアメリカ本国から来るとき、福岡、宮崎で受け入れることが決まつて、そこで近傍で対応しないといけないという今の御答

また、MV-22オスプレイのパイロットは、操縦に必要な訓練を米本土で行い、沖縄に配属された位置を確認するための飛行訓練を実施いたしま

す。これは、機体の操縦のみならず、配備先である沖縄の飛行環境について習熟することが必要であります。

しかし、このようないい訓練は、配備先であります。

しかし、安倍総理がまさに認めになるように、移設先となる本土の理解が得られないことで、沖縄の基地問題はなかなか前に進まない。飛行訓練の移設先を一ヵ所に決め打ちした、なので反対運動が起こつてしまつ。そういったことを繰り返してきたような気もします。

一ヵ所に決め打ちしなくて、複数の飛行場でローテーションを組むというのはどうでしょう。しかも、九州全域、四国、中国地方、広いところ飛行訓練を受け入れれば、それぞれの負担は薄まるでしょ。そして、地上戦闘訓練で必要な機数、五、六機でいいと私の友人のその大学教授はおっしゃっています、五、六機を沖縄に残せば、それで事が済む。

大きな普天間を移設するというふうな、そんな大きな事業ではなくて、五、六機だけ沖縄に置けるような、そんな環境をつくつて、本土に飛行訓練を移転する。そうすることで、普天間の運用はすぐでも停止できる。それは政府も、三つの機能がなくなれば、それが認められてると思います。当然、辺野古も不要になる。よっぽど合理的で、生産的で、現実的な提案だと思いますけれども、新たな提案に、総理、耳を傾けていただけないでしょ。

○屋良委員 これから米軍再編が実施されます二〇二〇年代中盤ごろから始まるという計画でございます。

三ページ目、資料に示しました三ページ目をごらんください。主要な部隊は、ハワイ、グアム、オーストラリアへ移転するんですね。だから、残るのはとても小さな機動展開部隊なんですよ。

先ほど、緊急時におけるといった対応についても大臣述べられましたけれども、緊急時の航空機の受入れは福岡と新田原、宮崎に移るというのがもう明らかじゃないですか。辺野古の滑走路は短過ぎる、これが海兵隊の判断ですよ、見方です。

よ。確かにそうだと思います。千二百メートル、とても短過ぎる。緊急時に対応できるような施設じゃありません。

緊急時に航空機がアメリカ本国から来るとき、福岡、宮崎で受け入れることが決まつて、そこで近傍で対応しないといけないという今の御答

弁を考えた場合、九州の北の方で来援部隊を受け入れた方がよっぽど合理的だと私は考えます。

それで、米軍再編によつてどれだけ沖縄の部隊が小さくなるかということですけれども、現在、地上戦闘兵力は、六千人、沖縄に配備されております。それが米軍再編によつて八百人という小さな部隊になります。八百人ですよ。この予算委員会でもよく八百という数字は出でてきます。桜を見ゆる会の前夜祭で来られた、あの八百人規模ですよ。あのボリューム感なんですよ。あれが抑止力

とか緊急時の何たらとか、そういうしたものに果たして現実味を持つて対応できるのか、そんなのはうそっぽだと私は思つております。抑止力つて一体何なんでしょう。今大臣がおつしゃった答弁、それは誰が言つているんでしょう。アメリカ政府が、沖縄でなければ私たち、海兵隊を運用することはできません、そういうふうにおつしやつてあるんですか。アメリカはそんなことを言うはずありません。

海兵隊は、世界どこにでも展開する、どこからでも展開する、それが海兵隊の機動性です。それを沖縄に固定的に配置しないとアメリカ軍が運用できないなんということを私はアメリカが言うはずはないというふうに信じておりますけれども、一体、先ほどの大臣の答弁は誰が言っているんですか。これは日本政府の勝手な解釈じゃないんでしようか。お答えください。

○河野国務大臣 二〇一二年の日米2プラス2において、米国は、地域における米海兵隊の兵力の前方プレゼンスを引き続き維持しつつ、地理的に分散された兵力態勢を構築するため、海兵空地任務部隊、MAGTFを沖縄、グアム及びハワイに置くことを計画し、沖縄に残留する米海兵隊の兵力は、第三海兵機動展開部隊司令部、第一海兵航空団司令部、第三海兵後方支援群司令部、第三二海兵機動展開隊及び海兵隊太平洋基地の基地維持の要員のほか、必要な航空、陸上及び支援部隊から構成されることとなるというのが共同発表でござります。

また、トランプ政権におきましても、インド太平洋において好ましい力のバランスを維持するた

めには強力なコミットメントが必要であり、敵を抑止し、必要な場合に打破する能力を持つ前方軍事プレゼンスを維持するというのがアメリカの国家安全保障戦略の中にも記載をされているところです。

委員は先ほどから八百人、八百人とおっしゃつておりますが、詳細な移転計画は、今後、日米間の協議で決めるものでございまして、八百人といふことは何ら決まっておりません。

○屋良委員 八百人の根拠は、沖縄に残るアメリカ海兵隊が司令部と三一海兵遠征隊、MAGTFですね、それであると。三一海兵遠征隊、遠征隊の標準規模というのは決まっておりまして、地上戦闘兵力は、上陸部隊ですよ、上陸大隊、大隊規模なんですね。だから、八百人と言っているだけです。それはもう普通に標準装備を見ればわかることです。何も当てずっぽうに言つてはいるわけでございません。

それで、ちょっともう時間も少し差し迫つてきましたので、資料の四番目、五番目あわせて見ていただきたいんですけども、資料の四枚目は、沖縄を海兵隊がどのように使つていいかというこ

となんですね。このMAGTFが沖縄をどのように使つてゐるかということを図示したもので、彼らは、沖縄をランデブープointと呼んでいます。ランデブープointとは何か、う、格こうの易

目的地がどこであるかということがなんですよ。有楽町で会いましょうとか、六本木で会いましょうとかという、その落ち合いの場所所なんですね。有楽町で会いましょうとか、六本木で会いましょうとかという、その落ち合いの場所なんですよ。

のほんと、うまい。決まっていれば、ランデブーポイントなんていうのはどこでもいいんですね。

そのランデブーは、何と何がランデブーするか
というと、長崎県の佐世保に配備されている強襲
揚陸艦と、アメリカ本国から沖縄にやってくる地
上部隊、航空部隊、後方支援部隊、それが船に
載つかる船着場なんですよ。それをランデブーポ
イントと言っている。そのランデブーポイントが

鹿児島であっても大分であっても、どこであってもいいじゃないですか。それが合理的な考え方だ

最後の五ページ目。これは、世界展開している
海兵遠征隊 MAGTF の展開図でございます。
沖縄だけです。あるいは、太平洋地域にその拠
点を置いているのは日本だけなんですね。だか
と 思 い ま す。

は思つております。 ら、来援基盤とかということをるる大臣、説明されましたが、全く現状に即していないと私は思つております。

もっと合理的で、普天間の今の危険な状態をこれから十二年も放置しているそんな政治を早く認識をえていたので、その地域に住んでいる人たちのために何が本当に必要なのかということを考えていただけのような施策を行つていただきたいと思います。

それを申し述べて、私の質問を終わらせていただきます。

○棚橋委員長 これにて屋良君の質疑は終了いた

次に、高井崇志君。
○高井委員 岡山から参りました高井崇志で、「わ
います。
きょうは、私、かんぽの不正営業の問題を中心

に質問をしたいと思います。

二千八人、国目の総六分の一がかなりを剪絶している。その中で二十二万件もの不正の疑いがある。ということが発覚したという問題でござります。この件は、昨年から高市総務大臣とは総務委員

会で議論を重ねてきましたけれども、きょうは総理もいらっしゃる基本的質疑ですので、ぜひ、これは私、決して一部の職員が悪かつたとかそういう問題で片づけてはいけない、構造的な問題だと思っています。これは、郵政民営化、そして分社化、こうしたことが、果たしてそれがよかつたのか、そういうことをきよう議論したいので、これはずひ、総理、小泉総理のもとで官房副長官、官

房長官、そして自民党の幹事長も務められた、まさにこの郵政民営化を推進してきた中心の方だと

思いますので、ぜひ、この件、お答えをいただきたいと思います。

では、何がこの問題の原因かというと、郵政民営化によって、同時に分社化されました。そして、日本郵便という、郵便局、郵便を担う事業会

社、これは赤字なんですね。これを補うために、ゆうちょ、それからかんぽ、それぞれの二社が実は年間手数料を払つています。これが一兆円で

す。これは日本郵便の売上げの四分の一にも上る。まさにこの二つがないと日本郵便は支えいけない、そういう構造なんですね。そして、その日本郵便がかんばの営業もやっている。九割は日本郵便が販売をしている。こういういびつな体制の中で起こったあの不祥事なんだということをぜひ認識していただきたい。

そして、民営化によってかんば生命のノルマがどうなったか。民営化直後は三百億円でした。ところが、二〇一六年には四百七十億円。一・五倍以上のノルマを職員に課す、そういうことになつたわけです。

これは私だけが言つてゐるんぢやなくて、昨年の十二月に第三者による特別調査委員会という報

告書が、こんな分厚い報告書が出ていますが、その中でも、このグループの持ち株会社のガバナンスであつたり、あるいは事業各社の情報連携の悪さ、二つ、三つ、四つ等で年間二つ、三つと書いてある。

私の岡山の現場の郵便局の方と話すと、本当に皆さん一生懸命、眞面目に取り組んでいます。しかし

し、今回のこの件で本当に今意気消沈をしていて、飲み会も禁止だ、新年会もやっちゃだめだ、そんな、本当に今落胆をしている中で、私は、この問題の根本的な、根源的な問題は、やはり今言つた郵政民営化、分社化、この法律や制度、それを決めた政治、そこに大きな責任があると考えますが、総理、御見解をお聞きいたします。

○安倍内閣総理大臣 まさに、郵政民営化という

のは、当時の小泉総理のもと、民間でできることは民間へという考え方のものに議論を積み重ねた結果、現在の姿となつたものでござります。

しかし、今委員が御指摘になつたような課題等について、そうした御指摘についてはしっかりと耳を傾けながら、今後しっかりと、顧客の利益を害することのないように、利用者の立場に立つた改革、対応をしていくことが大切であろう、このように思います。

○高井委員 耳を傾けながらとおっしゃつていただけましたけれども、ぜひこれは内閣を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

もう一つ、私は、政治が日本郵政にこういう問題を引き起こした大きな原因が人事にあると思つています。

これは、郵政民営化のときに西川社長という三井住友の方が就任をされた。そのときに、横山さんというその側近の方が一緒に入ってきた。ところが、そのときに、西川社長のもとで、かんばの宿の、安く、関連するところに売却をするとか、あるいは日本通運との合併による大きな赤字といふことがあって、この横山社長というのは、ある意味、その責任者だつたわけですね、それで一旦退任をするんですけども、また二〇一六年に戻つてこられて、日本郵便の社長に就任をされるということがありました。

それから、一番問題なのは、二〇一二年十二月、まさに政権交代のあつた前後なんですけれども、日本郵政は坂社長という方を決めるわけです。ところが、その後、菅官房長官が、その人事はおかしい、そしてまた、安倍総理もそれを追認する発言をされ、そして五ヵ月後にはこの坂社長を退任させ、西室さんという社長になる。

その西室社長のもとで、その後、後任で引き継いだ長門社長というのはみずほ銀行出身、日本郵便の横山社長は住友銀行出身、ゆうちょの池田さんは横浜銀行出身、それからかんば生命は石井社長、損保ジャパン、その後、植平さん、この間まで社長だった方は東京海上、こういう、全員民間

企業、しかも金融機関ですよ。日本郵便も含めて、金融機関出身の方々がこの会社をずっと取りT、分割・民営化してたくさんの方々がこの会社をずっと取り組んでいます。

これは、同じように民営化したJRとかNTT、外部から来た人なんか恐らく一人もない。そういういびつな人事が行わってきた、こういったことが私はこの問題の根源にあると思います。

そして、民営化されたにもかかわらず、日本郵政の社長人事に公然と口を出してきた。こういう体制をつくったのは、まさに菅官房長官も官房長官時代にはつきり記者会見や国会でも答弁をして、そしてまた、それを安倍総理が追認をしてきました、そこに大きな責任があると考えますが、いかがですか。

○菅国務大臣 私どもが政権発足をする直前に人が事が行われて、當時、今委員からお話をありましたけれども、財務省出身の方がなつたわけであります。

まさに、小泉改革というのは、官から民、先ほど来言つておられますけれども、そうした中で、民間の効率的経営をとく形で、当時は政府が最大の株主でありますから、当時、私は、官僚の出身の社長というのはよくないということで、民間の経験豊かな、あのときたしか西室さんでしたか、にかえさせていただいたということでありま

す。

○高井委員 まさに、今認めたわけですね、官房長官がかえさせていただいたと。なぜ、民営化した会社の人事を政府が公然とやるのか。これが、その後の人事はそこまで公然とめさせていただきます。

○高井委員 これは、規制しているのは金融庁ですよね。金融担当大臣、目をつぶつていらっしゃいますけれども。

○高井委員 これは通告も金融庁に出しておりますし、金融大臣、お答えください。

新商品の販売という話ですけれども、これは郵政民営化法において、他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは認可することに

もう一つ指摘しますと、この第三者による特別調査委員会ではこういう指摘もしています。郵政民営化法の中では、多様な保険商品の開発がされず、そして、満期顧客に対しても乗りかえを勧める募集形態にならざるを得なかつたんだ、です。から、改善策としては、ほかの民間生命保険会社と遜色のない商品ラインアップを実現できるようない。そういういびつな人事が行わってきた、こういったことが私はこの問題の根源にあると思います。

これは、同じように民営化したJRとかNTT、外部から来た人なんか恐らく一人もない。そういういびつな人事が行わってきた、こういったことが私はこの問題の根源にあると思います。

そして、民営化されたにもかかわらず、日本郵政の社長人事に公然と口を出してきた。こういう体制をつくったのは、まさに菅官房長官も官房長官時代にはつきり記者会見や国会でも答弁をして、そしてまた、それを安倍総理が追認をしてきました、そこに大きな責任があると考えますが、いかがですか。

○菅国務大臣 私どもが政権発足をする直前に人が事が行われて、當時、今委員からお話をありましたけれども、財務省出身の方がなつたわけであります。

まさに、小泉改革というのは、官から民、先ほど来言つておられますけれども、そうした中で、民間の効率的経営をとく形で、当時は政府が最大の株主でありますから、当時、私は、官僚の出身の社長というのはよくないということで、民間の経験豊かな、あのときたしか西室さんでしたか、にかえさせていただいたということでありま

す。

○高井委員 まさに、今認めたわけですね、官房長官がかえさせていただいたと。なぜ、民営化した会社の人事を政府が公然とやるのか。これが、その後の人事はそこまで公然とめさせていただきます。

○高井委員 これは、規制しているのは金融庁ですよね。金融担当大臣、目をつぶつていらっしゃいますけれども。

○高井委員 これは通告も金融庁に出しておりますし、金融大臣、お答えください。

○麻生国務大臣 これは、かんば生命のいわゆる

な、実はNHK、きょうも来ていただいていますけれども、の人事であつたり、いろいろなところじやないにしても、やはり同じような人事が、ころなひづみを生んでいるんだというふうに思つてあります。

なつてますから、御存じだと思いますけれども、改めて読ませていただければそう書いてありますので、したがいまして、金融庁としては法令にのつとて対応してきたところだと、私どもはそう考えております。

また、特別調査委員会の指摘につきましては、いつたことが私はこの問題の根源にあると思います。

これは、やはり企業価値を高めていくしかありません。

この企業価値を高めることは、まさに郵便局が、現場の皆さんに働きやすい、そういう法律、制度をつくることが大前提、これが絶対必要だと考えますが、総理、ぜひ御決意をお聞かせください。

○安倍内閣総理大臣 麻生大臣と高市大臣からそれぞれ答弁させましたが、金融厅においては、かんば生命保険については、保険業法に基づく報告命令、検査という権限を持つておりますし、それはもう御承知のとおりであります。が、総務省においては、郵政民営化法に基づく報告命令、検査の権限を持つているわけでございますが、当然、国全体として、先ほど両大臣が答弁したような趣旨に沿うように、しっかりと我々対応していきたい、適切に対応していきたい、このように考えております。

○高井委員 総理が推進した郵政民営化、私は民営化そのものを全否定するつもりはありません。もう進んでしまっていますから。しかし、いろいろな障害があつてこういうことが起こってきて、それをやはり、せつからく民営化させたなら、よりよい制度とすべく、ぜひ、政府を上げて、内閣を挙げて取り組んでいただきたいと思います。統じて、この件に関連して、実は総務省の事務次官が更迭されるという事件が年末にありました。

実は、私が調べたら、この三年間で何と五人です。事務次官が更迭されているのが、二〇一七年に文科省の前川次官、防衛省の黒江次官、それから、二〇一八年は文科省の戸谷次官、財務省の福田次官、そして、ことしが総務省の鈴木次官。これは、過去を調べたら、五人も更迭をされています。加えて言えば、第一次安倍政権の二〇〇七年にも農水次官と厚労次官の二名が更迭されています。合計すると、四年間で七名の事務次官が更迭される。

これはちょっと、やはり、総理、責任をお感じになりませんか。総理にお願いします。内閣の問題です。

○安倍内閣総理大臣 次官の更迭についてはそれが、それ理由が異なるわけであります。各省の事務次官においては、任免の判断はあくまでも任命権者である各大臣が行っているところであります。

○高井委員 いずれにせよ、事務次官は各省における事務方のトップであり、それぞれ事情は異なるものの、処分に至ったことはまさに遺憾でございます。

○高井委員 それは、事務次官は各省の大臣が決めるんですけども、それだけいろいろな省庁であるということは、それぞれの大臣の任命責任もあります。ついでにせよ、それぞれの大臣の任命権者であります。

○高井委員 もうちよと正確に教えていただきたいんですが、二〇一八年の四月二十四日以降で結構ですとわざわざ限定をつけてお聞きしていまして、この問題が発覚した以降の、まだ二年もたっていないですね、一年数ヶ月の間で何回、そこで多くの事務次官が更迭をされているという事態は、ぜひこれは重く受けとめていただく必要があると思います。

今回のこの総務省の鈴木次官の件でなければ、ただいま高市総務大臣とも何度も議論させていただいているけれども、どうもちょっと腑に落ちない面もあります。鈴木次官が、先輩である日本郵政の鈴木副社長に情報を漏えいしました。ただ、情報の漏えいの内容を聞いても、何か大臣の日程が漏れたとか、そんな話であつたり、あるいは、どういう経緯で大臣のところにこの話が持ち込まれたのかというのも、大臣の答弁では私はちょっと腑に落ちないところがありました。

私は総務委員会でも申し上げていますけれども、これはやはり、菅官房長官、いや、笑つておられますけれども、鈴木副社長は菅総務大臣のところに

○菅国務大臣 この件についての話はありませんで、全くありませんでした。

○高井委員 回数も教えてください。

○菅国務大臣 数回と申し上げました。記憶的に

はそんな程度であります。何回とか定期的にとか、そういうことではありません。

○高井委員 本当にこのかんばの不正の問題についての話がなかったんですか。発覚して以降、一

年十ヵ月ぐらいの間で、何回か、数回か、年に數回られて、この問題が全く話題に出ないとは到底思えないんですが、本当にないと断言できますか。

○菅国務大臣 これについて具体的なそういう話はなかつたと思っています。

○高井委員 いやいや、具体的とかじゃなくて、具体的じゃないということは、あつたというこ

とであります。もうちょっと詳しく説明してください。

○菅国務大臣 新聞報道されていますから、そういう話題があつたという。ただ、具体的にどうと

いうことではないです。

○高井委員 それでは、もうちょっとと聞きますけ

ども、この情報漏えいが疑われていた期間、去りますか。

○菅国務大臣 私が総務大臣のときに局長でありました。そういう中で、私の議員会館の部屋に

は、たまにすれども、来ていたことは事実で

年十二月ぐらいですね、十一月から十二月、そ

の情報が菅長官のところに伝わったということはないんですね。その期間に会つたことはあります

す。

○高井委員 これは、何回というのを通告してい

ると思うんですけれども、何回、それから何の要

件ですか。

○菅国務大臣 何回と言わると、何回かは余りよくわかりません。すれども、年に数回だといふふうに思っています。

○高井委員 もうちよと正確に教えていただきたいんですが、二〇一八年の四月二十四日以降で結構ですとわざわざ限定をつけてお聞きしていまして、この問題が発覚した以降の、まだ二年もたっていないですね、一年数ヶ月の間で何回、そして、どういう話をされたんですかというか、この件についての話はありましたか、このかんば不

正について。

○菅国務大臣 この件についての話はありませんで、全くありませんでした。

○高井委員 回数も教えてください。

○菅国務大臣 本当にこのかんばの不正の問題についての話がなかったんですか。発覚して以降、一

年十ヵ月ぐらいの間で、何回か、数回か、年に數回られて、この問題が全く話題に出ないとは到底思えないんですが、本当にないと断言できますか。

○菅国務大臣 何らかの、やはり容易に想像できるのは、総務大臣に対して何か言える立場、総理であつたり官房長官であつたり、あるいは与党の中のどなたか重鎮の方なのか、こういつたことが、やはりこの情報漏えい問題というのは、そういつたところまでしつかりと見きわめないと云ひない問題だと思いますので、これは日本郵政の調査を待ちたいと思いますが、引き続き、また総務委員会などで取り上げたいと思います。

○菅国務大臣 最後に、NHKにきょう来ていただきました。

○高井委員 これも関連いたします。

○菅国務大臣 これは、実はNHKのクローズアップ現代といふ番組でこの問題が取り上げられたときに、日本郵政の今出てきた鈴木副社長が、これを番組で取り上げられたことに対する抗議をするんですね、NHKに対して。その抗議を受けて、NHKの経営委員長がNHKの会長に対し厳重注意をするという。

ところが、この厳重注意というのは非常に重い行為にもかかわらず、非公開の場で行われ、そして、その議事録が残つてないどころか、厳重注意したことすら、これがオープンになつていいな

かった。それ以後からいろいろなマスコミが報道して発覚して、慌てて後からこれを公表したといふことなんですね。これ、済みません、菅長官、も

だきますと、それぞれの個室にお弁当を持つていいとというオペレーションをするということになつて、朝の段階でそういう指示をしているところでございますが、今、その後、この委員会はずつと続いておりますので、その確認、そういうオペレーション……(発言する者あり)ちょっとと。

○棚橋委員長 お静かに願います、川内君。

○安倍内閣総理大臣 いや、指示というのは政府に指示をしていると。いわば、お弁当をこちらで用意していなければできませんから。それは法的に、そのお弁当をその人たちが部屋で食べなければならないのかということについて、それは強制することはできませんが、御説明をする上において、自室で待機をしていたなくということ、失礼いたしました、お弁当ではなくてルームサービスという形で現在やつているということでございました。

御指摘の点については、ホテル側から施設利用と飲食のサービスを受け、それに対する対価としての会費五千円を個々の参加者が支払う民法上の契約であると認識をしております。

当該契約においては、段取りの調整を行つたにすぎない安倍事務所職員は、契約上の主体にはならないものと考えております。

○小川委員 大串委員が、また次回、相当気合いを入れて詰めると申しておりましたので、請う御期待をいただきたいと思います。

それで、私の問いかは、先週この点を指摘しました。つまり、この事案は、行事の趣旨をゆがませた財政法違反の疑いがある。そして、地元有権者に対する供応接待、公職選挙法違反の疑いがある。そして、収支を明るみに出さない政治資金規正法違反の疑いがある。さらに、証拠隠滅を含めた公文書管理法違反の疑いがある。四つの法律の観点から伺い、その後、さまざまな質疑のも拝聴しておりました。

まず、この財政法違反の疑いに関して、つまり、事業の趣旨とかけ離れて招待者が肥大化したわけですね。そこには、かなりの責任は総理自身

にあると思います。既に、地元から八百名の有権者を招いたことは正直に御答弁なさいました。しかし、総理が、第二次政権が発足してから、この七年の増加数だけ見ても二千六百名なんですよ。そして、十数年かかるばると六千七百人ふえていくんですね。

ということは、ちょっと端的にお聞きします。これは私の推察なんですが、恐らく、総理の政治活動を支援している地元有権者に限らず、東京近郊、関東近郊を含めた、地元以外の支援者、有権者、例えば総理のパークカード券を買っている会社は三百社以上ありますね。そういうふたところにも案内をしていた可能性はありませんか。これは通告していますので、お調べいただいたと思いますが。

○安倍内閣総理大臣 繰り返しになりますが、事務所においては、後援会関係者を含め、地域で活躍されているなど、様を見る会への参加にふさわしいと思われる方を始め、幅広く声をかけたとのことであります。が、推薦者名簿は既に廃棄をしており、詳細は把握できないということでございまます。

なお、同会の招待者は、提出された推薦者につき、最終的には内閣官房及び内閣府において取りまとめを行つており、招待状の発送についても内閣府から行われたものと認識をしております。

○小川委員 その答弁は受け入れられないと先週申し上げたはずであります。

総理、相当、総理自身も反省を口にしておられるので、無節操に広がつたんでしょう。野方岡に

推薦したんだと思います。そして、事実上、内閣府はこれを、希望者全員丸のみする形で受け入れた。これが怒らしく限りなく実態に近いでしょう。

○小川委員 私、もう一つだけお聞きしたいことがあるんでありますね。

そこで、私の問いかは、先週この点を指摘しました。

つまり、この事案は、行事の趣旨をゆがませた財政法違反の疑いがある。そして、地元有権者に対する供応接待、公職選挙法違反の疑いがある。そして、収支を明るみに出さない政治資金規正法違反の疑いがある。さらに、証拠隠滅を含めた公文書管理法違反の疑いがある。四つの法律の観点から伺い、その後、さまざまなか質疑の質疑も拝聴しておりました。

まず、この財政法違反の疑いに関して、つまり、事業の趣旨とかけ離れて招待者が肥大化したわけですね。そこには、かなりの責任は総理自身

にあると思います。既に、地元から八百名の有権者を招いたことは正直に御答弁なさいました。しかし、総理が、第二次政権が発足してから、この年ふえ続けていく、そうしたことに対しても慣行のような形で漫然とふえてきた、それに対しての危機感がなさ過ぎたと反省をしています。

○小川委員 率直な御答弁に敬意を表します。

ということは、いや、総理御自身が最

も反省をいただからいけないところですよ。

ただいまの官房長官の御答弁は、極めて率直なものと受けとめました。

これが一つの長期政権の実態です。誰も何

も言えなくなるんでしょう、恐らく。そして、中

枢にいればいるほど麻痺していくんでしょう。

そうだと思います。

この名簿の破棄が、もう今は決定的に検証のし

ようをなくしています。検証しようがない。私に

言わせれば、公文書管理法違反、その趣旨にもど

ると感じています。

では、先週お尋ねしたことと、私も前回だま

れたんです。総理、私は、たとえ名簿を廃棄し

ていても、総理事務所には後援会の本体名簿が残

り、そこには誰を推薦したか記録が残っているは

ずだとお聞きしました。ところが、巧妙に総理の

答弁は、後からよく確認したんですが、招待者を

確認できる名簿は作成していないという、極めて

巧妙なすれ違い答弁を連發されたわけです。

私が聞いているのは、推薦を確認できる記録が

あるでしょと聞いています。総理は、招待を確

認できる名簿は作成していないと答弁しました。

巧妙にすりかえている。

もう一回聞きます。

総理の事務所には、当然ですよ、これはみんな

についても、それを確定できる名簿は残っていな

いということがございます。確定するいわば名簿

をつくつていません……(発言する者あり)

○棚橋委員長 御静瀬に。

○安倍内閣総理大臣 それは今まで答弁をさせて

いただいてることと同じことでありまして、そ

れは、招待者と推薦者はこれは同じ、同じとい

うか、推薦者が招待者そのものになつたわけではございませんが、そのもとなる推薦者についても

同じことでござります。

○棚橋委員長 委員の皆様に申し上げます。

質問はあくまで質問者がなさりますから、御静

瀬にお願いします。

○小川委員 官房長官は、反省しています、それ

以上は言わなかつたんですよ。総理は、反省して

いますが、が必ずついてくる。ここなんですよ、

ば、中曾根政権においても、最初六千四百名だつたものが八千二十五名……(発言する者あり)

○棚橋委員長 御静瀬にお願いいたします。

総理。ぜひお願ひしたいと思います。

それで、もう一回お聞きしますよ。

推薦を確認できる記録は総理の事務所にはありますよね。名簿とは聞いていません。招待とも聞いていましたが、残つていてると思うんですが、ありますよね。

○安倍内閣総理大臣 推薦を確認できる名簿は、それは残つておりません。

○小川委員 もう、私どもも捜査機関ではあります

せんのでこれ以上は限界がありますが、ただいまの御答弁は、みんな、はあるほどと受けとめた人は、たとえ与党にも閣僚にも一人もいないと

思いますよ、総理。ぜひ閣僚の皆様には、きょう

基本質疑最後です、御自身のリーダーはどういう

答弁をされる方なのか、霞が関の官僚の皆さん

は、皆さんの大親分は、この国の政治指導者は、

みずからに降りかぶつた不利益、どう向き合う人

なのかな、よくこの答弁を、その背中を見ていた

きやと思っています。

その上で、こういう答弁は、総理、私、先週、ついで、この答弁は、霞が関の官僚の皆さんは、皆さんの大親分は、この国の政治指導者は、みずからに降りかぶつた不利益、どう向き合う人なのかな、よくこの答弁を、その背中を見ていたきやと思っています。

その上で、こういう答弁は、総理、私、先週、ついで、この答弁は、霞が関の官僚の皆さんは、皆さんの大親分は、この国の政治指導者は、みずからに降りかぶつた不利益、どう向き合う人なのかな、よくこの答弁を、その背中を見ていたきやと思っています。

その上で、こういう答弁は、総理、私、先週、ついで、この答弁は、霞が関の官僚の皆さんは、皆さんの大親分は、この国の政治指導者は、みずからに降りかぶつた不利益、どう向き合う人なのかな、よくこの答弁を、その背中を見ていたきやと思っています。

その上で、こういう答弁は、総理、私、先週、ついで、この答弁は、霞が関の官僚の皆さんは、皆さんの大親分は、この国の政治指導者は、みずからに降りかぶつた不利益、どう向き合う人なのかな、よくこの答弁を、その背中を見ていたきやと思っています。

○安倍内閣総理大臣 私は存じ上げません。

○小川委員 これは、安倍政権、閣僚の答弁のひ

どさに、ある大学の先生、実名を挙げてもいいと思

うですが、法政大学の上西先生が命名された言葉なんです。御飯を食べましたかと聞かれる。例

えば、例ですよ、総理、その人はパンを食べて

いたとする。しかし、米は食べてない

ですね。御飯は食べていませんと答える類いの話なん

ことは、あえて私がちょっとと詳細に説明、補足すべきかどうかはあれますが、日本語で一般に御飯というと食事を指します。しかし、何らかの事情で、食事をとったことがばれたくない、聞かれたくない人は、あえてそれを米だと狭く解釈しま

す。それによって、聞かれたくないこと、答えた

くないことを言いはぐらかし、ごまかし、時に隠

蔽し、時に実態を闇に葬る。極めて悪質な答弁法

です。これが、安倍政権の閣僚の答弁ぶりを嘆いて同じ、微妙に言葉をすりかえ、真実を覆い隠す、そういう方法がとられています。このこと自体が、いかに総理にとって不都合かということを示す何よりの証左です。

時間があれば、後ほどログについてもお聞きしま

ますが、きょう、それ以上にちょっとお聞きした

ことがありますので、政治資金について聞かせ

てください。

さんざんばら、いわゆる前夜祭について、収支

報告に記載すべきではないかという野党側の問

かけがありました。一貫して総理の答弁は、一人

人が、みずから、いわば、例えば割り勘を負担

する形でホテルに直接支払っているから、後援会

に結果として収支は発生せず、したがって収支報

告への記載は必要ないという御答弁でした。

これ自体到底受け入れられるものではありませんが、ちょっとと私がお聞きしたいのはその先なん

が、ちょっとと私がお聞きしたいのはその先なん

です。

総理の収支報告書を拝見しますと、大体、通

例、新年に地元で二件、新春の集い、ちなみにこ

としは中止をされると報道で目にいたしました。

そして、大体多い年で三件から五件、東京で政治

資金パーティーを開催しておられる。これは常に

少額ではございますが、利益が出ているわけ

です。

総理の収支報告書を拝見しますと、大体、通

例、新年に地元で二件、新春の集い、ちなみにこ

としは中止をされると報道で目にいたしました。

そして、大体多い年で三件から五件、東京で政治

資金パーティーを開催しておられる。これは常に

少額ではございますが、利益が出ているわけ

が、お聞きしました。私がお聞きしたいのは、ど

ういう理由で支払い方式を変えるんですか。この

記載、不記載につながる実質的な理由、実態的な理由についてお聞かせいただきたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 それは、大変わかりやすい話なんですが、そもそも、政治資金規正法上の

パーセンテージ、いわばパーセンテージ券を買っていただ

くものについては、大きな収益を上げておりますが、これは政治資金の規正法にのつとつた、政治

資金を集める上における、開催をしたパーセンテ

でございまして、委員がやつておられるかどうかはわかりませんが、広く議員がやつておられるものでございまして、当然、大きな収益が上がる、収益を上げるためのものでございまして、収益を含

めて、政治資金規正法上のルールにのつとつてそ

れは報告をしているということをございます。

また、地元では、地元で開催するものは後援会の主催のパーセンテージでございますが、これはまさ

に、いわば、前夜祭のものとは違つて、これはま

た政治資金を集める政治資金のパーセンテージでもあ

りますが、これはうちの事務所が主体となり開

催するわけでありますし、収支においては、非常

に少額ではございますが、利益が出ているわけ

でございます。

事務所が主体となつて開催をするわけでござい

まして、これは、例えば会場費だけではあります

ん、他の、バス代等々、さまざま費用を入れて

全て報告をしているということでございまして、

いわば後援会としてこれは領収書を出している。

そして、後援会がこの会費として受け取り、その

中での収支として報告をしており、少額ではござ

いませんが収支上利益も出でていて、それも報告をさ

せていただいているということをございます。

他方、違うということでありますから申し上げますと、前日の夕食会、桜を見る会の、夕食会に

つきましては、これはまさに参加者が会費をいわ

ば主たる契約者として払い、そしてそれをホテル

がこれは受け取る、提供したサービスの対価と

して受け取るということで完結をしており、いわ

ば、政治資金規正法上、これは記載する義務はそ

もそも発生をしていない、収支がそもそも立つて

いない、収入もなければ支出も立つて行

われているものでございます。

○小川委員 これは、収支が発生しないように決めたとい

うことなんですよ。それを決めているのは参加者ではないんです。安倍総理なり安倍事務所なり、

安倍後援会の中枢で決めているんです。

だから、私がお聞きしているのは、どういうも

のは収支を発生させることにし、どういうものは

収支を発生させないことにしているんですかとい

う問い合わせです。

○安倍内閣総理大臣 どういうものは収支を発生

させないようにしているのかということでありま

すが、政治資金をお願いして、いわばパーセン

テイ券を売り上げて政治資金として集めさせていただ

ますが、政治資金をお願いして、いわばパーセン

テイ券を売り上げて政治資金として集めさせていただ

りますが、これはやつておられるパーセンテイー

ーでございますが、それも、そういう意味ではないのだ

ら、そもそも、そういう意味では意味がないのだ

ろうと思うわけでございますが、そもそも政治資

金収支報告に載せなければいけないパーセンテイー、

たとえどんとんであつたとしても、あるいはマイ

ナスだったとしても、それは載せなければいけな

いパーセンテイーであります。政治資金規正法上、開

ているということでありますから、収支を発生させた以前にこれは入れなければならないものでありまして、主体がそうなわけであります。

他方、前日の夕食会につきましては、これは今までもう何回も何回も御答弁をさせていただいておりますが、これはまさに参加者が主体であります。事務所は仲介をとり、ホテル側が五千円と

いうことを、八百人の多くが宿泊をされるということがありますから、これは事務所が仲介する。例えば、四、五十人の、先ほども申し上げましたが、焼き肉屋で懇親会を開くときに、事務所が、五千円ぐらいでやつてもらいますか、ウーロン茶か何かつけてもらいますかと、じゃ、つけま

しょうということを先方が言い、それを伝えて、そしてそういう形でやるということは、これはよくあるのではないか、このように思います。

当然、そのときは、領収書が欲しいという人に対してはそのお店が発行するということでございます。これは規模とはかわりがなく、形態がそういう形態であるということは、もう今まで、再三再四、御説明をさせていただいているところでございます。

○小川委員 これは、高市大臣、違うでしよう、今の総理の政治資金規正法の解釈は、収益は関係ないですね。人数も関係ない。

○高市國務大臣 先ほどの桜を見る会の前夜祭の話ということでは、実質的な調査権を持つておりませんから、あくまでも一般論として申し上げますけれども、第三者の利益となるものを、第三者の収入となるものを、たまたま秘書さんが一時的に預かつてホテル側にお支払いをしたということになつて、ホテル側の領収書が出たという話です

す。 ○棚橋委員長 恐縮です、お静かにお願いします。 ○高市國務大臣 これは、高市大臣、違うでしよう、今の総理の政治資金規正法の解釈は、収益は関係ないですね。人数も関係ない。

○棚橋委員長 恐縮です、お静かにお願いしま

す。 ○高市國務大臣 主催をどのように名乗つているのかということは、基本的に関係がないと考えております。

○小川委員 総理、もし本当に政治資金規正法の趣旨を取り違えておられたら、これはいけません

ので、正確に御理解をまずいただきながら、

いと思いますが、とにかく、収益がある、ない、

大きい、大きくなれば関係ないんですよ。関係な

い出を明記するというのが原則なんです、その主催団体であれば。

この大通り申し上げましよう。先

ほど申し上げた東京での三回、地元での二回、共

通しているのは、全て黒字ということなんですよ。黒字なんですね。だから、総理、この前夜祭は

赤字なんじゃないですか。載せられないんじゃないですか。

いですか。だから、そういう珍答弁につながるよ

うな集金方式、誰も聞いたことがないような契約形態、ちょっと無理がある答弁に追い込まれてい

るんじゃないですか。

この大切な予算委員会でやらなければいけないと

いうのは大変恐縮でございます、重大な問題がた

なっています。これは……(発言する者あり)

○安倍内閣総理大臣 延々とこういうやりとりを

この大通り申し上げましよう。

その中で、丁寧に説明をせよといふことでございましたから説明をさせていただいています。

○安倍内閣総理大臣 先ほど来、小川委員は……

(発言する者あり)

○棚橋委員長 御静粛に。

○安倍内閣総理大臣 先ほど来、小川委員はさまざまなものでござりますが、いわば

ざまなレッテル張りを行つておりますが、いわば相手を攻撃する一つの手法なんでしょうか。

私は、この間、まあ、総理が立証していただけ

ていただければ、レッテルはすぐ剥がれるんで

す。こんな簡単なレッテル剥がし、ないじやない

ですか。

○小川委員 総理、レッテルは簡単に剥がせるん

ですよ。ニューオータニの見積書か領収書を示し

ます。 ○大西(健)委員 立国社共同会派の大西健介でございます。

た。まさに、その性格であろう、こう申し上げているわけでございまして、そして、いわば、親睦が目的であれば全て載せなければいけないという

ことではないということも申し上げてきた。先ほど答弁の中で申し上げましたよね。

例えば、皆さんも、地元においてどこかのお店

を借り切つて意見交換会をやるときに、仲介とし

て、そこが一人幾ら幾らということで決めて、そ

れを参加者に伝え、そしてそこで参加者がそれを

支払うということはよくあることでありまして、

そこで、要求する人たちは領収書を要求し

て受け取るということでありまして、これを全て

政治資金規正法上、報告をしなければならないと

いうことでもないんだろう、こう思うところであ

ります。先ほど、黒字でなければ意味がないと言ったの

は、政治資金を集めバーティーはそもそもそ

ういう性格のものでありますから、そもそもそれ

は、政治団体にはお金が入るんですから。政治団

体にお金が入る、選舉区支部なり資金管理団体に

入るわけでありまして、これは当然、載せるのは

当たり前のことであります。

その中で、丁寧に説明をせよといふことでございましたから説明をさせていただいています。

これは……(発言する者あり)

○安倍内閣総理大臣 延々とこういうやりとりを

この大通り申し上げましよう。

その中で、丁寧に説明をせよといふことでございましたから説明をさせていただいています。

これは……(発言する者あり)

○安倍内閣総理大臣 先ほど来、小川委員は……

(発言する者あり)

○小川委員 総理、レッテルは簡単に剥がせるん

ですよ。ニューオータニの見積書か領収書を示し

ます。 ○大西(健)委員 立国社共同会派の大西健介でございます。

さらに、まだちょっと私、公文書管理について議論できていないので、ぜひ次回させていただきますが、この財政法に違反した疑いも、証拠隠滅のために公文書管理法にもとる文書の取扱いをした疑いがある。

したがって、やはりこの財政法と公文書管理法、そして公職選挙法と政治資金規正法、これは相互に密接に関連して、何とか逃げ切りを図ろうとしているんだと思いますが、改めて委員長に、先週要求しています、廃棄ログの電子記録の確認、そして、総理が簡単にレッテルを剥がしていただけます、ホテルニューオータニの明細書並びに領収書、そして、改めて総理の名簿を御確認をいただき、何名推薦したのか、そこに反社会的勢いなどもないんだろう、こう思うところであ

ります。先ほど、黒字でなければ意味がないと言ったのが、馬鹿らしく思つたのか、そこには反社会的勢いなどもないんだろう、こう思うところであ

ります。先ほど、黒字でなければ意味がないと言つたのを、馬鹿らしく思つたのか、そこには反社会的勢いなどもないんだろう、こう思うところであ

る。

これは何なのかなということを思つてゐるんですけれども、政府の要請があつたということでありますけれども、あまたあるホテルの中からなぜホテル三日月に頼んだのか。どなたかの紹介があつたのか、また、ホテル側として受け入れざるを得ない何か事情があつたのか、このあたりについて内閣官房にお聞きをしたいと思います。

○松本政府参考人 お答えを申し上げます。

政府におきましては、一月二十九日に武漢から帰国される方々を受け入れる施設を手配するため、内閣官房から各省庁に対しまして受入先の選定について協力を依頼いたしましたけれども、各省庁が保有する公的な施設につきましては、その時点において直ちに対応できるものがなかつたところでございます。

そのため、民間宿泊施設にまで対象を拡大して受入れ可能な施設を探したところ、一棟貸しの調整を行える可能性がある施設として勝浦ホテル三日月に対応を要請したものでございます。

○大西(健)委員 時間がないんだつたら、公共の施設の方が私は融通がきくんじやないかなというふうに思いますし、結果論ですけれども、ホテル三日月にお願いして、相部屋の問題も起きてしまつたということです。

あまた、本当にホテル、この首都圏近郊でもたくさんある中で、順番にかけていてホテル三日月に当たつて、ホテル三日月が受け入れられるよといふことになつたということは、やはりちょっと不思議な気がするんですね。

重ねて申し上げますけれども、風評被害も予想される中で受入れをホテル三日月さんが決断されたということは、私は称赞に値すると思ひます。

ただ、仮に何かほかに断れない事情があつたとすれば、むしろその弱みつけ込むような話じゃないかなというふうに思ひますが、ホテル三日月グループさんは、経産省、ジェトロの支援を受けて、ベトナムのダナンに大規模なりゾート施設の建設を進めおられます。また、先月の十一日

から十四日、二階自民党幹事長を団長とする日本

ベトナム文化経済観光交流団がダナンとホイアン

を訪問されたそうであります。この訪問団には、田端觀光庁長官、日本旅行業協会の田川会長始め、千人を超える觀光業界の方も一緒に行かれました。それから、知事も行かれた。そして、森山国

対委員長や稻田幹事長代行も同行されています。

○松本政府参考人 との情報もあります。

官邸からは、従業員には、これは総理からの要

請ですとお伝えくださいということで連絡があつたそうですねけれども、このホテル三日月の受入れの背景はこういうことだつたということで、總

理、よろしいんでしょうか。

○赤羽国務大臣 相当切迫した時間の中で、内閣

官房の要請があつて、これは觀光庁が民間宿泊施設を探させていただきました。ありとあらゆるところに当たりましたけれども、引き受けさせていただ

く、ところはなかつたということでございます。

このホテル三日月は、昨年の台風十五号、十九

号の際にも地元住民に大浴場を無料開放するなど積極的な被災者支援を行つていただいております

し、近傍に複数の施設があつて、そこに、受け入

れてくれたホテルに泊まられたお客様も、事情

を説明していただき、別の施設に移つていただ

く、大変な御苦労をおかけしたわけです。そうし

たことで一棟貸しの調整をしていただいたとい

うことでござりますので、そこは切迫感があつて、さまざまなかつたなんということは断じてございません。

○大西(健)委員 風評被害や従業員の安全を考えることでござりますので、そこは切迫感があつて、さまざまなかつたなんということは断じてございません。

そこで、勝浦市の同意、地元の自治体の同意、

これはどのようにとられたのか、これも内閣官房

の方から、総理、もしお答えできるなら。

○安倍内閣総理大臣 既に国交大臣から答弁をさ

せていただいておりますが、誤解のなきようになければいけないので、たくさん当たりました。

た、その中で、そういう調整ができるのは三日月

のところは大分もう、二の足を踏む方がたくさん

おられたんです。そして、この三日月さんに対し

て私たちが無理やりというのは、むしろ三日月さ

んに対して極めて失礼な話であつて、まさに三日

月さんが台風十九号のときにも自発的にやつて

ただいた、若い社長さんであります、その方

は、まず日本人としてやらなければいけないとい

うこと、大きな判断をされたわけですよ、我々

が依頼して。

地元でいろいろな実はそういう中傷が三日月さ

んに対してあるのも事実なんですよ、今でも。そ

れは、全くそうではないことははつきりと申上げておきたい、このようになります。

そして、勝浦市についてでございますが、勝浦

ホテル三日月からは、帰国した方々の受入れ要請

に応じるに際しまして、地元である千葉県知事及

び勝浦市長の了解を国側で取り付けることなどを

求められたことから、内閣官房において要請文書

を発出するとともに、千葉県と勝浦市の了解を得た上で正式な対応をお願いしたものでございま

す。

○大西(健)委員 私も重ねて申し上げますけれども、本当に、三日月さんが受けさせていただいたこと

はすばらしいことだと思います。

ただ、先ほど総理もおっしゃったように、ほか

には民間のホテルは受けられなかつた。今、おつ

けであります、緊急なオペレーションでございまして、日本と米国のみがチャーター機の受入

れをやつと中国側に了承してもらつたわけでありまして、直ちに日本を発出をし、武漢に到着をし

わけであります、緊急なオペレーションでございまして、日本と米国のみがチャーター機の受入れをやつと中国側に了承してもらつたわけでありまして、直ちに日本を発出をし、武漢に到着をし、帰國という段になつたのでござりますが、これは極めて短期間にやらなければいけないオペレーションでございまして、このオペレーションをやる上において、日本側の受入れ、誰かに受け入れていただかなければならないということでお願いをさせていただいたということでございま

す。

さまままな御迷惑をかけておりますので、そ

うは、確認しましたけれども、前日の、二十八日の晩の二十時十九分ごろに内閣危機管理監から土屋

我々も十分に承知をしておりまし、我々も、風評被害等の払拭に向けて、しっかりと政府としても対応していきたい、このように考えております。

○大西(健)委員 まさに私申し上げておるのは、ホテルも本当に大変な中で苦渋の決断をしていた。地元の自治体もそうだと思います。

ですから、今申し上げましたように、風評被害がないようにということもちろんですけれども、既に出てるわけですから、そことについての補償はぜひしっかりやつていただきたいということを、これは私、地元の関係の方からもきょう言われてここで質問させていただいているので、ぜひこれはお願いをしておきたいというふうに思っています。

次に、大学の設置認可の問題についてお聞きしたいと思うんですけれども、大学設置認可といえば、加計学園の問題では、萩生田副長官の御発言概要という、文科省が作成したと言われる文書が問題になつたこともありました。萩生田大臣は、ほかにも大学設置認可に介入をしたのではないかという疑惑があります。

まず、文科省にお聞きをしたいと思いますけれども、昨年の十月に幸福の科学大学というところが大学の設置認可申請を出されていると思いますが、この大学は平成二十七年にも設置認可の申請を行つていて、そのときは不可になつております。その不可になつた理由を簡潔に事務方からお答えをいただきたいと思います。

○伯井政府参考人 お答えさせていただきます。

平成二十六年三月に幸福の科学大学の設置認可申請があり、大学設置・学校法人審議会において専門的な観点から審査が行われた結果、教育内容の根底となる部分に学問性が認められず、学校教育法が定める大学の目的等の要件を満たしていないというふうに判断されました。

また、同審議会からは、審査過程において、創立者を著者とする同大学の新設に関連する書籍が審査委員に送付されるなど、認可の強要を意図する文書がついていて、また、これはペナルティーとして、大学などの設置を五年間認めないとを五年前やつていますけれども、こうしたこと

ると思われるような不適切な行為があつた旨の報告がございました。

告がございました。

文部科学省といたしましては、平成二十六年十月二十九日付のこの審議会の答申等を踏まえ、月三十一日付で不認可といたしました。

○大西(健)委員 お手元の資料の二ページ目に、文科省の「幸福の科学大学を「不可」とする理由」というのをつけておきました。今お答えがあつた、最後の方のところで、科学的合理性が立証できな

いことは、大学目的を達成するとは認められないことは、大学設置審は、当時、多くは正意見というのを出しておられたというふうに思いますけれども、学長予定者についてどういうふうに思いましたか、これも文科省からお願いいたします。

○伯井政府参考人 これらのことによりまして、公に対することによりまして当該法人の利益を害するおそれがあるため差し控えさせていただきますが、当該法人は学長予定者は差しかえたというも

うな不適切行為があつたんでしょうか。

○伯井政府参考人 これは、この報告にもござい

ますように、審査過程におきまして、創立者を著者とする同大学の新設に関連する書籍が審議会委員に送付されるなど、認可の強要を意図すると思われるような不適切な行為があつたというものがござります。

○大西(健)委員 これは先ほど申し上げましたよ

うに、五年間、設置認可申請できないといふペナルティーが科せられたということなんですねけれども、そういう不利益に対しても、平成二十六年の十一月二十一日に文科省は、弁明の機会の付与についてという通知を出しています。申請者側がそれに対して、文科大臣宛てに、文部科学大臣の不正行為に關する弁明請求書という文書を出していくます。これを見ますと、次のようなことが書かれています。

六月十日の面談において、今泉室長は、自由民

人の判断で差しかえたというものでございます。

○大西(健)委員 これは、今申し上げました不可とする理由の次のところに、幸福の科学大学仮称の審査過程における申請者の不適切な行為(報告)というペーパーがついていまして、そういう

文書がついていて、また、これはペナルティーとして、大学などの設置を五年間認めないと

ことなのか、これはどうやらでしょうか。文科省、端的にお答えください。

○伯井政府参考人 お答えいたします。

今御指摘いたしましたように、審査過程で不正な行為が行わたることを踏まえ、学園に対する五年間新たな認可を行わない措置を行いました。これは、めったにあることではございません。

○大西(健)委員 今めったにあることではないという話でしたけれども、ここには「認可の強要を意図すると思われるような不適切な行為が行われたことは、極めて遺憾である」と非常に強い文言が書かれていますけれども、具体的にはどのよ

うな不適切行為があつたんでしょうか。

○伯井政府参考人 これは、この報告にもござい

ますように、審査過程におきまして、創立者を著者とする同大学の新設に関連する書籍が審議会委員に送付されるなど、認可の強要を意図すると思われるような不適切な行為があつたというものがござります。

○大西(健)委員 これは先ほど申し上げましたよ

うに、五年間、設置認可申請できないといふペナルティーが科せられたということなんですねけれども、そういう不利益に対しても、平成二十六年の十一月二十一日に文科省は、弁明の機会の付与についてという通知を出しています。申請者側がそれに対して、文科大臣宛てに、文部科学大臣の不正行為に關する弁明請求書という文書を出していくます。これを見ますと、次のようなことが書かれています。

六月十日の面談において、今泉室長は、自由民

人の判断で差しかえたというものでございます。

○大西(健)委員 これは、今申し上げました不可とする理由の次のところに、幸福の科学大学仮

称の審査過程における申請者の不適切な行為(報告)というペーパーがついていまして、そういう

との話合いの中でも、学長をかえるというのは九鬼さんの人格を否定しているわけではなく、正直言つて、今後しばらく我慢した方が得なんじやないかと。これはもう、役所がそういうアドバイスをしたってことになると大変なんだけれども、今までの例を見ても、やはりそこは経験のある、正直言うと名前だけかりてスタートして、それで一年間のうちに、九鬼さんが副学長とか、そういう経験を積んで、その間に一つ論文でも出しておけば、二年目からは堂々と学長をやれるから、そこはもう、介入できないからと、萩生田議員から学長をかえれば開設できるという旨のアドバイスがあつた。

萩生田大臣、大学関係者と会つてこういうアドバイスをされたということは事実でしょうか。」

○萩生田国務大臣 当時、学園の関係者から、党の担当の立場で、通常の陳情の一環としてお話を伺つたことはござります。

今御披瀝いただいた文書というのを、多分、学園側がその後に一度発出をしたものだと思うんですけど、私もそれを見ましてちょっととびっくりしました。これが、私もそれを見ましてちょっととびっくりして、事務所として抗議をして、謝罪と撤回があつたところです。

私が直接どういうやりとりをしたかというのは、当時は党的立場なので、ここでお答えするのではなくて、過去に不可となつた申請で、そのときにどういう設置審から的是正意見が出ていたということがあります。その不可になつた理由を簡潔にことですが、もう一度お願いします。

○大西(健)委員 現在も当該法人は設置申請をしております。事実として、学長候補者を当該法人の主党総裁特別補佐である萩生田光一衆議院議員の仲介による調整によって、幸福の科学大学の学長候補者を九鬼副理事長から別の人物にかえて、九

鬼副理事長は総長として置くことすれば、細かい問題はあつても工夫によって大学設置認可が可能であるとの趣旨の発言をしていました。

また、次のようなことも書かれています。

五月二十七日に行つた大学関係者と萩生田議員

に、自由民主党特別補佐である萩生田光一衆議院議員の仲介、調整によって、学長候補をかえれば大学設置認可は可能である、こういう発言をした

といふことが書かれていますけれども、文科省との間においてそういう話をされたんでしょうか。

○萩生田国務大臣

学長の資格というのがあるん

ですけれども、学園側は自分たちの言うならばブロバーの方を学長に据えたいということで文科省と事前相談をしただけれども、それは要するに要件を満たしていない。要件を満たしていない要件の中身について、私はその文書を見る限り理解できただんすけれども、学園の準備室の皆さんは納得をしていかつたんです。言うならば、資格の解釈について私からアドバイスをしたことはございません。すなわち、学園側が準備していた方は学長候補になり得る方ではないということを明確にお伝えしたことはございます。

○大西(健)委員

これは、ほかにもこうのこと

が書かれています。

平成二十六年の六月六日、さつき五月二十七日に大学関係者と会っていると思われて、六月十日は大学関係者が今泉前室長と会っているんですけれども、その間の日付になるんですかね、六月六日、幸福実現党の選挙責任者の携帯に電話をかけてきた当時の下村大臣の発言としてこういうことが書かれています。

萩生田から電話があつて、一生懸命やつている

とは聞いていた、学部名はクリアして、あとは九

鬼という人が学長でなければならないというところを、一年我慢してバトンタッチするやり方はあると提案していたが点々々。

○萩生田国務大臣

当時、下村大臣に私が相談を行

わされましたか。

○安倍内閣総理大臣

そういうことではないとい

うことを先ほど文科大臣から答弁させていただき

するような立場ではなかつたので、こういう話題

を、二人の間で会話をしたことはあるかもしませんけれども、私の方から下村さんに相談をした

ような事実はございません。

○大西(健)委員

これを見ると、萩生田大臣、幸

福の科学大学のために一生懸命動いておられます

が、大臣、これまでに、ちなみに教團関係者から

選挙の応援や政治献金を受けたことがあられます

か。

○萩生田国務大臣

当時は、もう政党をつくって

いたので、本来我々としては相談に乗ることも

ちょっとどうなのかなという気はしたんですが、

それなりに学長の解釈については私から説明をし

たのは事実であります。

ただ、私が接触したのはそれだけであります

て、にもかかわらず、お会いをしたこともない弁

護士さんの名前で突然ネットにかぎ括弧で私との

やりとりみたいなのが出てきたので私は正直迷

惑したということは、はつきり抗議を申し上げま

した。そのことに対して、先ほど申し上げたよ

うに謝罪と撤回があつて、多分その文書は今、出で

いないんだと思います。

○大西(健)委員

萩生田大臣は否定しておられる

金等々、支援をいただいたことは全くありません。

○大西(健)委員

萩生田大臣は否

定に

は、

現大臣、当時は萩生田議員から、このことに関して何か御相談とかがありましたか。

○伯井政府参考人

この件に関しまして、当時の

担当者に今確認をいたしました。

○大西(健)委員

文科省にも改めて伺いますけれども、萩生田

大臣、当時は萩生田議員から、このことに関して何か御相談とかがありましたか。

○森国務大臣

勤務延長について定めた規定はございません。

○大西(健)委員

そうなんですか。ないんですね

から、それはそもそもいろいろな前提が違

うということでありまして、萩生田大臣においては、文部科学行政をしつかりと前進させてもらひたい、このように思つております。

○大西(健)委員

ですから、それはそもそもいろいろな前提が違

うということでありまして、萩生田大臣においては、文部科学行政をしつかりと前進させてもらひたい、このように思つております。

○大西(健)委員

お答え申し上げます。

○森国務大臣

お答え申し上げます。

○大西(健)委員

過去にそのような例はないと報告を受けており

ます。(発言する者あり)

○棚橋委員長

御静聴に。

○大西(健)委員

前例もない、そして検察官法に

も勤務延長の定めはない。つまり、検察官法

は、検察官の勤務延長をそもそも想定していない

んです。

○大西(健)委員

加計学園のときも、あのメモが

出てきて、大臣は、そういうことは言つていな

いと。今回も、自分はそういうことは言つていな

いということですけれども、これは大臣が否定さ

れてはいるだけであつて、どつちが本当なかよく

わかりませんので、ぜひ、また私の方も引き続き

調査をしたいというふうに思います。

安倍お友達内閣では、官僚人事も官邸主導で行

われている。そして、それはついに聖域と言われ

る検察トップの人事にまで及ぼうとしています。

今、資料として、森大臣のおとといの御答弁

を、会議録をお配りをしていますけれども、森大

臣のロジックというのは、国家公務員法の特例で

定めた検察序法第三十二条の二は、退官年齢を定

めた第二十二条が列挙されているけれども、勤務

延長の条文は書いていないので、勤務延長につい

ては一般法に戻つて国家公務員法が適用されると

いう説明だと思います。

そこで、森大臣に確認をすれども、もう端的

に答えてください。検察序法には、そもそも勤務

の前提自体が違うということが明確でございま

す。

○棚橋委員長

御静聴に聞いてください。

○森国務大臣

大西委員に御答弁申上げます。(発言

する者あり)

○棚橋委員長

御静聴に聞いてください。

○大西委員

申上げます。

○森国務大臣

大西委員に御答弁申上げます。

○大西委員

申上げます。

○森国務大臣

勤務延長について定めた規定はございません。

○大西(健)委員

そういうことではございません。

○森国務大臣

勤務延長を行つた例はあります。

○大西(健)委員

お答え申し上げます。

○森国務大臣

お答え申し上げます。

○大西(健)委員

過去にそのような例はないと報告を受けており

ます。(発言する者あり)

○棚橋委員長

御静聴に。

○大西(健)委員

前例もなくて、検察官の勤務延長を行つた例はあります。

○森国務大臣

勤務延長を行つた例はあります。

○大西(健)委員

前例

う私の国会答弁をお示しになりましたけれども、こちらの方には、三十二条の二に勤務延長をしないということをわざわざ記入しないということを申し上げました。

つまり、これは国家公務員法とその特別法に当たる検察庁法の関係を記載した条文でございますが、三十二条の二というものが、ここに、もし、勤務延長を、特別の趣旨により勤務延長しないんだという、今、大西委員が言つた大西委員の解釈であるならば、そこに、特別にそれは援用されないというふうに記載すべきところ、そのような記載がなさいということは、一般法の原則に戻つて勤務延長がされるというふうに理解をしております。また、勤務延長の趣旨からしても、そもそも、国家公務員法の勤務延長の趣旨である特別の必要性がある場合には勤務延長をさせるというその趣旨にのつても、検察官の場合に勤務延長をさせる必要が一切ないというふうには理解されないと解釈しております。

○大西(健)委員 次のところに条文をつけていますけれども、検察庁法、資料の後ろから二枚目です、検察庁法は下の方ですけれども、三十二条の一、一番下の条文ですけれども、ここで、十五条と十八条とか二十条とか二十二条、二十二条がまさに定年の年齢を決めたやつですけれども、二十五条は、国家公務員法の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づいて、同法の特例を定めたものとするということなので、国家公務員法の特例ですよといつて引いているところに二十二条は挙がっているけれども定年延長の条文は挙がっていないと言ふんですけれども、さつき大臣がまさにお答えになつたように、定年延長というか勤務延長の条文は検察庁法にはもともとないんだから、ここに引きようがないんですよ、引きようがないんです。

それから、逆に、上の国家公務員法を見ていただくと、これは先日も大臣も認めておられましたけれども、そもそも、国家公務員法の定年というのは後でできて、それよりも前から検察庁法には示されていた逐条国家公務員法】ですけれども、示された最初の線を引いたところですけれども、一般職の縦等に鑑み、経緯等というのは、国家公務員法が定年制度が適用されるが、従来から他の法律により定年制度が定められるものについては、その経緯による検事総長六十五歳及び検察官六十三歳の年齢が書かれていたということに鑑みて、その法律による定年制度を適用しようとするものである、このようなものとしては、検察庁法第二十二条による検事総長六十五歳及び検察官六十三歳の定年と書かれているので、まさに国家公務員法の適用の除外になつていています。

○森国務大臣 まだこの国家公務員法に戻つて、定年による退職の特例、これが定年延長の規定ですけれども、第八十一条の三ですけれども、ここには何て書いてあるか。定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合、前条第一項といふのはその前の条文すけれども、八十一条の二で、これはまさに定年の定めですけれども、それは適用されないんですよ。だから、前条の規定により退職すべき人には検察官は当たりませんけれども、百歩譲つて、森大臣が言われるよう、じや、一般法の国家公務員法に戻つてとあります。第一は、特殊な技能を要する職務のために勤務延長の要件を三つの場合に分けて規定しています。第一は、特殊な技能を要する職務のために後任を容易に得ることができない場合、第一は、勤務延長の要件を三つの場合に分けて規定していること、戻つて勤務延長が適用されるというふうにしたとしても、勤務延長が国家公務員で認められる場合は非常に限定的なんですね。

○棚橋委員長 これについては、最後のページ、先ほどの「逐条国家公務員法」にもあるように、人事院規則が勤務延長の要件を三つの場合に分けて規定しています。第一は、特殊な技能を要する職務のために後任を容易に得ることができない場合、第一は、離島勤務など欠員補充が困難な場合、第三は、外交渉など業務の継続的遂行の必要性、このいずれかに当てはまる場合であつても、そこに線を引いておきましたけれども、「特別的措置であることから、「慎重かつ厳格に運用されなければならぬ」というふうに書いてあります。

○森国務大臣 この中で、強いて言えば、この第三の業務の継続的遂行ということが考えられるかもしれませんけれども、元東京地檢特搜部検事の郷原弁護士は、検察官一体の原則というのがあると。特定の職務が特定の検察官個人の能力、識見に依存することというのは、この検察官一体の原則という中で想定されていないんだと。更に言えば、郷原弁護士は、黒川氏のキャリアの大半は法務行政で、検察官としての現場の経験はそんなに豊富じゃないという指摘もされています。

○安倍内閣総理大臣 検察庁法については、まさに有権解釈を行なうのは法務省であろうと思います。その上で、法務大臣として御答弁をさせていただいているとおりでございまして、法令にのつて法務大臣から請議がなされ、そして閣議決定を行つたということでございます。

○大西(健)委員 きのうも議論がありましたがけれども、請議は法務省から、法務大臣がなされたれども、最後は閣議で任命をするということですから、まさに総理が任命をされるということであると思いますし、また、さつき話が出ていたようだということをまず認識することは最低限私は必要だと思います。

さつきの法律論はここでもうやるつもりはありませんけれども、百歩譲つて、森大臣が言われるよう、じや、一般法の国家公務員法に戻つてとあります。第一は、特殊な技能を要する職務のために後任を容易に得ることができない場合、第一は、勤務延長が国家公務員で認められる場合は非常に限定的なんですね。

○棚橋委員長 お静かに。

○森国務大臣 生ずると認められる十分な理由があるときに該当するものとして、そして、その規定を受けて定められた人事院規則一一八との関係では……(発言する者あり)

○棚橋委員長 御静かに。

○森国務大臣 委員がお示しになりました七条三号の「業務の性質上、その職員の退職による担当者の交替が該当業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき。」に該当するものとして、勤務を延長するものとしたものでございます。

○棚橋委員長 また、今までお答えをしておりますが、具体的には、東京高検、検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査、公判に対応するため、黒川検事長の……(発言する者あり)

○棚橋委員長 御静かにお願いいたします。

○森国務大臣 委員がお示しになりました七条三号の「業務の性質上、その職員の退職による担当者の交替が該当業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき。」に該当するものとして、勤務を延長するものとしたものでございます。

○棚橋委員長 また、今までお答えをしておりますが、具体的には、東京高検、検察庁管内において遂行している重大かつ複雑困難事件の捜査、公判に対応するため、黒川検事長の……(発言する者あり)

○森国務大臣 検察官としての豊富な経験、知識等に基づく管内内部職員に対する指揮監督が必要不可欠であり、当分の間、引き続き東京高検、検察官としての豊富な経験は、その反面として、検察官一体の原則というのがあるので、特定の人の能力とか識見に依存するという想定がされていません。

○大西(健)委員 検察官と、それぞれ個々、独任でやるけれども、その反面として、検察官一体の原則というのがあるので、特定の人の能力とか識見に依存するという想定がされていません。

ら、やはりこの継続性というのも当てはまらないと思うし、先ほど言うように、これは国家公務員法に戻ったとしても、極めて厳格にこれはやられるべき話であって、まさに、どう考へてもそう当てはまらないと思いますよ。

ちなみに、黒川氏の定年延長は八月七日までとなっていますけれども、再延長というのは可能なんでしょうか。その場合、最大いつまで延長可能なのか、大臣、教えてください。

○森国務大臣 具体的人事の詳細については、将来のことについてはお答えはできませんが、一般的には、法の規定によつては一年延長できることになります。

○大西(健)委員 それは一年以内しかできないはずなんですね。

検事総長の定年は六十五歳です。現在六十三歳の稻田検事総長の誕生日は八月十四日なので、来年の八月十四日までやめなければ、一年延長しても官邸の野望は崩れ去ることになる。七月には在任丸二年を迎えるということでありますけれども、稻田検事総長には、官邸の辞任圧力に屈せず、検察の意地を見せてほしいと思います。

この話が出たタイミングで、500ドットコム側が資金提供したと供述した五人の議員の立件見送りのニュースが流れました。私は、ああ、やっぱりなというふうに思いました。

安倍政権では、官邸のアイヒマンと呼ばれるい人が国家安全保障局長に、官邸の番犬と呼ばれていた人が検察庁ナンバーワンの次長に昇格しました。そして、今度は、官邸の門番、官邸の代理人、官邸の用心棒と呼ばれる黒川氏を検察トップにつけようとしています。

長期政権が警察、検察権力を掌握することに、私は恐怖を感じます。私と同じように感じる国民は多いと思いますが、総理、最後に、どう思うか、お聞きをしたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 いろいろなことをおっしゃったところでござりますが、先ほど、黒川さんは総理がよく知つておられます。

○大西(健)委員 それは一年以内しかできないはずなんですね。

検事総長の定年は六十五歳です。現在六十三歳の稻田検事総長の誕生日は八月十四日なので、来年の八月十四日までやめなければ、一年延長しても官邸の野望は崩れ去ることになる。七月には在任丸二年を迎えるということでありますけれども、稻田検事総長には、官邸の辞任圧力に屈せず、検察の意地を見せてほしいと思います。

この話が出たタイミングで、500ドットコム側が資金提供したと供述した五人の議員の立件見送りのニュースが流れました。私は、ああ、やっぱ

る。私は、よく知つておられるということではなく、法務省の幹部として知つておられるということでもあります。

よく知つておられるということについて言えば、例えば、私は今井さんのことはよく知つておるんだ、そのことは、よく知つておられるかと聞かれたら、このことの方を私はよく知つておられるということでおられます。

いわば、役所が説明に来るときにもちろん顔を見ておられますから当然でございまして、それは、法務省の幹部の多くはそのような形で知つておられるわけですが、何か、友達とかそういう状況にはもちろん全くなつていないと、申しあげておきたい、このように思わなければいけないわけでございますが、人事については、適切に、まさに有能な方を適材適所で選んでいかなければならぬ、このように考えております。

○大西(健)委員 長期政権による警察、検察権力の掌握、この恐怖というのが私の杞憂であればいいというふうに思います。権力の最高の美德は自制である、この言葉を總理に贈つて、私の質問を終わります。

○棚橋委員長 これにて大西君の質疑は終了いたしました。

次に、川内博史君。

○川内委員 川内です。よろしくお願ひします。

新型コロナウイルスのことを多くの国民の皆さんが心配をされていらっしゃいます。政府を挙げて対策を講じていただいているとは思いますが、不十分な点もあるのではないかというふうに思

る場合ということで、この検査、これは、まだ人港して上陸していない、前の検査でありますので、臨船検疫と呼ばれる段階であります。ですから、この段階であれば、いろいろな方に見てP-CR検査を実施するということは決してできないことはない。

ただ、どうして限定しているかと申し上げますと、いざれにしても、P-CRをやるためにキット、キットというものはいろいろあるんですねけれども、それには、当然、上限といいますか、限定があります。本件は三千七百名という大変な数であります。

先般、チャーター機の場合には、これは任意とすることではありましたけれども、全員にやらせていただきましたけれども、今回三千七百人、しかもそれを、キットの数、それから、実際、処理の中において、私どもが健康確認をしたり検温をしたり、そして質問票を出して、そしてさらには医師が確認した結果として、いわゆる有症者、症状があるという方が、二月、直近の段階で百二十名おりました。

それから、そうした方々との濃厚接触者、それから、もともと今件は、香港でおられた方が、香港でおりた後にこの新型コロナウイルスを発症したということが確認できましたので、その方との濃厚接触者、その方が百五十三名というふうで、トータル二百七十三名についてのPCR検査を実施をしているところであります。

○川内委員 多くの国民の皆さん、この三千七百名余りのダイヤモンド・プリンセスに乗つていらっしゃる乗客の方々そして乗員の方々、皆さん検査すればいいのにと多分思つていらっしゃると思うんですね。その方が安心だろうにというふうに思つておられるのですが、なぜなんだういうふうに思うんですか。

そこで、ちょっと教えていただきたいんですけど、三百七十三名の検査結果しか判明していませんが、十一名の検査結果が判明している。一日かかるといふわけですから、一日かけて三十一名の

けれども、三百七十三名の検査結果しか判明していませんが、なぜ全員を検査できないのか、かとことについて、法令上の関係を、こういうことで全員検査ということを強制することができるないですかよということをちょっと教えていただきたいと思います。

○加藤国務大臣 法令上は、そうしたおそれがあ

しゃった中央の感染研究所以外、それ以外の地域でも対応できるような準備をしております。

実際どれだけかということ、全体、これはやり方で、セットで、例えば百検体一遍にということなので、マキシマムでいくと、国立感染研究所では一回で二百六十の検体は可能でありますけれども、そのときは一定の数をまとめて検査しないときでできないということになります。そして、それ以外の、例えば地方の衛生研究所でも、一回に六十が可能なところ、二十が可能なところ、規模によつていろいろござりますけれども、そうした能力は持つております。

○川内委員 国立感染症研究所では二百六十検体を一回で検査することができるにもかかわらず、なぜ現段階において三十一名分の検査結果しか判明をしていないのかということがちょっと不思議なんですけれども。

○加藤国務大臣 今のマキシマムの話は、瞬時に持ち込んで最大限やればということありますから、今、これでも、いろいろな検査をそれぞれのところでやつております。

それから、国立感染研究所では、次に、今、第四便、ちょっといつになるかわかりませんけれども、それへの準備等もございます。今回は、感染研究所以外の地方の衛生研究所にも協力をいただいて、むしろそちらの方で、それぞれの能力の中でやらせていただいているということ。

それから、もう一つあるのは、これは船の中で採取をしているものですから、しょっちゅう、でさき上がつたらすぐつてくるのではなくて、行つたときに合わせてつてくるということで、最終的には、きょう朝、陽性確認の方がおりて、乗船されて、戻ってきた船、そのときに最終的な検査を回収というか運んで、今それぞれの衛生研究所へ持ち運び、検査をしようとしている、こういう状況であります。

○川内委員 そうすると、この二百七十三名の方々の検査が最終的に結果がわかるというのは、大体いつごろになるというふうに。

○加藤国務大臣 今それぞれのところに持ち込んだので、そしてさまざまな段階を経て、そして、実際どれだけかということ、全体、これはやり方で、一度感染の中央研究所に渡して、そこで、その判断でいいですよといふので、正直言つて、いつまでにとは言えませんが、例えばきょうじゅうに全部できるかというと、ちょっときょうじゅうは難しい。複数日かかるということを予定をしております。

○川内委員 数日かかるということなんですが、ども、ダイヤモンド・プリンセスの中で感染者が出たといういろいろな国籍の方々もいらっしゃるということで、そしてまた、湖北省やあるいは武漢と関係があるのかないのかということについても、最初の香港の男性の方の行動というのが不明なわけですから、非常に、新たな局面に入つたのではないかというふうに思います。

二月一日に指定感染症の政令が施行されて昨日の二月四日まで、総理が、湖北省やあるいは武漢からの人々を入国拒否するよということで指示をされたわけでございますけれども、四日間で、この二月一日から二月四日まで、きのうまで、湖北省のパスポート所有者あるいは湖北省から來た人々で入国審査対象者は何名いたのか、あるいはその入国を許可した方が何名いたのかという数字をお答えいただきたいと思います。

○森国務大臣 お答えいたします。
二月一日以降、御指摘のとおり、本邦への上陸申請日前十四日以内に中国湖北省における滞在歴がある外国人、中国湖北省において発行された中

十二名でございます。そのうち、上陸を認められなかつた外国人は十三名、そして、特段の事情が認められ、上陸を許可された外国人は九名でございます。

○川内委員 入国拒否とはいっても、特段の事情がある場合は入国を許されるということになつてゐるということみたいで、そもそも審査を受けるのが、自己申告的な、特段の事情を申告すればいいということで、もちろん、感染症法自体は、ハンセン病の患者さんや元患者さんに対する大変な差別の歴史を踏まえて、最大の人権を保障しながら対策していくことが一条に書かれてゐる大変大事な法律で、政府も、最大の人権の配慮をしながら最大の効果を上げていくという意味においては、非常に難しい判断をこれから迫られていくのではないかというふうに思いますが、私は、対象地域の拡大について、総理はちょっと考へたから、後で総理のお考えを聞かせていただきたいと思います。

その前に、まず、簡易検査キットなどを開発するなどということですが、私は、これは開発するのも相時間がかかるんじゃないか、そんな簡単には、一ヵ月や二ヵ月でできるものではないのではないかというふうに思います。さらに、ワクチンも、有効なワクチンを開発して、そこから治験をして、そして製品にするまでに、やはり相当な期間かかるのではないかというふうに思います。

どのくらいの期間が簡易検査キットやワクチンを製品化するまでかかるのかということについて、一般論で結構ですから教えていただきたいと思ひます。

○加藤国務大臣 一月三十日に、国立感染症研究所において、国内で確認された感染者の試料を使つて原因ウイルスの分離に成功しましたので、これはそういつた開発にはかなり資するところがあるとは思いますが、がなんですが、迅速検査キットの場合、原因ウイルスをまず分離をする、マウスを使ったウイルスの抗体の作製、選定をし

て、一般的で結構ですかね、それをつくる、そして性能試験をする、こういうプロセスが必要になります。そして検査キットをつくる、そして性能試験をする、こういうプロセスが必要になります。

さらに、ワクチンについて申し上げれば、そうして、いろいろ手続で全部やらせていただいていますので、正直言つて、いつまでにとは言えませんが、例えきょうじゅうに全部できるかというと、ちょっときょうじゅうは難しい。複数日かかるわけですから、これはやはりそれなりの時間がかかる。したがつて、現時点でどこまでということを申し上げるのは難しいのが今の段階ではあります。しかし、我々としては、早期に開発できるよう、メーカー等とも、相談支援を受けたり、さらにはメーカーと国立感染研究所や他の研究機関との協力体制を構築するなど、そうした開発が進む環境をしっかりとつくっていきたいと思つています。

○川内委員 そんなにすぐにはできないということでお、当面は、現在のPCR検査体制あるいはPCR検査の範囲を拡大をし、防御していくしかねばならないわけでございまして、そこで、この検査の対象者の範囲を私は広げざるを得ないのでないのではないか、現在の定義はちょっと狭いんじゃないかな。もうダイヤモンド・プリンセスで陽性反応が少なくとも十名出たということをもつて、検査の対象範囲を、定義を、対象者を広げるべきではないかというふうに思いますが、厚労大臣の御見解を聞かせていただきたいと思います。

○加藤国務大臣 検査、これは疑似症サーベイランスということをしておりますから、疑似症、あるいはサーベイランスの対象をどうするかということ、これは、当初は重度だったんですけども、症状が出たものの湖北省全体に拡大する。そうした対応を図つてきているところでございます。

課題は、委員、御質問の中、まだ具体的には

おつしやつていませんが、事前にいただいたお話をの中でも、結果的に、菌は保有しているんだけれども症状が出ていない、そういう方々から感染の可能性について、言及はアメリカとか中国であります。現時点では、エビデンスということは示されておりません。

そういう中で、我々もその可能性を念頭に置きながら対応は考えなきやいけないと思つておりますので、ただ、範囲をどこまで広げるかという意味において、今のところ、地域的にはそういうこと、湖北省とか、それから症状がある方とか。今回の船の場合には、一定わかつてましたので、一つの可能性ということで、これは、今、先ほど申し上げた臨船検疫ということで、検疫の、一般的の最初のスタートのところで今対応させていただいているので、この段階では、先ほど申し上げたさまざまな検査がしっかりとできますし、それがなくなるまでは、検査済み証あるいは仮の検査済み証を出さなければ、船から上陸することもできない、こういう仕組みにはなっています。

○川内委員 そうすると、巨大な密室と言つても

いいダイヤモンド・プリンセス号の中で、言葉はあれでされども、とにかく閉鎖された空間です

よね、ある種の。そういう中で、どこまでこの感染が拡大をするのか。

私は、政府としては、ある一定の時期に仮検査

済み証を発行し、上陸をしていただくことになる

のではないかというふうに思いますし、そうすることによつて、今度は、じゃ、どういうふうに國內でウイルスが移動していくのかということについて、あらかじめの措置というか、あらかじめの対策をとる上でも、心配ないよ、ちゃんと検査するよということを国民的にも明らかにする上で、定義規定で、武漢市を含む湖北省への渡航歴があること、あるいは、武漢市を含む湖北省への渡航歴があり、発熱かつ呼吸器症状を有する人というの

のが条件としてついているわけですが、地域的な条件をここに書いておくと、例えば、オリパラを控えて、ウイルス対策は何が成功させなけ

ればならないわけで、そうすると、じゃ、ある一定の期間、指定感染症ですから一年ですよね、あと湖北省あるいは武漢市からの方の入国を拒否しますよということじゃなくて、地域を広げるという判断を総理がされたときに、検査対象者の定義規定がこれでは整合しないというふうに思つんですよ。

だから、ある程度、定義規定を何らか変える

か、若しくは政令を変えて、一類の指定にして、

万全の体制をとるんだ、とにかくオリパラに向

け完全に政府として頑張るよという姿勢を見せる必要があるのではないかというふうに思つんす

が、まず、厚労大臣の御見解を。

○加藤国務大臣 今、先生は二つのことをお

しゃられたんです。

疑似症ということに関しては、特段政令で決め

ているわけではなくて、何が疑似症かを決める必

要があるということでおぼえ上げた、当初

は武漢市、そして現在は湖北省、これは今、入国

と合わせてますから、これは後で総理が答弁さ

れると思いますが、この地域を今見いて、より

感染度が高いということになれば、当然これは拡

大していく。そして、そのときには我々も合わせ

て対応していかなければ、整合性のあることにつ

ながらないと思います。

それから、二点目の、一類感染症のお話をされ

ましたけれども、これは、検疫法の隔離とか停

留、あるいは感染症法上の、先ほど申し上げた、

状況はないけれどもウイルスを持つていて、そ

はいただいているところであります。

ただ、これについては、今のウイルスの状況を

見ながら今の状況にさせていただいているとい

うことで、当面すぐにはないことは思

いますが、ただ、これから、今回のプリンセス号についてお

は、これとは別の規定で今対応させていただいて

います。しかし、この状況をしっかり見ながら、当然、

対応しなきやいけないときに我々がそのツールを

持つていいなんてことでは國民を守ることがで

きませんから、そうした状況を見ながら、ただ、それで、ちょっとカジノのことをやらせていま

すが、今後、もしそれが必要であれば、國民の命とそして健康を守ることを最優先に、ちゅうちょなく判断していきたい、こう考えております。

○川内委員 万全の対策をおとりいただくことを

お願いをしておきたいというふうに思つてますし、

私どもからも提案があれば提案をさせていただきたいと思つておりますから、ここはもうこ

れ以上やらないとかいう固定的な考え方を持つております。

○川内委員 ダイヤモンド・プリンセス号の乗客の方が二千何百名、乗員の方が一千名ちょっとと

いう形で、部屋数が幾つあるのかとか、一人一人個別に船の中での生活を送るということは、

ちょっと不可能だと思つんですね。そうすると、感染者、あるいは感染が疑われる人、あるいは感

染しているのだけれども自覚症状がない人等と、同じ部屋でこれから十日間あるいは二週間過ごす

ことになる。

これは、ちょっと私は、何とか、政府対策本部

本部長としてお考えになられた方がよいのではな

いかと総理に申し上げたいし、あるいは、湖北

省、武漢からの方々の入国を拒否しますと、このことについても、地域的範囲についてももう一度政

府の部内で御議論をされた方がよいのではないか

というふうに考えますが、総理のお考えを聞かせていただきたいと思います。

○安倍内閣総理大臣 部屋割りがどうなつていて

かということについても、我々も把握をするよう

にしているところでございますが、多くは、例えば御夫婦という方が多いわけございまして、そ

ういう方はみんな同室ということになつていて、そ

んだろう、こう思うところございます。いずれにいたしましても、これ以上この感染が広がらないように全力を尽くしていきたい。

そして、武漢、湖北省から更に広げるべきかどうか

うかということをございます。これが、湖北省だけで五千万人でござりますから、

日本の人口の半分に対して入国を拒否する、しかも、そこに二週間以内に行つたことのある外国人

は入国を拒否するわけでござりますから、相当広

い範囲で今の段階ではやつてゐるわけでございま

すが、今後、もしそれが必要であれば、國民の命とそして健康を守ることを最優先に、ちゅうちょなく判断していきたい、こう考えております。

○川内委員 万全の対策をおとりいただくことを

お願いをしておきたいというふうに思つてますし、

私どもからも提案があれば提案をさせていただきたいと思つておりますから、ここはもうこ

れ以上やらないとかいう固定的な考え方を持つております。

○川内委員 このいわゆるパブリックコメント、これは内閣

委員会に対する政府からの資料として出されたもので、出されたときの建前は、これまでカジノ事

業者から政府に対する何らかの働きかけがあつた

と思うが、その働きかけに関連する資料を出してもらいたいという内閣委員会からの資料要求に対応したものであるというふうに聞いております。

そこで、聞くんですが、このパブリックコメントの中、三百五十四項目、さまざまなパブリックコメント、質問とか意見等が寄せられておりま

す。この三百五十四項目のパブリックコメントに、それぞれの、例えば全米商工会議所の会合に出席していたカジノ事業者の会社や、あるいは最

近話題の500ドットコムが出してきたパブリックコメントの項目数をまず教えていただけますか。

○赤羽国務大臣 今、川内委員が言われているのは、特定複合観光施設区域整備推進会議の取りまとめに対して、二〇一七年八月一日から八月三十日まで意見募集を行った、そして、同年十二月十五日にその結果を公表したということによろしいですね。(川内委員「そうです」と呼ぶ)

これは、もともと言うと、意見募集は、広く一般の方々から自由な意見、情報を出しやすくするという趣旨に基づいてパブリックコメントとして実施したものであるため、提出者の特定につながるおそれのある情報は非公表とさせていただいているのですが、しかしながら、今回、川内委員が

この国会で御質問をされるということを通告いたしましたので、しっかりと検討して、通告にあります

が、指定された五社について項目数を御報告するということは、これら五社に不利益が及ぶおそれはない、差し支えないと判断しましたので、お答えさせていただきます。いいですか、通告した五社でよろしいですね。(川内委員「はい」と呼ぶ)

MGMリゾーツ二十件、ワイン・リゾーツ十六件、ラスベガス・サンズは具体的な意見なし、シーザーズ・エンターテインメント十二件、500ドットコム一件。

以上でござります。
○川内委員 これらの項目数は教えていただきま

た結果、これを読むと、大変私も勉強になつたんです、武田大臣。カジノの具体的なことについて、めちゃめちゃ詳しく、いろいろ制度のことが書いてあって、おお、そうかみたいな。多分、事業者の方々にとって、政府に対するQアンドAみたいなもので、質問を出して、正式に政府とし

ての回答が来るので、これほど確かな回答はないわけですね。それで、今お答えをいただいたわけ

でございます。

ところが、肝心なことになると、このパブリックコメント、政府の回答の文章の末尾に、「今後

の制度化を通じて検討してまいります」と。これこれこれらの事柄については、「今後の制度化を

通じて検討してまいります」ということが書いてあります。

じゃ、今後の制度化を通じて検討してまいると、この項目が幾つあるのかということを、きのう、

これは質問通告しているんですけども、教えていただけますか。

○棚橋委員長 これは国土交通大臣ですか。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○棚橋委員長 それでは、速記を起こしてください。

○国土交通大臣赤羽一嘉君。

○赤羽国務大臣 私のところに来ているのは、先ほど、カジノ事業者、まあ、カジノ事業者かどうかちょっとわかりませんが、川内先生が言われておられるカジノ事業者五社、さつきの名前でそれぞれ

どの程度の項目数の意見を提出したのか、事実関係を伺うということでございました。

それについては、ちょっといろいろ意見もありまして、従来的には公表しないといふこともあります。

今、赤羽大臣は、質問通告を受けていないと私はおっしゃつたんですよ。私はしていますから、めちゃめちゃ不名誉なことを言われたんですね。

意味で御迷惑にはならないだろうと判断して御報告させたということでございまして、済みませ

ん、それ以外の通告は手元にはいただいていないので、用意しておりません。

○川内委員 いやいや、私、委員長、ちゃんと通じてまいります。」という文章の末尾になつてある項目が幾つありますかということを教えてください

ということを申し上げております。

だから、ちゃんとこれを教えていただかないで困るんですよ。

○赤羽国務大臣 濟みません、きのうの段階では受け取っていないので、今の趣旨……(発言する者あり)いや、それはそうなんですから、

ら、ちょっとこの時間内に調べてお答えさせていただきます。

○棚橋委員長 川内博史君、次の質問で、時間内ということですでの、そうしていただけますか。

(発言する者あり)まず、議場内はお静かにしてください、理事から話を聞きますので。両理事、いかがですか。(発言する者あり)議場内はお静かに、本多君。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○棚橋委員長 それでは、速記を起こしてください。

○国土交通大臣赤羽一嘉君。

○赤羽国務大臣 大変恐縮ですが、通告をいただいていないので、今ちょっと三三百数十項目について精査をしていますので、し次第、質問時間内に回答させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○棚橋委員長 それでは、大臣、後刻、理事会に提出してください。

○川内委員 いや、委員長、整理がおかしいです、議事の整理がおかしいです。

○赤羽国務大臣 は、質問通告を受けていないと私はおっしゃつたんですよ。私はしていますから、めちゃめちゃ不名誉なことを言われたんですね。

最後の、意見の公開についてのところには、氏名、住所、電話番号、ファックス番号、メールアドレスを除き、全て公開される可能性がありますよと書いてあって、所属、すなわち会社名と部署名は公開が前提ですよといふうに、そもそも意見募集のときに行っているんです。これは、多分、説明していないと思うんですよ、事務方は。だから、私は、これを公表していいんじゃないですか

しいか、私には今判断できません。ですから……(発言する者あり)お静かに。御静粛に。

〔速記中止〕

○棚橋委員長 速記を起こしてください。

○赤羽国務大臣 大変失礼しました。

別に川内先生の名前を汚すとかそういう趣旨じゃありませんでしたけれども、おわび申し上げます。あれば私たちも用意しているということだけます。

○川内委員 赤羽大臣、私、赤羽大臣のことを大変尊敬申し上げているんですよ。

三百五十四項目のうち、今、川内先生が言われます。いや、答えておられたかってなんですが、

三百五十四項目のうち、今、川内先生が言われます。あれば私たちも用意しているということだけます。

○赤羽国務大臣 大変失礼しました。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○棚橋委員長 それでは、速記を起こしてください。

○赤羽国務大臣 私のところに来ているのは、先ほど、カジノ事業者、まあ、カジノ事業者かどうかちょっとわかりませんが、川内先生が言われておられるカジノ事業者五社、さつきの名前でそれぞれ

どの程度の項目数の意見を提出したのか、事実関係を伺うということでございました。

それについては、ちょっといろいろ意見もありまして、従来的には公表しないといふこともあります。

今、赤羽大臣は、質問通告を受けていないと私はおっしゃつたんですよ。私はしていますから、めちゃめちゃ不名誉なことを言われたんですね。

最後の、意見の公開についてのところには、氏名、住所、電話番号、ファックス番号、メールアドレスを除き、全て公開される可能性がありますよと書いてあって、所属、すなわち会社名と部署名は公開が前提ですよといふうに、そもそも意見募集のときに行っているんです。これは、多分、説明していないと思うんですよ、事務方は。だから、私は、これを公表していいんじゃないですか

して、今後も続々と閉店が予定されています。

御承知のように、百貨店というのは従業員も取引先も多くて、地域経済にとつてはまさに甚大な影響を与える。スーパー・マーケットの売上げも増税後三ヶ月連続でマイナスで、二〇一九年、倒産は三十件に達しております。七年ぶりに増加という状況です。八%増税後、耐えに耐えてきたけれども、一〇%増税が最後の一撃になつたという状況です。

総理にお聞きしますが、総理が行つた二度の増税がこうした深刻な事態を生んでいます。こういう認識はおありでしようか。

○安倍内閣総理大臣 突然消費税を引き上げたのではなくて、当然、選挙を通じて消費税を引き上げることをお約束をする中において、ある断りをさせていただきたいと思います。

今は使い道を変える、また延期はするけれどもその後は引き上げるということを国民に問うた後に引き上げさせていただいているということは、お断りをさせていただきたいと思います。

今回の消費税引上げに当たつては、さまざまな施策を総動員して対応したところあります。このうした対策もあって、消費税率引上げ前の駆け込み需要やその後の落ち込みは、十月には台風の影響等も見られるものの、現時点では、全体として、前回ほどではないと見られます。

○藤野委員 引き続き、引上げによる影響には十分に注意をしてまいりますが、その他のデータ等については西村大臣から答弁させたい……〔藤野委員〕「それは後で聞きます」と呼ぶ後でですか、はい。

○藤野委員 今いみじくもおっしゃったように、前回ほどでないというのは、増税前の駆け込み需要とその後の反動減の幅の話なんですね。

○藤野委員 今いみじくもおっしゃったように、前回ほどでないというのは、増税前の駆け込み需要とその後の反動減の幅があります。今回の一〇%増税の幅、確かに比べるとちっちやいんですが、重大なのは、八%の増税後、ずっとこう水面下にない、消費の落ち込みがずっと続いて回復しない、こっちが大事なんですね。この幅、駆

け込みと反動減の幅じゃなくて、消費全体がどうなつてているか。それでいいますと、こうなつて落ちた、その水準がまたと統いて、そこから更

に落ちた、その二番目の落ち幅がちょっとちつちつでありますけれども、約千円増加

は、二〇一三年から一八年にかけて、月当たり、これは実質消費でありますけれども、約千円増加をしておりまし、二〇一三年は、これは二三年から一四年にかけては駆け込みがありますので非常に高い水準になつておりますけれども、二二年と比べれば六千円増加をしているという点もあります。

もちろん、消費をしつかりとぶやしていくことは大事でありますけれども、先ほどの、地方の人団が減少している中、百貨店の閉店、地方経済をしつかりと応援していかなければいけないということを我々も進めていきたいと思いますけれども、

○西村国務大臣 お答えを申し上げます。

二〇一三年度、見通し二・七%に対して実績二・六%。二〇一四年度、見通し三・三%に対し二・六%。二〇一五年度、見通し二・五%に対して二・〇%。一八年度、見通し二・五%に対して実績二・八%。一六年度、見通し三・一%に対して実績〇・一%。二〇一九年度の見通しは二・四%としているところであります。

この点、経済は生き物でありますので、海外経済の影響あるいは自然災害の影響等ござりますが、この間、全体としては着実に、GDPは名目で六十六兆円分ふやして、五百五十九兆円としているところであります。

○藤野委員 今いろいろおっしゃいましたけれども、世帯人員なんというのは確かに減っていますけれども、その影響だけこれほど、十二カ月のうち一カ月分の消費が減るなんてことは全然説明できないわけであります。ほかも、GDP、まさかGDPを持ち出すと思いませんでしたけれども、それは十七日に発表されますから。民間のシンクタンク全部、個人消費はマイナスですよ。それはまだいいですけれども、要するに私が言いたいのは、この二度の消費増税がもたらした結果、これを直視すべきじゃないか。

今、経済の担当大臣が出てこられましたけれども、私は、この消費税増税の影響を直視しないといふ姿勢が一番あらわれるのは、やはり経済成長の見通しとその結果ではないかと思うんですね。二〇二〇年度は名目成長率二・一%を目標にされているんですが、消費税を一〇%に増税をした上で二%以上の成長目標を立てられている。先ほど言ったように、民間シンクタンクはもう全てマイナスの見通しなんですね。

○西村国務大臣 まさかそちの方で答えるとは思いませんでしたけれども。

今おっしゃったのは、二〇一六年度に、いわゆる六百兆を目指すんだというのもとに、GDPの計算方法を変えたわけですね。その変えて、かさ上げしたものを今お答えになりました。やはり、当時の目標自体は当時の基準でつくっているわけですから、それが達成できたかどうかも当然結果だけかさ上げして今お答えになつたというのは、もう本当にやめてほしい。そういう姿勢だから経済の実態がごまかされていくわけですね。

当時の計算方法でいけば、今お答えになつたかさ上げしたやつでも、二〇一五年度しか目標を上回つていないです。二・七と二・八とおっしゃいましたけれども、かさ上げしてさえ、自分が立てたシナリオを達成できていないわけです。もともとの基準でいえば、かさ上げする前の、当初目標を決めた時点のGDP計算方法でいけば、全く七年間一度も達成できていない。これが実態ですよ、いわゆる結果ですよ。

○西村国務大臣 まさに個人消費なんですね。個人消費が政府見

名目成長率の見通し、実績、どのようになつていいますでしょうか。

○西村国務大臣 お答えを申し上げます。

二〇一三年度、見通し二・七%に対して実績二・六%。二〇一四年度、見通し三・三%に対し二・六%。二〇一五年度、見通し二・五%に対して実績二・二%。二〇一五年度、見通し二・七%に対して実績二・八%。一六年度、見通し三・一%に対して実績〇・一%。二〇一九年度の見通しは二・四%としているところであります。

この点、経済は生き物でありますので、海外経

通しを上回ったのは二〇一三年度だけであります。これは何で上回ったかと云うと、消費税増税前の駆け込み需要が二〇一三年度にあつたからですね、当然、二〇一四年四月からですか。日本経済の六割近くを占める個人消費が消費増税の影響から脱し切れない。このまま二%なんという高い成長シナリオが実現できるわけがないということを、皆さん方がある意味証明していると思うんです。

総理にお聞きしたいんですが、細かな数字はありますけれども、私が言いたいのは、総理が冒頭おっしゃったように、消費税増税の影響は何か前回ほどではないとか言って、増税の深刻な影響、これを直視してこなかつた。この姿勢が、七年連続して二パーとか三パーとか高い名目成長率の目標を設定し続けたこと、そして、七年連続未達成だったというこの結果にあらわれているんじやないですか。その基本的な姿勢を。

○安倍内閣総理大臣 前々回、三%引き上げたときには駆け込み需要があり、八%に三%引き上げたときには確かにこれは駆け込み需要があり、谷が深かつたのは事実でございます。そのときの反省、経験を踏まえて、今度は十二分な対策を行つたところでございます。

しかし、もちろん、台風等の災害等の影響があつたのは事実でございますが、国民の皆さんのが実感に近い名目家計消費は、二〇一六年以降増加に転じまして、二〇一八年には、消費税率引上げ前の駆け込みを含まない二〇一二年の水準まで回復をしているのは事実でございますし、二〇一九年に入つてからも増加傾向でございます。

そしてまた、実質についても、二〇一八年半ば以降は増加に転じているところでございまして、GDPベースで見ると云うことは先ほど西村大臣が答弁させていただいたとおりでございます。

いずれにいたしましても、どのような影響があるかということについてはしっかりと注視はしています。

○藤野委員 いろいろおっしゃいましたけれども、GDPとおっしゃいますけれども、七一九ですね、二〇一九年の七一九。七一九というの

は、当然、十月に増税するわけですから、少ない

にしろ駆け込み需要もあって、それも含んでいます。

十七日に十一・一二が出来ますから、十一・一二月が出

てGDPの話をしたらいいと私は思います。

私はやはり、家計消費というものが冷え込んでいます。その影響が軽視されていることが七年連続です。

○藤野委員 私はやはり、家計消費というものが冷え込んでいます。その影響が軽視されていることが七年連続です。

私は例えれば、ポイント還元についてもいろいろお話を聞いてきました。その話をお聞きします

と、やはり今現場で起きているのは、二度の消費税増税で耐えてきて、また今回来たと。結

局、増税によつて消費が減少するわけですね。パ

イogi小さくなる。そのパイをとり合うという競争になつてゐるということなんですね。今度の政府

の対策というのは、そのパイのとり合いにキャッシュレスで参戦しろ、こういう対策ですよ。

○梶山国務大臣 このキャッシュレスによるパイのとり合いといふのは何を生み出すか。

もちろん、このキャッシュレスに参加できなかつたのは七割ですから、そういう七割の方は

合意に加わった三割の事業者、この方々にお聞きしますと、やはり矛盾なんですね。

配付資料にも、政府の資料にもそれが出ていて、と思うので紹介したいんですけど、この配付資料の

四番目の上の方は、還元事業参加店舗の約三九%

は売上げに効果があった。

逆に言えば、六割は効果がなかつたということですね、売上げはふえていませんと。それはそ

うです。縮小しているんですから、全体の消費

が、全体の消費が縮小しているわけです。

そのもとで、その下の、キャッシュレス決済比率が、売上げに占める比率が一・二五倍になつた。

売上げが減つていて、売上げがふえていない、減つてゐるのにキャッシュレス比率がふえるとど

うなるかといいますと、逆に、今まで売上げのとどき現金で支払われていた分がキャッシュレスに置

なつて、当然これはできなくなる、個人消費が冷え込んでいるわけですから。そういうところをや

りは反省しないと、本当にだめになつてくると思ひます。

先ほど申しましたように三つの目的があるといふことです、その目的に対し効果が出ている

と、いうことであります。

○藤野委員 効果が出ているとおっしゃるその前に、総理、やはり、そうした矛盾を認めない、な

ぜ認めないのかということなんですね。当然のことです。売上げは減つていて、効果がないという

のが六割で、キャッシュ比率はふえているわけですか。認めなければ、逆に矛盾を拡大していくわ

うことです。

総理が強弁されるように、経済がよいと言つてゐるのであれば、私、税収にはね返つてくるといふふうに思ふんですね。

実際、総理は施政方針演説の中で、二〇二〇年度、過去最高の六十三・五兆円になるとおっしゃいました。過去最高ということでお聞きすると、直近でいえば、二〇一八年、平成三十年の六十・四兆円の峰を超えるということだそうであります。

ですから、ここからどうなるかということ、金額でいえば六十・四兆が六十三・五ということ

だと思うんですが、財務大臣、ちょっと税目別に教えていただきたいのですが、直近の過去最高

だつた二〇一八年年度の法人税、所得税、消費税、いわゆる基幹三税の決算額は幾らで、二〇二〇年

度はどうなると見込んでいるんでしょうか。

○麻生国務大臣 これは令和二年度になりますね。令和二年度の予算の税収になりますけれども、消費税率引上げによる増収分に加えて、雇用・所得環境の改善が統一して、消費を始めとする内需……(藤野委員「額だけで結構です」と呼ぶ)

我々としては六十三・五兆円を見込んでいるという話であります。

その上で、いわゆる基幹三税について申し上げさせていただければ、所得税は十九・五兆であり

ます。

○梶山国務大臣 はい。

キャッシュレスの推進は、中小店舗にとって、

売上げ以外にも、両替の回数やレジ締めの時間の

ます。それから、法人税収十二・一兆、そして消費税は二十一・七兆ということになつております。

これに対して、今言われました、これまで過去最高であつた平成三十年度の税収実績は六十・四兆であり、内訳について申し上げさせていただくと、所得税収は十九・九兆、法人税収十二・三兆、消費税収十七・七兆円となっております。

○藤野委員 今御答弁いたとおりまして、配付資料の五はまさにその数字であります。

つまり、法人税は十二・三から十二・一に二千億円減り、所得税は十九・九から十九・五に四千億円減り、消費税が十七・七から二十一・七に四兆円ふえるというのが過去最高の中身であります。

総理にお聞きしたいんですが、政府自身がこういう見通しなんですね、法人税と所得税は減り、消費税だけが四兆円ふえると。総理、これは一体どこがうまくいっているんでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 過去最高の税収となるということは事実でございます。(発言する者あり)いや、過去最高の税収となるというのは事実でございまして、その中で、消費税を引き上げるという中でさまざまな影響が出ているというのは事実であるう、こう思うところでございますが、しかし、消費税引上げ後についても、我々も十分に注視をしながら、今まで、今回も、できる限りの対応を行つたところでございます。

先ほどポイント還元について藤野委員の立場から御意見を開陳されたのでございますが、我々としては、中小企業が、ポイント還元は売上げに効果があつた、四割の方が効果があつたというふうを答えておられるのも事実であろう、このように思うのでございまし、キヤッショレス化が進んでいくことは、これはまさにインバウンドにおいて今四兆五千億円という新たな大産業が誕生したわけでございまして、中小零細、地方の方々も、そうした大きな流れの中でこのキヤッショレス化

を進めていくことは、中小零細の小売店等にとって間違いなくプラスになつていく、このように考えております。

○藤野委員 今総理が、六十三・五兆、最高なのは事実でございますというのは、私はちょっととびっくりしまして。

○藤野委員 といいますのも、総理は、昨年の一月二十八日の施政方針演説でもこうおっしゃつておられます。「この六年間、三本の矢を放ち、経済は一〇%以上成長しました。国、地方合わせた税収は十八兆円増加し、来年度予算における国の税収は過去最高六十二兆円を超えてます。」と。要するに、去年も、六十二兆を超える過去最高の税収になるとおっしゃつておられたんですよ。実際どうか

というと、減額補正されまして、結局六十・二兆円ですよ。去年も過去最高と言つて達成できなかつたのに、ことしも過去最高。ちょっと、やはり実態を見ていただきたいというふうに思いました。

次の質疑者がおりますので、最後、申し上げますけれども、やはり消費が冷え込んでいるんですけど、二度の消費税増税でこれだけのことが起きて、いるというこの現実をまず直視していただきたい。そして、その上で、やはり、日本経済の六割近くを占める家計を応援する、そのためには消費税を緊急に五%に減税すべきだというふうに思います。

世界各国、ドイツもフランスもイタリアも、所得税の減税や、あるいは日本の消費税に当たるもの層に力に応じた負担を求めるこによって、その据置きもしているわざであります。日本だけがそれに逆行している。

○安倍内閣総理大臣 これは、何回か御質問いたしました、お答えをさせていただいているわけですが、同じ質問でございますので同じ答えにならざるを得ないのでござりますが、内閣官房が確認をした結果、私の事務所から推薦を行つた者で、招待されなかつた例も承知をしているところであります。

他方、事務所に確認したところ、招待者名簿をいただいてるわけではないので、具体的な人數やどのような人が招待されなかつたかについては明瞭ではないといふことでござりますが、私の事務所から推薦を行つた者で、招待されなかつた例もあつたものと承知をしております。

○宮本委員 内閣府、内閣官房が招待しなかつた場合、安倍さんの事務所から推薦して招待しなかつた場合は、連絡は当然、安倍事務所の方に行くんじゃないですか。

○安倍内閣総理大臣 今お答えをしたとおりでございまして、内閣官房が確認した結果、私の事務所から推薦を行つた者で、招待されなかつた例もあつたものと承認をしております。

他方、事務所に確認したところ、招待者名簿をいただいてるわけではないので、具体的な人數やどのような人が招待されなかつたかについては明瞭ではないといふことでござりますが、私の事務所から推薦を行つた者で、招待されなかつた例もあつたものと承認をしております。

○宮本委員 私の聞いていることに答えていないんですよね。

内閣府、内閣官房は、安倍事務所から推薦があつた者について断つた例がある。そうしたそれぞれ個別に連絡をとつたりはしていないといふことでござりますので、今お答えしかねるといふことでござります。

○宮本委員 内閣府、内閣官房が招待しなかつた場合、安倍さんの事務所から推薦して招待しなかつた場合は、連絡は当然、安倍事務所にはあつたんですね、なかつたんですねとかといふことを聞いているんですよ。

委員長、ちゃんと答えさせてください。

○安倍内閣総理大臣 それは、当然そうなるといふことではなくて、今申し上げておりますように、事務所に確認をしたところ、招待者名簿をい

<p>ただいるわけではないので、具体的な人数やどのような人が招待されなかつたかについては明らかではないということです。(発言する者あり)</p> <p>○棚橋委員長 静謐にお願いいたします。</p> <p>○安倍内閣総理大臣 これも既にもうお答えをしておりましたが、そういう御連絡をいただいていないということでございました。</p> <p>○宮本委員 ですから、内閣府、内閣官房から地元の安倍事務所のところに対し断りの連絡はなかつたと。つまり、全員呼ばれていたということですね、地元の山口の方は、招待されなかつた方に対する連絡もとつた記憶がないということですから、普通は、参加申込みがあつて、そして安倍事務所を通じて申し込んだにもかかわらず招待されないということになつたら、当然、安倍事務所はおわびに行かなきやいけないわけですよ。それをやつていないうことは、間違いく、事務所から推薦した方、山口の地元の方については全員招待されていたということだと思ひます。</p> <p>その一方、じゃ、断つた例というのは何のかといふと、あとあるとしたら、安倍昭恵さんの関係なのかなというふうに思ふんですね。安倍事務所から推薦しても結果として招待されなかつた例もある、これは地元山口で参加を申し込んだ方ではなくて、安倍昭恵さん関係の方なんじゃないですか。</p> <p>○安倍内閣総理大臣 私の答弁に尽きるわけですが、いまして、宮本委員はいろいろと御想像をたくましくしておられるわけでございますが、内閣官房が確認した結果、私の事務所から推薦を行つた者で、招待されなかつた例もあつたものと承知をしていますが、招待者名簿をいただいているわけではありませんので、具体的な人数やどのような人が招</p>
<p>待されなかつたかについては明らかではないということです。</p> <p>また、事務所において幅広く参加希望者を募る過程で、私自身も事務所から相談を受ければ推薦者について意見を言うこともありますが、その際、妻の意見を参考として私の意見を言うこともあります。私も私の意見を伝えたものであります。</p> <p>○宮本委員 これは通告しているんですよ。安倍昭恵さんにも確認してほしい、安倍昭恵さんが推薦で意見を出した方のうち招待されなかつた方がいたんではないのか、これは奥様の記憶を確認してほしいと私は通告しております。答えてください。</p> <p>○安倍内閣総理大臣 それについては、そうした記録が残っていないので明らかにすることはできませんが、つまびらかに申し上げることはできないと申します。つまり、記憶をたどつてみてくれということがあります。</p> <p>○宮本委員 これは参考なんですが、事務所において幅広く参加希望者を募る過程で、私自身も事務所から内閣府、内閣官房に伝わっていくといふことでございましたが、その際、妻の意見を参考として私の意見を言うこともあります。</p> <p>○安倍内閣総理大臣 それについては、そうした記録ではなくて、私にいろいろと参考としての意見を伝えたということでござりますから、その中でどなたが招待されたか、されなかつたかということについては、この記録も残つておりますんで、妻としても、それは今つまびらかにどうだつたかということは申し上げられない、こういうことでござります。</p>
<p>○宮本委員 委員長、私は、奥様の記憶も含めて、事務所スタッフの記憶も含めて、ちゃんと確認してほしいという質問通告をしているのに、こういったふうに私は通告をしました。しかも、ちゃんと、事務方が伝えないとかつたらまづいことであります。私の妻からの推薦、そういうカタゴリーはないということは申し上げておきましたが、記録がないという話ですよ、先ほど閣僚席からありましたけれども。</p> <p>記録でいつも答えられる、あるいは政府に確認したっていうんじや困るから、事務所スタッフや、ちゃんと安倍昭恵さんの記憶を確認してください。これは総理だつたらできるし、総理にしきれないことだから、そして総理にしか聞けない。これは総理だつたらできるし、総理にしきれないことだから、そして総理にしか聞けないこの場で私はわざわざ通告をしている。私たつた十分の短い時間をこういう形で答弁されたというのは、本当に私は全く納得できないものでござります。</p> <p>○宮本委員 委員長にお願いしたいんですけども、ぜひ、私が質問通告して、記憶の部分、この点について</p>
<p>の事務所から推薦を行つた者で、招待されなかつた例もあつたものと承知をしておりますが、招待者名簿をいただいているわけではございませんので、具体的な人数やどのような人が招待されなかつたかについては明らかではないということです。</p> <p>また、事務所から内閣官房に伝わっていくと申します。じゃ、記憶をたどつてみてくれということも申し上げたのでござりますが、まず、妻の認識として、私は、この範囲に広げるというのはどうかということについて、こういう人たちはいりますよということについて私に意見を言つたのでござりますが、それをどうするかということについては、私の判断で、私が事務所に伝え、そして事務所から内閣府、内閣官房に伝わっていくと申しますから、妻が、この人たちが言つたから招待されるというところでは、そもそもそういう認識でもないわけでござりますから、そもそもその人たちが招待されたか、されなかつたかということについての認識はなかつたということでござります。</p> <p>記憶はなかつたかということ以前の問題としで、そういう自分の推薦ということはどうなつたかということではなくて、私に意見を言つたといふところで完結をしているということでござります。</p> <p>○宮本委員 それは全く納得できないです。安倍昭恵さんは、桜を見る会の前夜も当日も、招いた方々と御一緒に写真撮影とか交流とかされているわけですよ。</p> <p>○棚橋委員長 宮本君、恐縮ですが、時間がすぎれども。</p> <p>○宮本委員 そうですね、時間がですから終わります。</p> <p>○棚橋委員長 後刻 理事会で協議をいたしました。</p> <p>○宮本委員 終わります。ありがとうございます。</p>

等が多いのでございますが、倒産件数も減つてきましたという中で、やはり一番大切なのは、地方において働く場所がないということが東京に出てくる一つの大きな原因だつたんですが、その意味においては、四十七全ての都道府県で初めて有効求人倍率が一倍を超えていたわけあります。

その中で、きのうは前原委員から、それは言いわけではないかということを言われたんですが、しかし、その中で、景気がよくなると、東京が伸びる大きいものですから、どうしても東京にぐんと入つてくる。ですから、第一次安倍政権のときには十五万五千人が入つてきた、これはピークだったわけでございますが、これから比べれば減つてきている。ただ、まだ超過であることは事実であります。その中で、KPIが景気がよくなる中においてピークよりも低く抑えられていたのは事実でありますから、そういう面ではきいていたのではないか、こういうことであります。

しかし、根本的なことにおいては、十代後半や二十代の若者が東京圏への転入超過の大半を占めていますので、それを考えれば、就学、就職が東京圏への移動の大きなきっかけとなっているわけでありまして、そのため、地方に、若者に魅力あるふれる働く場、学びの場をつくることが重要ではないかということで、きらりと光る地方大学づくり、これはすぐにできるわけではございませんから、少し時間がかかるのでございますが、また、東京から地方へ移住、起業、就業する場合に、最大三百万円支給する制度を更に使いやすくしていく。またさらに、都市に住む皆さんの地方での兼業、副業を促すために、人材のマッチングや移動費の支援を行う新たな制度を創設する。そして、関係人口を拡大して、将来的な移住につなげる。まずは、いきなり移住するよりも、関係人口、先ほど北村大臣が答弁したような形でかかわつていただき。

寝屋川も私も一度お邪魔をさせていただいて、まあ、委員の対立候補の応援であつたわけでございますが、その意味では、まず、おめでとうござ

まして、慎重に丁寧に検討を進めてまいりたい、こう考えております。

○藤田委員 ありがとうございます。

I Rに関連して、いわゆる維新以外の野党の皆さんには、これはもう白紙にせよとかという声もあるんですけれども、私は、いわゆる現ナマが飛び交う、ポケットに入れたとか、そういう問題と國家の成長戦略とは全く別次元でありますから、この外形的公正性をいかに担保するかということを、非常に厳し過ぎるぐらいのルールを設定するということを、これは行政の目線ではできませんから、政治的意思として発信していただきたいと

いうふうに思います。

例えば、大阪では、公職者から特定の事業者に係る要望を受けた場合は、記録して作成して公表するというような……(発言する者あり)

○棚橋委員長 御静粛にお願いいたします。

○藤田委員 非常に厳しいルールも運用されているわけです。私ら維新の会でしかれども、維新的会は……(発言する者あり)

○棚橋委員長 御静粛にお願いいたします。

○藤田委員 I R関係の業者と飯食い一切禁止といふのは通達を受けています。当たり前のことをや

と思います。

このようないわゆるそういう疑惑で、本来あ

るべき趣旨のものがなくなつてしまふというの

は、これは、今この、これから日本が新しい産業を起こしていくて新しい流れをつくつていかな

いといけない中では、大いにマイナスになるもの

と思います。ですから、そのためには、先ほど申

し上げましたが、必要以上に厳しい規制をつくつて自分たちを律する、そういうことをぜひ政治の

意思でやつていただきたいと思います。

最後に、そのことについて総理から一言いただ

けますか。

○安倍内閣総理大臣 I Rの推進に当たっては、国民的な理解が大変重要であり、事業者選定の公平性等が外形的、客観的にも担保されるよう、必

要となる手続や審査方法などについて、高い独立

性のもとに審査を行うカジノ管理委員会や国会での御議論も十分に踏まえて、丁寧に検討をしてまいりたいと考えております。

○藤田委員 ありがとうございます。

I R方式、大阪ルールは非常に、多分、日本一厳しいルールでやつてあると思いますので、ぜひ、そのレベルまで上げていただいてやっていただきたいなどいうふうに思います。

委員長、まだ時間ありますか。

○棚橋委員長 いえ、恐縮です、ちょうどオンタ

イムで。

○藤田委員 ちょうどオンライン、わかりました。ありがとうございます。

ちょっと最後、大阪都構想についてやりたかったんですけども、公明党さんの多大なる御協力も得て、大阪都構想の住民投票が十月份に実施されるわけですけれども、そのことをちょっとこの地方創生と絡めてやりたかったんですけども、また次回、ぜひともさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

きょうは、ありがとうございます。

○棚橋委員長 これにて藤田君の質疑は終了いたしました。

以上をもちまして基本的質疑は終了いたしました。

次回は、明六日前九時から委員会を開会し、一般的質疑を行ふこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時十三分散会

令和二年三月十日印刷

令和二年三月十一日發行

衆議院事務局

印刷者
國立印刷局

C